



山形県公報

令和3年6月11日(金)

号 外 (24)

目 次

公 告

○包括外部監査結果に関する報告の公表…………… (監査委員) …… 1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、山形県包括外部監査人柴田真人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年6月11日

山形県監査委員	森	谷	仙 一 郎
山形県監査委員	星	川	純 一
山形県監査委員	松	田	義 彦
山形県監査委員	海 老 名		信 乃

令和3年6月11日印刷 発行所 山形県庁
令和3年6月11日発行 発行人 山形県

令和3年6月11日（金）

山形県公報 号外（24）

令和2年度

包括外部監査の結果報告書

（テーマ） 基金の管理及び運用に関する事務の執行について

令和3年3月

山形県包括外部監査人

柴田 真人

第1章	包括外部監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件を選定した理由について	1
4	包括外部監査の実施期間	1
5	包括外部監査の対象期間	1
6	包括外部監査の方法	2
7	包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	2
8	利害関係	2
第2章	包括外部監査対象の概要	3
第1	山形県の基金の状況	3
1	基金の定義・役割・分類	3
2	令和元年度に設置している基金の一覧	4
3	直近10年間の残高推移	5
4	運用の状況	7
第2	基金の事務手続	8
1	基金の管理に関する事務	8
2	基金の運用に関する事務	11
第3	監査の対象とした基金	15
第3章	包括外部監査手続の概要	16
1	各基金の管理について実施した手続	16
2	基金の運用について実施した手続	19
3	基金の実在性の検証	21
第4章	包括外部監査の結果	22
1	監査の結果及び意見について	22
2	監査要点ごとの指摘事項及び意見の分布	22

3	監査の結果及び意見（総合意見）【意見】	23
4	監査の結果及び意見（各論）の要約リスト	26
第5章	監査の結果（各論）	45
第1	各基金の管理	45
1	財政調整基金	45
2	県債管理基金	52
3	県有施設整備基金	56
4	土地開発基金	61
5	災害救助基金	67
6	環境保全基金	85
7	ふるさと農村地域活性化基金	91
8	介護保険財政安定化基金	97
9	森林整備地域活動支援基金	103
10	高等学校奨学基金	106
11	産業廃棄物税基金	116
12	やまがた緑環境税基金	125
13	社会貢献活動促進基金	136
14	後期高齢者医療財政安定化基金	143
15	安心こども基金	149
16	森林整備促進・林業等再生基金	154
17	再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金	159
18	農業構造改革推進基金	163
19	地域医療介護総合確保基金	167
20	若者定着支援基金	185
21	国民健康保険財政安定化基金	193

22	スポーツ振興基金	198
23	健康長寿県やまがた推進基金	204
24	まち・ひと・しごと創生拠点整備基金	208
25	森林環境譲与税基金	213
第2	基金の運用	217
1	年間資金運用計画の策定	217
2	山形県公金管理委員会による協議	223
3	基金の繰替運用による一元運用	226
4	繰替運用後歳計現金等の資金不足と一時借入金	232
5	債券運用	239
第3	基金の実在性の検証	248
1	基金管理簿の整備状況	248
2	基金管理簿上の残高の実在性	248

第1章 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

基金の管理及び運用に関する事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由について

「山形県財政の中期展望」（令和2年2月）によれば、県の財政は、社会保障関係経費や公債費が高い水準で推移していること等により、多額の財源不足が生じ、調整基金を取り崩して収支の均衡を図っている状況である。

県は、厳しい財政状況の中で持続可能な財政運営を確保するため、歳入・歳出の両面から財源不足額の解消に向けた対応策を講じ、調整基金取崩しの抑制に努めている。このうち、歳入面では、基金や特別会計資金の有効活用により、令和3年度から令和6年度までで104億円を確保することを当面の数値目標としている。

県の基金は、平成30年度末時点で24基金存在し、残高総額は490億円である。当該残高は、県の平成30年度一般会計の当初予算規模6,051億円の8%に相当し、県の財政に占める重要性は高いものとする。

このような状況を踏まえ、基金の管理及び運用に係る事務について合规性、充当事業の有効性、運用の効率性等の観点で監査することは意義が大きいと考え、今回の包括外部監査のテーマとして選定した。

4 包括外部監査の実施期間

令和2年4月から令和3年3月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として令和元年度分の執行分（必要に応じて他の年度分も対象とした。）

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 基金の管理及び運用に係る財務事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか
- ② 基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか
- ③ 基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか
- ④ 基金の運用は効率的に行われているか

(2) 監査手続

- ① 基金の概要について調査票による質問を実施した。
- ② 基金の管理及び運用に関する資料を閲覧するとともに、内容について所管部局にヒアリングを行った。
- ③ 基金が充当されている事業に関する資料を閲覧するとともに、内容について所管部局にヒアリングを行った。
- ④ 基金残高について、残高証明書等との照合により、実在性を検証した。
- ⑤ 該当する場合、過年度包括外部監査結果の措置状況について確認した。
- ⑥ その他監査の過程で必要と判断した手続を実施した。

7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 柴田 真人

(2) 補助者

公認会計士	吉沢 公人	公認会計士	富樫 研輔
公認会計士	松田 卓也	公認会計士	浅野 和宏
公認会計士	齋藤 翔太		

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査対象の概要

第1 山形県の基金の状況

1 基金の定義・役割・分類

(1) 基金の定義

基金は、地方自治法第241条第1項において、「特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するため」の資金又は財産と規定されている。

地方自治法（昭和22年法律第67号）より抜粋

（基金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

(2) 基金の役割

- ① 歳入・歳出の著しい変動に対して年度間の財源を調整する
- ② 特定の目的を持つ事業を複数年度にわたり安定的に運営する

（参考）地方財政審議会「今後目指すべき地方財政の姿と令和2年度の地方財政への対応についての意見」第二 令和2年度の地方財政への対応より抜粋

1. ③地方自治体の基金

地方自治体の基金は、年度間の財源調整や、特定の事業の複数年度にわたる安定的な運営等のために設けられるものである。地方自治体は例外的に認められている範囲内でしか赤字地方債を発行することができないため、歳入・歳出の変動は、基金で対応することが地方財政上の前提であり、一定水準の基金の確保は、財政運営上当然に必要なものである。

(3) 基金の分類

基金は、地方自治法第241条第1項の規定により、次の2種類に分類される。

積立基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる基金
定額運用基金	特定の目的のために定額の資金を運用する基金

2 令和元年度に設置している基金の一覧

県が令和元年度に設置している基金は次のとおりである。このうち、No. 4「土地開発基金」のみが定額運用基金であり、その他は全て積立基金である。

(単位：千円)

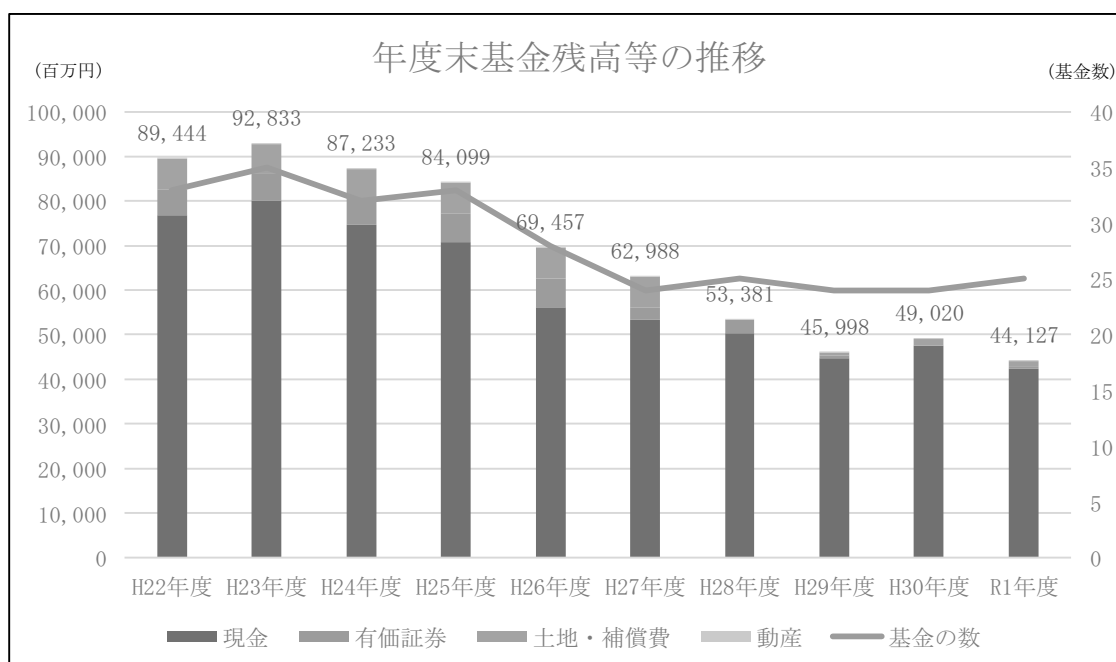
No.	基金の名称	保有区分	令和元年度 末残高	造成財源			基金廃止 予定年度
				一般財源	国庫	その他	
1	財政調整基金	現金	9,826,811	9,826,811			
2	県債管理基金	現金	13,800,612	13,800,612			
3	県有施設整備基金	計	2,904,475	2,904,475			
		現金	2,604,475	2,604,475			
		有価証券	300,000	300,000			
4	土地開発基金	計	6,051,825	6,051,825			
		土地	875,203	875,203			
		補償費	529,480	529,480			
		現金	4,647,142	4,647,142			
5	災害救助基金	計	540,682	540,682			
		現金	518,662	518,662			
		動産	22,020	22,020			
6	環境保全基金	現金	382,223	188,609	188,609	5,006	令和9年度
7	ふるさと農村地域活性化基金	現金	856,439	570,959	285,480		
8	介護保険財政安定化基金	現金	1,397,125	453,523	453,523	490,079	
9	森林整備地域活動支援基金	現金	8,640		8,640		
10	高等学校奨学基金	現金	766,681		766,681		
11	産業廃棄物税基金	現金	106,015	106,015			
12	やまがた緑環境税基金	現金	74,838	74,838			
13	社会貢献活動促進基金	現金	92,906			92,906	
14	後期高齢者医療財政安定化基金	現金	876,576	292,192	292,192	292,192	
15	安心こども基金	現金	276,249		276,249		令和5年度
16	森林整備促進・林業等再生基金	現金	53,512		53,512		令和2年度
17	再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金	現金	44	44			
18	農業構造改革推進基金	現金	270,308		270,308		令和6年度
19	地域医療介護総合確保基金	現金	3,961,380	1,485,335	2,470,369	5,676	
20	若者定着支援基金	現金	668,678	356,947		311,731	

(単位：千円)

No.	基金の名称	保有区分	令和元年度 末残高	造成財源			基金廃止 予定年度
				一般財源	国庫	その他	
21	国民健康保険財政安定 化基金	現金	892,112		892,112		
22	スポーツ振興基金	現金	264,911	264,911			
23	健康長寿県やまがた推 進基金	現金	6,755			6,755	
24	まち・ひと・しごと創生 拠点整備基金	現金	38,217		38,217	令和2年度	
25	森林環境譲与税基金	現金	9,205		9,205		
合計			44,127,218	36,917,777	6,005,097	1,204,345	

3 直近10年間の残高推移

県の平成22年度から令和元年度までの10年間に保有する基金の年度末残高（保有区分別）の推移は次の図のとおりである。



平成22年度には33基金を設置し、年度末残高として894億円を保有していたが、令和元年度は、基金の数が25、年度末残高が441億円に減少している。

特に平成22年度から平成27年度にかけての基金の数及び残高の減少が大きいが、これらの基金の多くは、平成20年のリーマン・ショック、平成23年の東日本大震災等を受け、国が補正予算等で経済対策等を行う際に、その一環として地方自治体に対して交付された国庫補助金等を財源として設置されたものである。

この期間に事業費として充当後、廃止された基金のうち、ピーク時の年度末残高が10億円超の基金の推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

基金の名称	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地域福祉基金	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	-
障がい者自立支援対策等臨時特例基金	1,581	638	30	-	-	-
地域活性化基金	4,706	256	-	-	-	-
ふるさと雇用再生特別基金	2,144	50	-	-	-	-
緊急雇用創出事業等臨時特例基金	9,032	7,873	5,849	3,341	1,096	-
介護基盤緊急整備等臨時特例基金	2,620	267	1,576	12	12	-
介護職員処遇改善等臨時特例基金	2,687	320	345	29	1	-
地域医療再生臨時特例基金	3,907	4,659	2,851	1,307	554	-
予防接種緊急促進臨時特例基金	915	668	-	-	-	-
新雇用創出産業対策特例基金	-	4,000	2,964	2,445	-	-
再生可能エネルギー等導入促進基金	-	7,997	7,129	5,550	3,040	433
地域経済活性化基金	-	-	-	5,086	-	-
計	28,792	27,929	21,944	18,970	5,903	433

4 運用の状況

県では、県資金全体での効率的運用を図るため、基金条例により繰替運用が可能な全ての基金について、歳計現金に繰り替え、会計局が一元的に運用している。

会計局が一元運用する歳計現金等は、支払準備資金については普通預金により、支払準備資金を超える余裕資金については主として定期性預金により運用されている。

また、長期の運用が可能な基金については、基金所管部局がその一部を債券により運用している。

平成 24 年 3 月 29 日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」より抜粋

1 一元運用の趣旨

県が設置する基金の運用については、運用原資の大ロット化によるより有利な運用、ペイオフ発生時の迅速かつ効果的で統一的な対応、歳計現金が不足する場合に発生する一時借入の最小化などの観点から、本県資金全体での効率的運用を図るため、各基金のうち可能なものについては歳計現金への繰替等により、会計局が一元的に運用する。

平成 22 年度から令和元年度までの 10 年間の預金（繰替運用を含む）及び債券運用に係る年度平均残高並びに運用利息の推移は次のとおりである。

	年度平均残高（百万円）			運用利息(B) (千円)	利回り(B/A)
	預金	債券	合計(A)		
平成 22 年度	67,849	2,337	70,186	89,367	0.127%
平成 23 年度	65,281	5,944	71,225	105,032	0.147%
平成 24 年度	64,900	5,804	70,704	109,519	0.155%
平成 25 年度	62,215	6,512	68,727	72,436	0.105%
平成 26 年度	71,500	6,531	78,031	80,528	0.103%
平成 27 年度	64,447	6,271	70,718	90,894	0.129%
平成 28 年度	57,369	2,966	60,335	25,569	0.042%
平成 29 年度	53,605	1,116	54,721	22,455	0.041%
平成 30 年度	47,772	52	47,824	8,823	0.018%
令和元年度	40,028	7	40,035	4,857	0.012%

第2 基金の事務手続

1 基金の管理に関する事務

(1) 設置

基金は、法律で設置が義務付けられているもののほかは、特定の目的をもって条例で定めることにより設置される。

なお、法律で設置が義務付けられている基金として、財政調整基金(地方財政法)と災害救助基金(災害救助法)がある。

地方自治法(昭和22年法律第67号)より抜粋(再掲)

(基金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

地方財政法(昭和23年法律第109号)より抜粋

(地方公共団体における年度間の財源の調整)

第4条の3 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなる時、又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額(普通税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別法人事業譲与税、特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の額の合算額をいう。以下同じ。)が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなるときは、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）より抜粋

（災害救助基金）

第 22 条 都道府県等は、前条第 1 項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

(2) 積立て・取崩し

基金及び基金運用益の積立ては、毎会計年度の予算に計上したうえで実施する。なお、基金の運用益を基金に編入するかは基金条例で定められている。

基金の取崩しは、設置条例で定めた特定の目的に充当する場合のみ可能である。なお、基金から直接、目的事業に充当するのではなく、基金から一般会計に繰り出した上で充当することとなる。

県では、積立て・取崩しに関する具体的な事務手続については、会計局会計課資金出納担当が作成した「基金管理マニュアル」及び「基金管理マニュアル付録（基金所管課の手続きについて）」に基づき実務を行っている。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）より抜粋

（基金）

第 241 条

3 第 1 項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

(3) 財産管理

基金に属する現金及び債券については、歳計現金の出納・保管と同様、会計課が出納・保管を行い、毎月「基金受払表」を作成して管理している。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）より抜粋

（基金）

第 241 条

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

山形県財務規則（昭和 39 年 3 月 23 日山形県規則第 9 号）より抜粋

第 10 章 基金

（基金受払表の作成）

第 197 条の 8 会計管理者は、毎月、基金受払表（様式第 132 号の 8）を作成し、これを整理しておかなければならない。

(4) 決算

基金所管部局長は、会計年度の状況について「基金に関する調書」を作成し、翌年度の 6 月 20 日までに会計管理者に提出する。

また、定額運用基金については、毎年 3 月 31 日現在における「基金運用状況調書」を作成し、翌年度の 6 月 10 日までに知事及び会計管理者に提出する。当該調書は、県監査委員の審査意見を付して議会に提出することとなる。

山形県財務規則（昭和 39 年 3 月 23 日山形県規則第 9 号）より抜粋

第 10 章 基金

（基金に関する調書の提出）

第 197 条の 6 部局長は、毎会計年度その主管に属する基金に関する調書（様式第 132 号の 6）を作成し、翌年度の 6 月 20 日までに会計管理者に提出しなければならない。

（基金運用状況調書の提出）

第 197 条の 7 部局長は、定額の資金を運用するため設置した基金については、毎年 3 月 31 日現在における基金運用状況調書（様式第 132 号の 7）を作成し、翌年度の 6 月 10 日までに知事及び会計管理者に提出しなければならない。

(5) 廃止

基金を廃止する場合は、条例を廃止したうえで、廃止した日付で基金残高の全てを取り崩し、一般会計に繰り戻す。

2 基金の運用に関する事務

(1) 運用に関する基本的な方針

基金の運用について、地方自治法で、「確実かつ効率的に運用しなければならない」ことが規定されている。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）より抜粋

（基金）

第 241 条

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

また、県では、基金を含む県資金の運用に関する基本的な事項を定める「山形県資金管理方針」を策定している。この中で、「第 3 基本方針」において、県資金の運用は「最も確実かつ有利な方法によらなければならない」と定め、県資金の運用においては、安全性を最も優先し、十分な流動性を確保した上で、可能な限り収益性の確保に努めることを規定している。

山形県資金管理方針（平成 28 年 3 月 24 日改正）より抜粋

第 3 基本方針

1 県資金の運用においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等法令の規定に基づき、最も確実かつ有利な方法によらなければならない。

2 県資金の運用に当たる職員は、善良な管理者としての注意を払いながらその職務を果たさなければならない。

3 県資金の運用においては、次の方針に基づき判断するものとする。

(1) 安全性

資金運用においては、元本の安全性を確保することを最も優先する。

(2) 流動性

各資金の性格に応じて、歳計現金等による支払及び基金の取崩等に支障のないよう、十分な流動性を確保する。

(3) 収益性

安全性及び流動性を確保したうえで、可能な限り収益性の確保に努める。

その上で、「山形県資金管理方針」第6において、基金運用の基本原則を次のとおり規定し、将来の取崩しに支障のない範囲内で、1年以上の運用が可能な資金については債券による運用を優先することとしている。

山形県資金管理方針（平成28年3月24日改正）より抜粋

第6 資金運用の基本原則

2 基金

(1) 債券による運用

- ① 基金は、基金計画に基づき将来の取崩しに支障のない範囲内で、1年以上の運用が可能な資金については、債券による運用を優先する。
- ② 債券による運用は、担当部局が会計局と連携しながら行う。

(2) 繰替運用

支払準備資金の安定的な確保と基金の効率的な運用、さらには基金の保全を図るため、知事が必要と認める基金は歳計現金への繰替運用を行う。

(3) 預金による運用

- ① 債券及び繰替による運用を行わない基金については、預金により運用する。
- ② 知事が必要と認める場合は、基金の預金による運用を会計管理者に依頼する。

(2) 基金計画の策定

会計局では、毎年度、翌年度1年間及び将来10年間における基金の積立て及び取崩しに関する計画（以下、「基金計画」という。）を策定する。

基金計画を策定するため、各基金所管部局は、「翌年度基金額積立・取崩計画書」及び翌年度以降10年間の「基金額推移計画書」を会計局に提出する。

会計局は、基金計画及び別途作成する「歳計現金等収支計画」に基づき、毎年度、翌年度における「年間資金運用計画」を策定して、山形県公金管理委員会の協議に付し、承認を得ている。

山形県資金管理方針（平成28年3月24日改正）より抜粋

第5 資金計画等の策定

2 基金計画

(1) 原則として、毎年度、翌年度1年間及び将来10年間における基金の積立て及び取崩しに関する計画（以下、「基金計画」という。）を策定する。

ただし、基金計画の内容に大きな変更があった場合等には、必要に応じて当該計画を変更するものとする。

(2) 基金計画は、各基金の担当部局が財政担当部局と調整のうえ会計局に計画書を提出し、会計局が整理する。

3 年間資金運用計画

歳計現金等収支計画及び基金計画に基づき、毎年度、翌年度における年間資金運用計画を策定する。

ただし、歳計現金等収支計画又は基金計画の変更、若しくは市場金利の大きな変動等があった場合においては、必要に応じて当該計画を見直すものとする。

平成24年3月29日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」より抜粋

4 一元運用のための手続き

(2) 基金額積立・取崩計画書及び変更報告書

① 効率的な資金運用を可能とするため、毎年2月末日までに、基金所管部局から会計局に対して様式3の「翌年度基金額積立・取崩計画書」及び様式4の翌年度以降10年間の「基金額推移計画書」を提出する。

② 基金所管部局は、当初提出した翌年度の基金額積立・取崩計画に変更が生じる場合は、速やかに（前月25日又は2週間前のいずれか早い日まで）様式5の「基金額積立・取崩計画変更報告書」を会計局に提出する。

(3) 基金運用

基金に属する現金で債券運用を行う場合、基金所管課、財政課及び会計局会計課が債券運用可能額及び期間について事前に協議を行った上で、実行する。この場合の具体的な事務手続については、会計局会計課が作成した「債券購入事務手続き要領」で規定している。

歳計現金への繰替運用を行う場合には、基金所管部局から会計局に対して「基金に属する現金の繰替運用依頼書」を提出して依頼する。

会計局では、年度始めに依頼を受けた基金積立額を歳計現金の口座へ移して歳計現金と一体的に管理し、歳計現金等として、次の基本原則に基づき運用する。

山形県資金管理方針（平成 28 年 3 月 24 日改正）より抜粋

第 6 資金運用の基本原則

1 歳計現金等

(1) 支払準備資金としての預金

歳計現金等の効率的な管理・運用を考慮し、支払準備のために確保しておくことが適当な資金額（以下、「支払準備資金」という。）については、指定金融機関及び指定代理金融機関への預金により運用する。

(2) 余裕資金の運用

① 支払準備資金額を超える資金（以下、「余裕資金」という。）が 2 週間以上見込まれる場合には、年間資金運用計画の範囲内で、預金又は債券により運用する。

② 余裕資金を預金により運用する場合は、選定された金融機関に対し預金利率の提示を求め、原則として利率の高い順に決定する入札により行うことを原則とする。

ただし、余裕資金の運用額及び運用期間を事前に判断することが困難な場合、又は金融情勢が不安定な場合等においては、入札によらず指定金融機関等への預金により運用できるものとする。

(4) 繰替運用の利息

会計局では、繰替運用を行っていた基金について、年度末に運用利息とあわせて、歳計現金の口座から基金に戻している。

繰替運用利息の計算方法は平成 24 年 3 月 29 日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」で定められており、原則として、繰替運用基金額の年度中平均残高に歳計現金等の年間平均運用利回りを乗じて計算される。

平成 24 年 3 月 29 日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」より抜粋

3 繰替運用の利息

(1) 適用利率

適用する利率は、原則として会計局が行う歳計現金等の年間平均運用利回り（年度途中で廃止される基金については、廃止までの期間で計算された平均運用利回り）とする。ただし、金利情勢の変動等の要因により、適用利率を見直す必要が生じた場合は、関係部局と会計局が協議のうえ決定する。

(2) 繰替残高及び期間

利息算定の基礎となる繰替残高及び繰替期間は、年度途中の積立や取崩による変動に応じたものとする。

(3) 利息の支払時期

基金への繰替運用利息の支払は、原則として年度の末日に行う。ただし、年度途中での利息支払が必要な場合は、関係部局と会計局が協議のうえ決定する。

第 3 監査の対象とした基金

令和元年度に設置している全ての基金について監査の対象とした。

第3章 包括外部監査手続の概要

1 各基金の管理について実施した手続

(1) 基金概要の把握

概要を把握するため、基金所管部局に対し、次の調査票により回答を依頼した。
なお、各基金の概要説明は、当該調査票の回答結果に基づき作成している。

(事前調査票の調査項目)

No.	調査項目		
1	基金の概要	①基金の名称	⑦基金の種別（積立基金/定額運用基金）
		②所管部課	⑧基金当初造成額
		③根拠法令等	⑨基金当初造成時財源
		④造成年月日	⑩基金造成後積立財源
		⑤造成目的	⑪事業概要
		⑥造成期間	⑫予算計上会計
2	過去5年間の保有区分（預金、債券、不動産等）別残高内訳		
3	過去5年間の積立額・取崩額の内訳		
4	過去5年間の運用益、年度期中平均残高、利回り		

(2) 監査要点に基づく事前ヒアリング

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、基金所管部局に対して、「② 事前質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	基金条例、基金の管理及び運用に関する規程、要綱、要領等
2	令和元年度の基金積立・取崩事務に係る簿冊の一覧
3	中長期的な事業充当に関する計画等（ある場合）
4	令和元年度の基金充当事業（事業名、決算額、財源）に関する一覧
5	令和元年度の各充当事業の概要が分かる資料
6	令和元年度の基金充当事業に関する簿冊の一覧

② 事前質問事項

No.	質問事項
(監査要点①) 基金の管理及び運用に係る財務事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか	
1	基金所管部局における基金の積立・取崩に関する事務の流れをお教えてください。
2	積立・取崩に関する事務の実施場所、積立・取崩に関する書類・簿冊等の保管場所をお教えてください。
3	基金の対象である財産（預金通帳、証書等）の保管及び資産保全の方法についてお教えてください。

(監査要点②) 基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか	
1	基金の①積立方針、②取崩方針、③積立目標額及び④その根拠、目標額と現状に大きな乖離がある場合には⑤今後の方針をお教えてください。
2	基金の造成目的・意義について、造成当初と現在で状況に変化は生じていませんか。
3	当基金について、担当部課として課題と考える事項がございましたらお教えてください。

(監査要点③) 基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか	
1	基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針をお教えてください。
2	令和元年度に充当事業がない場合又は使用実績が乏しい場合、その理由と今後の基金活用又は運用に関する方針等をお教えてください。
3	各基金充当事業の実施場所、事業に関する書類・簿冊等の保管場所をお教えてください。

(3) 各基金及び基金充当事業の性質に応じた個別ヒアリング

原則として、令和元年度に係る事務を対象として、基金及び基金充当事業の性質に応じて、質問・資料閲覧等の手続を実施した。なお、実施した具体的な手続は、第5章第1「各基金の管理」において、それぞれ記載している。

(4) 過年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認

① 平成 20 年度包括外部監査結果に対する措置状況

平成 20 年度包括外部監査のテーマは「県有財産の有効活用」であった。このうち、当年度のテーマと関連する「土地開発基金」に係る意見について、県では、令和 2 年 5 月 13 日に措置済みと報告している。

令和元年度に土地開発基金で保有している土地について、同様の意見の対象となるものはあるかという観点で質問及び関連資料の閲覧を行った。

② 平成 25 年度包括外部監査結果に対する措置状況

平成 25 年度包括外部監査のテーマは「歳入に関する事務の執行について」であった。このうち当年度のテーマと関連する「産業廃棄物税基金」に係る意見について、県では、平成 27 年 12 月 3 日に措置済みと報告している。

当該措置が令和元年度において反映されているかという観点で質問及び関連資料の閲覧を行った。

2 基金の運用について実施した手続

(1) 基金所管部局に対するヒアリング

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

① 依頼資料（いずれも令和元年度の運用にかかるもの）

No.	依頼資料
1	基金に属する現金の繰替運用依頼書 又は 基金の預金運用依頼書
2	翌年度基金額積立・取崩計画書
3	翌年度以降 10 年間の基金額推移計画書
4	基金額積立・取崩計画変更報告書（変更が生じた場合）

② 質問事項

No.	質問事項
(監査要点④) 基金の運用は効率的に行われているか	
1	基金の繰替運用による一元運用のために基金所管部局が作成する「翌年度基金額積立・取崩計画書」、「基金額推移計画書」の作成・決定の流れをお教えてください。
2	令和元年度の基金積立・取崩計画書について、平成 30 年度と大きな変更はありましたか。また、令和 2 年度以降大きく変更する予定はありますか。
3	「山形県資金管理方針」によれば、基金は債券による運用/繰替運用/預金による運用が可能となっています。 ①運用方法の選択、運用額・運用期間の決定はどのように行われているかお教えてください。 ②近年、債券による運用の割合が低いように見受けられますが、その理由をお教えてください。

(2) 基金の繰替運用による一元運用を担当する会計部局に対するヒアリング

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

さらに、閲覧した資料及び質問に対する回答を踏まえて追加の手続を実施した。なお、実施した具体的な手続は、第5章第2「基金の運用」に記載している。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	歳計現金等収支計画
2	基金計画
3	年間資金運用計画
4	令和元年度における基金運用に関する簿冊の一覧
5	令和元年度運用に係る山形県公金管理委員会議事録
6	令和元年度分の基金受払表（毎月分）
7	令和元年度の定期性預金による運用一覧（要約）
8	令和元年度の定期性預金による運用に係る書類（預入額・預入期間の決定、入札・見積合わせ、購入に係る書類等）
9	令和元年度の債券購入に係る書類
10	令和元年度の一時借入に係る書類
11	令和元年度の金融機関からの日報
12	令和元年度の「金融機関の経営状況に関する情報」の把握、評価等に関する資料

② 質問事項

No.	質問事項
	（監査要点④）基金の運用は効率的に行われているか
1	令和元年度の基金運用について、運用方針の決定・資金計画等の策定・実行・繰替運用利息の支払に関する業務の流れをお教えてください。
2	運用方針について、直近10年間の経過及び令和元年度の方針についてお教えてください。また、令和2年度以降、大きな変更がありましたらお教えてください。
3	「山形県資金管理方針」によれば、債券による運用は所管部局が会計局と連携しながら行うこととされていますが、どのような形で連携されているかお教えてください。また、助言・提案等を行われている場合、その内容をお教えてください。
4	県資金全体での効率的運用を図る一環として、歳計現金が不足する場合に発生する一時借入の最小化のために取り組まれている施策・工夫についてお教えてください。

No.	質問事項
5	平成 27 年度から令和元年度までの繰替運用の利息額及び適用利率を基金別にお教えください。
6	一時借入の借入先の決定方法をお教えください。
7	平成 27 年度から令和元年度までの一時借入の利息額及び適用利率を借入先別にお教えください。
8	令和元年度運用に係る山形県公金管理委員会の開催状況、メンバー構成をお教えください。
9	山形県財務規則に定める「基金受払表」の作成の流れをお教えください。
10	「令和元年度 歳計現金等の状況」における繰替運用後歳計現金残高の増減の内容についてお教えください。
11	令和元年度の一時借入の際、指定金融機関及び指定代理金融機関からの当座借越より有利（低金利）な資金調達がないか検討されておりましたら、検討の状況をお教えください。
12	「資金管理方針」に基づく金融機関の経営状況の把握について、どのように情報収集し、評価されているのか、令和元年度の資料に基づきご説明ください。

3 基金の実在性の検証

令和 2 年 3 月 31 日時点の「基金受払表」における基金残高について、金融機関が発行した県公金出納日報・残高証明書等の書類、及び証券会社が発行した債券に係る残高証明書と照合し、実在性を検証した。

第4章 包括外部監査の結果

1 監査の結果及び意見について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令又は規定等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性からも必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果については、特段の断りがない場合は、令和3年2月末現在での判断に基づき記載している。

2 監査要点ごとの指摘事項及び意見の分布

監査の要点		指摘事項	意見	関連する 総合意見
①	基金の管理及び運用に係る財務事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか	1件	1件	
②	基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか	1件	9件	(1)
③	基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか	計8件	計19件	
	補助事業に係るもの	4件	9件	
	物品管理に係るもの	2件	3件	
	貸付事業に係るもの	1件	4件	
	契約方法に係るもの	1件	2件	
	その他	0件	1件	
④	基金の運用は効率的に行われているか	0件	9件	(2)、(3)、(4)
合計		10件	38件	4件

3 監査の結果及び意見（総合意見）【意見】

総合意見とは、各基金の管理及び基金の一元運用について個別に検討した結果、複数の基金に共通した意見等を踏まえて、基金の管理及び運用に係る業務全般について改善又は検討を要すると判断した事項である。

《基金の管理に係る総合意見》

(1) 基金充当事業の今後の実施見込みに基づく基金残高の見直しについて

各基金について個別に検討した結果、次のような基金が認められた。

- 基金充当事業による今後の使用見込みが現時点で定まっていない基金
- 現時点での今後の使用見込みに比して基金残高が過大と思われる基金
- 設置目的のための特定の充当事業がない基金

基金の役割は、年度間の財源調整を目的とする財政調整基金を除いて、特定の目的を持つ事業を複数年度にわたり安定的に運営することである。しかし、上記のような基金は、設置後の状況変化や基金充当事業の実施見込額の変動等により、特定の目的のための積立ての中に有効に活用されない部分が含まれ、言わば、財源調整目的の資金が混在している状況であると考ええる。

厳しい財政状況下で限られた財源を有効に活用するためには、特定の目的のための積立てに有効に活用されない部分が含まれている場合には、その部分も一般財源に含めて検討し、県の事業全体の中から優先順位が高いものに充当すべきであり、上記のような基金については特定の目的や使用見込みが具体化した時点で改めて計画的な積立てを検討することが望ましいと考える。

以上より、基金充当事業による今後の使用見込みが不明、必要額に比して基金残高が過大、又は特定の充当事業がないような場合で、かつ一般財源により造成されている基金については、特定の目的を持つ事業の必要額として明確な金額を上回る部分について、いったん一般会計に繰り戻すことを検討されたい。

《基金の運用に係る総合意見》

(2) 歳計現金への繰替えによらない一元運用の実施検討について

令和元年度において、年間平均残高ベースで457億円の基金が歳計現金に繰り替えられて支払準備資金として使用され、支払準備資金額を超える部分については余裕資金として預入期間9か月以下の定期性預金により運用されている。

基金については、地方自治法第241条第2項では、設置目的のために充当したうえで、確実かつ効率的に運用しなければならないことが規定され、「山形県資金管理方針」第6.2(1)において、「基金は、基金計画に基づき将来の取崩に支障のない範囲内で、1年以上の運用が可能な資金については、債券による運用を優先する」とこととされているが、実際は、事業充当していない部分は資金繰りの不足に優先して充当されているのが現状であると考ええる。

この原因として、主に次の2つが考えられる。

- ① 基金所管部局においては、厳しい財政状況下で中長期的な事業実施の見通しが困難であり、いつでも取り崩すことができるようにしておきたいと考え、所管部局単独で債券による運用を検討する誘因は働きにくい。
- ② 支払資金の確保を担う会計局としても、出納に係る責任を有する立場から、繰替運用に頼らざるを得ない非常に厳しい資金繰りの状況下で安全確実な支払いを確保するため、運用の効率性を考慮しつつ、安全性、流動性を優先しておきたいと考える。

しかし、このまま基金の繰替えに依存した資金繰りを続けることは安全ではないと考える。基金中期計画によれば、令和5年度には239億円に減少する見込みであり、また、「介護保険財政安定化基金」「後期高齢者医療財政安定化基金」「国民健康保険財政安定化基金」等いつ取崩事由が発生するかが予見できない基金もあり、突然想定しない資金不足が発生する可能性もあるためである。

よって、資金繰りについては、歳入と歳出のタイミングのズレの改善や一時借入の実施、歳入水準に見合った歳出の選択等により対応し、基金は、基本的には別個に効率的運用を検討することが適切であると考ええる。

具体的には、基金について、「山形県資金管理方針」第6において運用の基本原則として「基金担当部局による債券運用」、「歳計現金への繰替による一元運用」、「基金担当部局による預金運用」の3つが示されているが、それらに加えて「歳計現金への繰替をしない“基金プール”における一元運用」について検討されたい。

基金の性質として中長期的な運用が適切ではない基金は歳計現金に繰り替えて資金繰りに活用し、その他の部分については、“基金プール”に集約し、基金の中長期的な見通しに基づいて、全体で最も有利となる調達と運用を一元的に検討することが有用と考える。

(3) 知識・ノウハウの習得と外部人材活用の検討について

前述した「基金の歳計現金への繰替によらない一元運用」において、県全体にとって最も有利となる運用と調達を検討する担当組織として、これまで同様、山形県公金管理委員会の公金の管理・運用に関する実務的な作業等を行う「公金管理班」が適切であると考え。運用と調達を一元的に管理するには、予算・財政や起債管理などを担う部局と支払資金の確保を担う部局が協力することが必要であり、公金管理班はこれらを担当する財政担当部局や会計局等により構成されているためである。

ただし、ラダー型運用による債券運用や他の地方自治体の取組みで挙げられている債券を利用した資金調達（債券の売り現先）等について、県ではこれまで実績がないため、これらの知識・ノウハウを習得し、かつ中長期となる運用期間にわたり運用方針を継続していく必要があると考える。

よって、他の先進的な地方自治体への訪問や、債券運用や資金調達に関する専門的な知見を有する外部人材を「公金管理班」のアドバイザーとして招聘するなどにより知識・ノウハウを習得するとともに、定期的な人事異動があっても中長期の統一した運用・調達方針を継続できる組織体制の整備について検討されたい。

(4) 今後の事業見込みと整合した「基金額推移計画書」の作成について

基金所管部局は、毎年、翌年度以降 10 年間の「基金額推移計画書」を作成して、会計局に提出している。しかし、複数の基金で、実態又は提出時点での最新の事業見込みと整合していない「基金額推移計画書」が作成されていた。

会計局では、各所管部局から提出された「基金額推移計画書」を合算して基金計画を策定し、これに基づき年間資金運用計画を策定している。令和元年度資金運用計画における基金計画によると、平成 30 年度末の基金残高 449 億円が令和 5 年度末に 239 億円となる見込みであり、令和元年度に平均残高ベースで 457 億円が歳計現金に繰り替えられ支払準備資金等として使用されている状況で、基金計画が最新の将来見通しを反映しておらず、実態と大きく乖離している場合には、資金繰りに重大な懸念が生じる可能性がある。

また、基金の効率的な運用の一環として債券による運用を検討する場合には、実態と乖離した基金計画に基づき債券運用を行った結果、事業実施のための基金取崩しにより中途売却せざるを得ない状況が生じ、元本を下回る金額で償還される可能性もあり得る。

よって、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、基金所管部局は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した今後の事業見込みと整合した「基金額推移計画書」を作成する必要がある。

4 監査の結果及び意見（各論）の要約リスト

(監査要点①) 基金の管理及び運用に係る財務事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか

(1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>3 基金の繰替運用による一元運用</p> <p>① (土地開発基金)「基金に属する現金の繰替運用依頼書」の作成について</p> <p>当基金に属する現金について、会計管理者により歳計現金と一体として保管され、運用として支払準備資金及び一元運用資金にあてられている。県では、歳計現金への繰替えは行われておらず繰替運用に該当しないと判断しているが、運用の実態は基金の繰替運用である。基金の運用については基金所管部局が実施するものであり、会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」によれば、繰替運用を行う場合は、基金所管部局から会計局に対して「基金に属する現金の繰替運用依頼書」を提出することが規定されているが、提出されていなかった。</p> <p>県は、規定に基づき当該依頼書を作成する必要がある。</p>	p. 228

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>5 災害救助基金</p> <p>⑦ 基金の管理及び運用にかかる規則等の設定について</p> <p>内閣府では災害救助事務取扱要領に災害救助基金に係る規則を定めることを促しているが、県では特段の規則を定めていない。</p> <p>県は災害救助基金について内閣府が求める設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いを規定した規則等を順次設置すべきである。</p>	p. 84

(監査要点②) 基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか

(1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>5 災害救助基金</p> <p>① 災害救助法が定める基金最少額の積立てについて</p> <p>災害救助法が定める基金最少額については、内閣府に確認したところ、年度当初の時点で充足する必要があるが、県では、過去4年間にわたり最少額を充足していなかった。</p> <p>よって、県は災害救助法が定める基金の最少額以上の積立をする必要があったにもかかわらず、4年間にわたり不足とした事務は改善すべきである。</p>	p. 72

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>1 財政調整基金</p> <p>① 調整基金の適正規模としての目標設定と計画的な積立ての必要性</p> <p>県では、当基金について残高目標を設定しておらず、決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立てを行うこととしている。</p> <p>県は、過去の災害等の際の取崩実績、標準財政規模の一定割合、災害等の非常時に国の支援が入るまでの期間を県単独で対応するための最低必要見積額などを参考に、適正規模としての積立目標を設定したうえで、計画的に積み立てていくことが必要であると考えます。</p>	p. 49
2	<p>3 県有施設整備基金</p> <p>① 基金必要額の見込みに基づく計画的な積立ての実施について</p> <p>基金残高について具体的な充当事業の実施時期や所要額の積算等は行われておらず、基金の規模が適正であるかは明確となっていない。</p> <p>よって、県は県有施設の建替え及び改修に係る将来見通し額を算定し、その財源について検討したうえで基金必要額を明確にし、計画的に積み立てることによって将来の大規模な改修や建替えに備えるべきである。</p>	p. 59

意見の要約		参照頁
3	<p>4 土地開発基金</p> <p>① 基金必要額を上回る部分の一般会計への繰戻しについて 当基金の充当事業は、現在、国土交通省が主体となって行う国道用地の取得のみであり、令和元年度末残高 60 億円は事業の実施見込額に比して過大ではないかと考える。 県は当該事業に係る今後の計画に基づき基金の必要額を算出し、これを上回る部分については一般会計への繰戻を検討すべきである。</p>	p. 65
4	<p>7 ふるさと農村地域活性化基金</p> <p>① 基金の有効活用に向けた国への働きかけの継続について 農林水産省農林振興局が定めた実施要領において各年度の基金取崩額が前年度末基金残高の 3%までに制限されているため、取崩実績に比して基金残高が多額となっている。 県は、事業実施上 3%では不十分である旨を国のアンケートで回答しており、同様の状況にある他県と連携し、取崩制限の緩和に向けた国への働きかけを継続することが必要である。</p>	p. 94
5	<p>10 高等学校奨学基金</p> <p>① 基金をより有効に活用する施策の検討について 育英奨学金の申請者数、貸与者数は減少傾向にあるが、独立行政法人日本学生支援機構からの交付金及び貸与者からの返還金により積み立てられた基金残高は増加傾向にある。 県は、当基金のより有効な活用を図るため、一定数の申請者を確保するための具体的な施策(例えば貸与要件の緩和や貸与金額の増額等)の検討、充当事業に係る今後の必要額の見通しに基づいた適正な基金規模の見直し等について長期的な視点から検討を行っていくことが望ましい。</p>	p. 111
6	<p>11 産業廃棄物税基金</p> <p>① 将来の支出計画を踏まえた基金残高に関する管理方針の設定について 基金残高の推移から、将来の支出計画を踏まえた基金の適正水準に関する管理方針に基づき、計画的・能動的な基金管理が行えているとは言えない。 よって、産業廃棄物税評価・検証委員会などで第三者の意見を伺う機会も活用して、県として基金残高に関する管理方針を設けることを検討されたい。</p>	p. 121

意見の要約		参照頁
7	<p>17 再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金</p> <p>① 基金で整備した設備の将来の更新投資について 基金活用事業で整備した再生可能エネルギー発電設備等に係る将来の更新投資の計画は立てられていない。 設備によっては数億円の投資を行った事例もあるため、更新投資に必要な財源を確保するため、県全体として計画的に検討が必要である。</p>	p. 162
8	<p>19 地域医療介護総合確保基金（県単独分）</p> <p>① 設置目的のための特定の充当事業がない基金の一般会計への繰戻しについて 当基金には、特定の目的を達成するための明確な基金充当事業がなく、地域医療・介護の総合的な確保の推進に従事する健康福祉部の給与費（一般職員費）の一部に充当されている。 基金の設置目的を達成するための明確な基金充当事業がない場合には、県の事業全体の中から優先すべきものに充当するため、一般会計へ繰り戻すことを検討されたい。</p>	p. 183
9	<p>22 スポーツ振興基金</p> <p>① 事業見込みに基づく基金必要額を上回る部分の一般会計への繰戻しについて 基金残高について、現時点における今後の使用見込みに比して過大となっている。 県は、事業実施見込みに基づき基金の適正規模について見直しを図り、必要額として明確な金額を上回る部分について、いったん一般会計に繰り戻すことを検討されたい。</p>	p. 201

(監査要点③) 基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか

補助事業に係るもの

(1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>7 ふるさと農村地域活性化基金</p> <p>② 実績報告に係る書類記入の徹底と適切な効果測定の実施について 当基金の充当事業である「有害鳥獣被害防止対策推進事業」において、補助金交付要綱で提出を求める書類に不備があり、適切な効果測定が実施されていない。</p> <p>よって、県は効果測定にとって重要な情報である「被害軽減効果」を必須の回答項目として定め、記載要領や記入例を示した上で、各市町村へ周知徹底することで、適切な効果測定を実施するための情報を収集できる環境を整えることが必要である。</p>	p. 95
2	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>② 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員が代表を務める会社への業務委託）</p> <p>当基金の充当事業である「平成 31 年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、補助対象外経費である補助対象団体の会員が代表を務める会社への物品購入代の支払いに対して補助金が交付されていた。</p> <p>特定の個人が代表を務める会社は個人の意思で経営の意思決定を行えるため、法人と個人を一体として捉えることが適切である。また、県は物品の購入代と認識しているが、その実態は業務委託である。</p> <p>よって、県は、補助対象外経費の判断にあたり、経費の実態を把握するとともに、「事業実施主体構成員」の範囲に、個人だけでなく当該個人が代表を務める法人を含めて判断すべきであり、当該認識について事業管理主体である各総合支庁への周知を徹底する必要がある。</p>	p. 129

指摘事項の要約		参照頁
3	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>③ 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員に対する手数料）</p> <p>当基金の充当事業である「平成 31 年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、補助対象外経費である補助対象団体の会員に対する手数料に対して補助金が交付されていた。</p> <p>県は、補助対象事業者に対して改めて補助対象経費の範囲を周知するとともに、事業実績報告時の検査の厳格化を行うように、事業管理主体である各総合支庁への周知を徹底する必要がある。</p>	p. 131
4	<p>19 地域医療介護総合確保基金（介護分）</p> <p>① 地域密着型介護施設等整備交付金及び介護施設等開設準備交付金に係る仕入控除税額の確認について</p> <p>当基金の充当事業である「地域密着型介護施設等整備交付金」及び「介護施設等開設準備交付金」において、交付要綱で報告を求める仕入控除税額に関する報告が未了の事業者が存在した。</p> <p>県は、返還金額の有無にかかわらず、補助対象事業者より漏れなく報告が上がっているかを確認・管理していく必要がある。</p>	p. 180

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>6 環境保全基金</p> <p>① 現地調査チェックシートの確認項目への具体例の追加について</p> <p>当基金の充当事業に係る実績報告の現地調査で使用する所管部作成の「現地調査チェックシート」について、人事異動等があっても職員が適正な水準で実施できるように、チェック項目をさらに具体化する必要があると考える。</p> <p>県は、チェック項目ごとに具体的に確認する観点を例示することで現地調査の有効性を確保する見直しを検討されたい。</p>	p. 89

意見の要約		参照頁
2	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>④ 補助金交付先の募集方法の見直しについて</p> <p>当基金の充当事業である「みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、当該事業に関する募集チラシを作成し、県施設などに配架しているが、実際に当事業に応募する団体は、全体の8割超が過去に同補助金の交付を受けたことがあり、新たに応募した団体は残りの2割程度である。また、直近過去3年度では年々応募数も減少している状況である。</p> <p>県は、より多くの県民から提案を受けることができるように、募集方法の見直しについて検討されたい。</p>	p. 131
3	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>⑤ 補助金交付申請に係る関連書類の徴収徹底について</p> <p>当基金の充当事業である「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」では、補助金交付対象経費の現地調査にあたり、補助金交付団体の役員や会員等を把握する必要があるため、役員名簿や会員名簿を入手しているが、2件の補助金で役員名簿もしくは会員名簿の入手が漏れていた。</p> <p>よって、補助金交付にあたり必要な書類の徴収を徹底するように庁内に周知するとともに、申請時点で役員名簿もしくは会員名簿等を提出必須書類として位置づけるなど、募集方法の改善を検討されたい。</p>	p. 133
4	<p>13 社会貢献活動促進基金</p> <p>① 基金制度推進事業費残高の有効活用について</p> <p>当基金の充当事業である「社会貢献活動促進事業」に対する県民等からの寄附金の一定割合を基金制度推進事業費として別管理しているが、当該制度推進事業に係る収入と支出とがバランスしている結果、過去5年間にわたり基金制度推進事業費残高が約8百万円とほぼ一定で推移している。</p> <p>県は、今後の明確な基金制度推進事業による取崩予定額を上回る部分については、「特定非営利活動法人その他の社会貢献活動を行う団体への支援」に充当して解消すべきである。</p>	p. 140

意見の要約		参照頁
5	<p>15 安心こども基金</p> <p>① 市町村との連携による基金の有効活用について</p> <p>当基金の充当事業である「保育所等緊急整備事業費補助金」と国庫補助制度の利用実績を比較すると、国庫補助制度の方が多く状況となっている。</p> <p>保育所等の管轄は各市町村であるが、県は県全域で待機児童が出ないよう支援することが求められる。県は、県民全体のニーズを満たしているかを把握し、県全体での観点で必要と判断される案件について、市町村との連携を図り、基金を計画的かつ効果的に活用していくことが望ましい。</p>	p. 152
6	<p>19 地域医療介護総合確保基金（医療分）</p> <p>① 病床機能分化連携推進事業による導入設備の定期的な状況確認の実施について</p> <p>当基金の充当事業である「病床機能分化連携推進事業」により取得等をした一定の施設設備等については、管理運営要領において、耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないことが定められている。しかし、事業実施後に定期的に監視を行い、適切に管理・使用されているかを確認するプロセスが整備されていない。</p> <p>県は、事務コストを勘案しつつ、補助対象資産の使用状況を定期的に確認し、運用状況についての指導を行うことが必要である。</p>	p. 173
7	<p>20 若者定着支援基金</p> <p>① 支援対象要件の見直し等による基金の有効活用について</p> <p>当基金の充当事業である「山形県若者定着奨学金返還支援事業」において、地方創生枠は毎年募集定員を満たしているが、市町村連携枠及び産業団体等連携枠については、事業開始以来、認定者数が定員に達したことは一度もないという状況である。</p> <p>県は、山形県産業振興ビジョンの基本的な考え方も踏まえ、若者の県内居住及び就業の促進という事業目的が達成されるように、県内高校卒業要件の緩和やU・Iターンの対象追加など支援対象要件を見直し、応募者の拡大を図り、基金のより効果的な活用を図りたい。</p>	p. 189

意見の要約		参照頁
8	<p>20 若者定着支援基金</p> <p>② 支援事業の周知による若者の県内回帰・定着への意識醸成について 当基金の充当事業である「山形県若者定着奨学金返還支援事業」では、認定時期により支援額に差が設けられているため、対象となり得る者に対する周知は広く平等に行われなければならない。</p> <p>県は、当支援事業について、より早い段階でより広く周知を図ることにより、若者の県内回帰・定着に対する意識醸成に努めていくことが望ましい。</p>	p. 191
9	<p>25 森林環境譲与税基金</p> <p>① 事業の有効性を評価するための効果測定の実施について 当基金の充当事業である「高性能林業機械トライアル支援事業」について、事業の有効性を評価するための効果測定が実施されていない。</p> <p>県は、当事業を連携して実施する公益財団法人山形県みどり推進機構が実績報告時に把握している出材量等の情報共有を行うとともに、県産木材安定供給プロジェクトの目標指標に対して当事業が有効かを評価するため、生産性調査や機械の満足度調査、購入希望調査、購入実績の追跡調査など実態に即したより効率的・効果的な手法で事業の効果測定を検討されたい。</p>	p. 216

物品管理に係るもの

(1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>5 災害救助基金</p> <p>② 災害給与品の年度末報告における数量記載の不備について 当基金を充当して購入した防災資機材等の毎年度末における管理状況を報告する「防災資機材等管理状況報告書」において、次の2種類の不備が散見された。</p> <p>イ 平成 30 年度報告書の年度末数量と令和元年度報告書の年度当初数量の不一致</p> <p>ロ 令和元年度の県内市町村や他県からの要請による実際供与数と令和元年度報告書における「増減」(供与数)の不一致</p> <p>県は「山形県防災資機材等管理運営要綱」に定めるとおり、「防災資機材等管理状況報告書」を正確に作成し、正しい災害給与品の数量管理を行うべきである。</p>	p. 74
2	<p>5 災害救助基金</p> <p>⑤ 防災資機材等評価委員会の開催による評価の実施について 「山形県防災資機材等管理運営要綱」において、県は、毎年度当初に防災資機材等評価委員会を開催し、防災資機材の評価を行い、結果を知事に報告することとされているが、平成 20 年度以降、十数年にわたり当委員会は開催されておらず、防災資機材等の評価及び知事への報告が実施されていない。</p> <p>県は、防災資機材等評価委員会を毎年開催して、防災資機材等の時価評価を行い、結果を知事に報告すべきである。</p>	p. 80

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>5 災害救助基金</p> <p>③ 備蓄すべき数量の明確化について 災害給与品のうち、飲料水、毛布、防災シートについて、県として備蓄すべき量を明確に設定していない。</p> <p>県は、今後の地震被害想定調査や近年増加傾向にある洪水等の被害想定、各市町村の備蓄状況等を踏まえて、災害給与品として備蓄すべき量を明確に設定し、これを保有することにより、迅速な被災者支援が行えるよう備えるべきである。</p>	p. 77

意見の要約		参照頁
2	<p>5 災害救助基金</p> <p>④ 期限のある災害給与品の一括管理について</p> <p>県は、災害給与品については「山形県が備蓄するアルファ米及び飲料水供与に関する取扱要領」に基づき期限前に防災訓練等のために供与し、備蓄物資の有効活用を図っている。しかし、災害対策本部及び地域支部用である備蓄は同要領を適用しておらず、結果として、アルファ米及び飲料水の一部が、令和元年度中に廃棄あるいは期限切れ保管されていた。</p> <p>県は、災害対策本部及び地域支部用備蓄についても同要領の対象に含めて一括管理し、備蓄物資の有効活用を図るとともに地域防災力の強化に役立てるべきである。</p>	p. 78
3	<p>5 災害救助基金</p> <p>⑥ 災害給与品の移管と保管状況について</p> <p>平成 24 年度に東日本大震災の避難者に対してフランスから贈与された救援物資としての毛布は、直接肌にあてるには他の毛布に比して品質が劣るため、現状では毛布としての役割で供与することは困難であり、また圧縮保管されていないため、災害給与品保管場所において大部分を占拠してしまっている。</p> <p>県は、災害給与品について、それぞれの用途を再度検討した上で用途目的を果たせない物品については移管等も検討し、県の備蓄による支援が迅速かつ適切に行われる保管状況を確保すべきである。</p>	p. 83

貸付事業に係るもの

(1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>16 森林整備促進・林業等再生基金</p> <p>① 貸付先の財務状況の確認について</p> <p>当基金の充当事業である「木質バイオマス利用施設への資金貸付」において、県は、金銭消費貸借契約書で貸付先が県に提出することを定めている貸付先の財務状況を示す書類を入手していなかった。</p> <p>県は、当該書類を定期的に入手し、今後の回収可能性に問題がないか、検討するべきである。</p>	p. 157

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>10 高等学校奨学基金</p> <p>② 貸与した育英奨学金の確実な回収について</p> <p>当基金の充当事業である「山形県高等学校奨学金事業」による育英奨学金の令和元年度末貸付金残高 2,133 百万円に対して、未納残高は 130 百万円、未納率は 6.1%と年々積み上がってきており、今後未納額はさらに増加するものと推測される。</p> <p>県は、返還期間や返還額の見直し、インターネットを利用したクレジットカード納付の導入による利便性向上、返還猶予制度の周知徹底、債務承認及び納付誓約書のより積極的な徴求など効果的かつ効率的な業務遂行を通じた確実な債権回収に努められたい。</p>	p. 112
2	<p>10 高等学校奨学基金</p> <p>③ 事務効率化及び滞納奨学金の回収早期化のための奨学金システムの改修検討について</p> <p>当基金の充当事業である「山形県高等学校奨学金事業」の未納者に対する回収業務の一部について、デジタル化が進展している現在の環境に照らして非効率となっている点が見受けられる。また滞納者や連帯債務者に対する違約金見込額の通知は回収の早期化に資すると考えるが、現行の奨学金システムで定期的に違約金見込額を計算することは著しく非効率的である。</p> <p>県は、デジタル化が進展し、また、未納者及び未納残高が年々増加している現状を踏まえて、事務効率化及び回収の早期化という効果と費用を勘案し、奨学金システムの改修について検討されたい。</p>	p. 114

意見の要約		参照頁
3	<p>19 地域医療介護総合確保基金（医療分）</p> <p>② 看護職員修学貸付事業に関する返還対象者からの利息徴収の検討について</p> <p>当基金の充当事業である「医師修学資金貸付事業」及び「看護職員修学資金貸付事業」では、県外で就職・開業を行った就学者から貸付金の返還を求めるが、県内での就業を促進するという観点から、前者は有利子（年 10%）であるのに対し、後者については無利子となっている。</p> <p>看護職員修学資金について、他県の一部では利息を徴収しており、それらの県における同県内就業促進の実績や効果を参考にしながら、県内の看護師確保の観点から有利子とすることを検討されたい。</p>	p. 174
4	<p>19 地域医療介護総合確保基金（医療分）</p> <p>③ 看護職員修学資金貸付事業における返済方法の多様化の検討について</p> <p>当基金の充当事業である「看護職員修学資金貸付事業」において、県外で就職したため貸付金を返還する際、債務者が遠方の都道府県に在住している場合、山形県への納入書の取扱いができる金融機関が限られており、債務者の利便性が低く納期限を過ぎて納入されるケースがあるとのことであった。</p> <p>県は、口座振替による回収やキャッシュレス決済等の導入など、未納者の利便性向上の工夫を行うことを検討されたい。</p>	p. 175

契約方法に係るもの

(1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>24 まち・ひと・しごと創生拠点整備基金</p> <p>① 効率的な調達及び不正事件防止のための適切な予定価格決定について</p> <p>当基金の充当事業である「次代を切り拓く園芸試験場整備事業」において、備品の購入取引の大部分について、一者のみから参考見積書を入手し、見積額をそのまま予定価格として設定していた。その結果、一般競争入札に付した契約のうち、予定価格と契約金額が同額となっているものが2件確認された。</p> <p>予定価格と契約価格が同額となる場合、効率的な調達という入札の目的が発揮されず、また、一者のみから参考見積書を入手し、見積額をそのまま予定価格とする状況が常態化した場合、事業者が予定価格を推測することができ、予定価格漏洩による談合や、贈収賄事件等の不正事件の原因にもなりかねない。</p> <p>よって、予定価格の決定にあたっては、複数者からの見積書の入手や過去の同一物品等の調達実績、他の機関における契約金額との比較などを踏まえて、事業者が予定価格を推測できないように決定すべきである。</p>	p. 211

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>⑥ 業務委託の再委託における相互供給の取扱いについて</p> <p>当基金の充当事業である「平成 31 年度荒廃林緊急整備事業業務委託」において、相互供給の事案が複数確認された。調達価格が不適切に過大な金額となることを未然に防止するため、相互供給を禁止している地方自治体もあるが、県では再委託時の事前承認を求めるのみで相互供給を禁止していない。</p> <p>県は、入札参加時の要領等で、入札参加者が相互供給を見込んでいる場合には該当する事業者は入札参加を辞退する旨の規定を設けるなどの見直しを検討されたい。</p>	p. 134

意見の要約		参照頁
2	<p>22 スポーツ振興基金</p> <p>② 一者見積もりによる随意契約の見直しについて</p> <p>当基金の充当事業である「山形県スポーツタレント発掘事業」における特定の委託契約について、事業開始当初より、一者見積もりによる随意契約で同じ事業者が委託先として選定されている。</p> <p>県は、他の都道府県の取組みなどを参考にして、プログラム内容の検討や充実を図るとともに、委託による成果と委託金額の妥当性の検討を踏まえて、一者見積もりによる随意契約による委託について見直しを検討されたい。</p>	p. 202

その他

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>11 産業廃棄物税基金</p> <p>② 基金の充当方針に係る取組みの他基金への展開について</p> <p>当基金から事業へ充当する際、当初予算要求時に基金の充当方針を設け、各課から要望があった各事業に対して評価・点数化し、優先順位を定めた上で、充当上限額の範囲内で事業への充当額を決定している。</p> <p>他の基金においても、当基金の充当方針の考え方・取組みを積極的に取り入れ、基金の事業充当の妥当性・客観性が見える化するように検討されたい。</p>	p. 121

(監査要点④) 基金の運用は効率的に行われているか

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>1 年間資金運用計画の策定</p> <p>① (県有施設整備基金) 運用の状況と整合した「基金額推移計画書」の作成について(報告書の表題)</p> <p>当基金では、令和元年度に償還期間10年の新発債3億円を購入している。一方で、将来10年間の「基金額推移計画書」では、令和7年度まで毎期取崩しが行われ、令和7年度末の基金残高が5百万円となる見込みであり、実際の運用状況と整合していない。</p> <p>県は、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に反映するため、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき、「基金額推移計画書」を作成する必要がある。</p>	p. 220
2	<p>1 年間資金運用計画の策定</p> <p>② (産業廃棄物税基金) 取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について</p> <p>当基金は、基金積立額の見込みが立ちにくいいため、年度末残高を1億円程度保有しておく方針で、実際にそのとおり推移している。しかし、将来10年間の「基金額推移計画書」では、前年度末残高の90%を取崩額として毎年記載しており、実態とかい離している。</p> <p>県は、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に反映するため、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき、「基金額推移計画書」を作成する必要がある。</p>	p. 221

意見の要約		参照頁
3	<p>1 年間資金運用計画の策定</p> <p>③ (地域医療介護総合確保基金) 積立て・取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について</p> <p>『医療分』 将来10年間の「基金額推移計画書」では、推移額を見込むことは困難であるという理由で、令和2年から令和10年までの積立額・取崩額を全て「未定」と記載している。しかし、所管部局では、地域医療構想に基づき、令和7年度までに総額57億円を積み立て、令和7年度末までの間にほぼ全額を取り崩すことを見込んでいる。</p> <p>県資金全体で効率的な運用を行うためには、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、県は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき、「基金額推移計画書」を作成する必要がある。</p> <p>『介護分』 平成31年2月に作成された「基金額推移計画書」の積立額・取崩額について、担当者が複数回変更したこと等もあり、算出根拠は不明との回答であった。</p> <p>県は、説明可能で合理的な根拠に基づく将来の見通し等により「基金額推移計画書」を作成し、担当者が変更しても根拠の説明や同水準の業務が実施できるよう適切な引継ぎを行うことが必要と考える。</p>	p. 221
4	<p>1 年間資金運用計画の策定</p> <p>④ (若者定着支援基金) 積立て・取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について</p> <p>将来10年間の「基金額推移計画書」において、実態に照らして積立額は過大に積算され、取崩額は過小となっている。</p> <p>県資金全体で効率的な運用を行うためには、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、県は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき、「基金額推移計画書」を作成する必要がある。</p>	p. 222
5	<p>2 山形県公金管理委員会による協議</p> <p>① 公金管理委員会の開催による資金不足に係る全庁的な情報共有と対応の必要性</p> <p>令和元年度の山形県公金管理委員会は、書面による協議として行われ、参集しての開催は行われていない。</p> <p>県は、次のNo. 6の「意見」の実効性をより高めるため、公金管理委員会を開催して、直接協議を実施することが必要と考える。</p>	p. 224

意見の要約		参照頁
6	<p>4 繰替運用後歳計現金等の資金不足と一時借入金</p> <p>① 資金計画等の事業所管部局への情報共有と事業早期実施の働きかけについて</p> <p>年々、繰替運用後歳計現金等が減少し、今後も資金繰りが厳しいことが見込まれる状況においては、会計局が収入・支出の前月に額及び時期を把握してから各事業所管部局に個別に収入の時期を早め、支出の時期を遅らせることを依頼するだけでは限界がある。</p> <p>よって、資金計画の段階から、資金繰りの状況が厳しく、2月～3月に資金不足が見込まれることを事業所管部局に情報共有し、例えば、大型事業の一部について、財源となる国庫補助や県債の歳入時期を繰り上げるために事業開始及び完了時期を早めてもらうよう働きかけ、全庁的に資金繰り改善に取り組むことが必要と考える。</p>	p. 236
7	<p>4 繰替運用後歳計現金等の資金不足と一時借入金</p> <p>② 地方債発行時期の計画的な繰り上げの検討について</p> <p>令和元年度に完了した事業の財源として令和2年4月、5月に銀行借入により地方債を393億円発行している。一方で、起債対象となるような大規模建設工事等の場合、前金払や中間前金払、部分払等により、県の歳出の時期が先行し、財源の歳入時期とのタイミングにズレが生じている。</p> <p>県は、現状、4月、5月に発行している地方債の一部を、起債対象事業が繰越事業になるかを見極めた上で、前金払等の金額水準を参考として、資金不足が発生する2月～3月以前の時期に繰り上げて発行することを検討されたい。</p>	p. 236
8	<p>5 債券運用</p> <p>① 債券保有に伴うリスクを考慮した運用手法の検討について</p> <p>県の基金の中には、取崩時期が予見できないため債券運用を行っていないと回答しているが、結果として、取崩しが発生せず長期間残高を維持している基金がある。</p> <p>これらの基金について、債券保有に伴うリスクである中途解約リスク、金利変動リスクを低減することができれば現状より高い収益性が得られるものとする。</p> <p>県は、運用上限を定めるなど歳計現金等の流動性低下にも備えたいと、債券保有に伴うリスクを考慮した収益性向上のための運用手法としてラダー型運用による債券運用の導入を検討されたい。</p>	p. 242

意見の要約		参照頁
9	<p>5 債券運用</p> <p>② 県資金全体での効率性を考慮した債券運用の適否判断の実施について</p> <p>債券運用を行う場合、これまで繰替運用を行っていた歳計現金等の水準が低下し、一時借入を行うことも考えられる。債券の利率が単純に定期性預金による一元運用の利率よりも高いというだけで債券運用の適否を判断した場合、金利水準や資金不足期間によっては、歳計現金等の資金不足を補うために実施した一時借入の金利負担を考慮すると、債券運用が非効率となる場合も考えられる。</p> <p>よって、債券運用を行う際は、償還期間にわたる県資金全体での調達と運用の効率性を検討した上で運用の適否を判断されたい。</p>	p. 245

第5章 監査の結果（各論）

第1 各基金の管理

1 財政調整基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	財政調整基金
所管部課	総務部財政課
根拠法令等	山形県財政調整基金条例
造成年月日	昭和33年3月（全部改正 昭和54年3月）
造成目的	県財政の年度間における財源を調整し、もって健全な財政運営に資するため
造成期間	—
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	35,000千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	一般財源、運用益
事業概要	—
予算計上会計	一般会計
積立方針	地方財政法に基づく積立を毎年度実施
取崩方針	毎年度の財源不足額に対し取崩を実施
積立目標額	なし
目標額に不足する場合、 今後の方針	—

② 残高内訳

（単位：千円）

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
繰替運用(※)	11,501,698	6,766,137	6,637,551	8,610,750	9,826,811
合計	11,501,698	6,766,137	6,637,551	8,610,750	9,826,811

(※)基金の繰替えにより歳計現金等と一括して会計局が運用を行っている場合、「繰替運用」と記載している。(以下、各「基金の概要」において同じ。)

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		11,262,453	11,501,698	6,766,137	6,637,551	8,610,750
積立額	新規・追加積立	1,963,000	2,374,000	1,892,000	2,228,000	2,288,000
	(一般財源)	1,963,000	2,374,000	1,892,000	2,228,000	2,288,000
	運用益	10,245	3,439	2,414	1,199	997
	積立額計	1,973,245	2,377,439	1,894,414	2,229,199	2,288,997
取崩額	事業費充当	-	-	-	-	-
	財源調整	1,734,000	7,113,000	2,023,000	256,000	1,072,936
	取崩額計	1,734,000	7,113,000	2,023,000	256,000	1,072,936
当年度末残高		11,501,698	6,766,137	6,637,551	8,610,750	9,826,811

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	11,501,698	6,766,137	6,637,551	8,610,750	9,826,811
年度中平均残高 (A)	11,015,862	11,464,054	7,545,151	6,659,086	8,310,177
運用益 (B)	10,245	3,439	2,414	1,199	997
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

該当なし。

⑥ 財政調整基金の取崩事由

他の積立基金は、基金の設置目的である事業に充当する際に基金を取り崩すことができる。しかし、当基金は年度間の財源を調整するための基金であり、基金充当事業がなく、基金条例において、次の場合に取り崩すことができることが規定されている。なお、当該事由は、地方財政法第4条の4と同じ内容である。

山形県財政調整基金条例（昭和54年3月5日山形県条例第1号）より抜粋

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。
- (5) 償還期限を繰り上げて行う県債の償還の財源に充てるとき。

⑦ 山形県財政の中期展望における「調整基金」

県では、財政調整基金と県債管理基金のうち満期一括償還地方債分以外（以下、「県債管理基金（一般分）」という。）を合わせて、地方財政法第4条の3の趣旨に基づく年度間の財源調整の役割を担う「調整基金」として位置づけ、「山形県財政の中期展望」において、その残高を財源対策の指標としている。

「山形県財政の中期展望」は、財政収支の中期的な見通しを示すとともに、財源不足額の解消のための対策検討の指針であり、毎年更新し、県のホームページでも掲載しているものである。

「調整基金」の直近5年間の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
財政調整基金	11,501,698	6,766,137	6,637,551	8,610,750	9,826,811
県債管理基金 （一般分）	19,614,543	18,655,543	17,883,043	17,883,043	13,800,612
合計	31,116,241	25,421,680	24,520,594	26,493,793	23,627,423

また、県が令和3年2月に公表した「山形県財政の中期展望」では令和3年度から令和7年度の財政収支を試算し、ここ数年は社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより多額の財源不足額が生じる状況が続くと展望している。

県は、こうした状況に対して、令和3年度予算では財源不足解消に向けた対応策（以下、「財源対策」という。）を実施したうえで、なお不足する151億円について調整基金を取り崩すが、令和4年度から令和7年度までは財源対策の実施により、調整基金を取り崩さず、残高を維持することを当面の数値目標としている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
財源不足額		△154億円	△176億円	△182億円	△202億円
財源対策		154億円	176億円	182億円	202億円
調整基金取崩	△151億円	-	-	-	-
調整基金残高	100億円	100億円	100億円	100億円	100億円

（出典：山形県財政の中期展望（令和3年2月））

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》「基金の管理及び運用に係る財務事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか」（以下、「基金に関する事務の合規性」という。）に係る検討

- 基金の積立て及び取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 毎年度の基金積立額について、積立方針のとおり、地方財政法第7条第1項の規定に基づき実質収支額の2分の1以上を積み立てているかという観点で、所管課に対する質問、決算書及び積立額計算資料の閲覧を実施した。

地方財政法（昭和23年法律第109号）より抜粋

（剰余金）

第7条 地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。

4 第1項及び前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）より抜粋

（剰余金の計算方法）

第47条 法第7条第1項の剰余金は、当該年度において新たに生じた剰余金から、当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額（継続費の支出財源として逡次繰り越した金額を含む。以下同じ。）を控除して、これを計算する。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》「基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか」（以下、「基金の有効性・経済性・効率性」という。）に係る検討

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 調整基金の適正規模としての目標設定と計画的な積立ての必要性」 参照

(3) 指摘事項及び意見

① 調整基金の適正規模としての目標設定と計画的な積立ての必要性

県では、「山形県財政の中期展望」によれば、令和6年度まで調整基金残高105億円を維持することを当面の数値目標として掲げている。しかし、当該数値は、持続可能な財政運営を確保するための対応策を検討する際の目標として、令和3年度以降は調整基金の取崩しに頼らないことを示したものであり、適正規模として積み立てるべき目標金額を示すものではないと考える。

財政調整基金の適正規模を検討するにあたっては、平成29年11月に総務省が公表した「基金の積立状況等に関する調査結果」が参考になると考える。当調査は、平成28年度末の全国の都道府県、市町村及び一部事務組合等が保有する積立基金について、積立状況や積立ての方策、積立ての考え方、中長期的な増減見込みについて調査したものである。この中で、財政調整基金の規模の考え方についての調査結果が示されており、回答状況は次のとおりである。

《積立ての考え方》

積立ての考え方 ※複数選択可	回答数(構成比)			
	都道府県		市町村	
標準財政規模等の一定割合	15	(31.9%)	421	(24.2%)
標準財政規模の一定割合	14	(29.8%)	376	(21.6%)
予算規模の一定割合	1	(2.1%)	57	(3.3%)
一般財源の一定割合	0	(0.0%)	9	(0.5%)
過去の取崩実績(災害等)から必要と考えられる額	16	(34.0%)	279	(16.0%)
合併算定替による普通交付税措置額を踏まえて必要と考えられる額	0	(0.0%)	174	(10.0%)
決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立て	16	(34.0%)	1,324	(76.0%)
その他	16	(34.0%)	200	(11.5%)

《「標準財政規模等の一定割合」と回答した団体が想定する具体的な積立ての水準》

具体的水準	回答数					
	都道府県			市町村		
	対標準財政規模	対予算規模	対一般財源	対標準財政規模	対予算規模	対一般財源
5%以下	10	1	0	20	4	1
5%超10%以下	4	0	0	147	27	2

具体的水準	回答数					
	都道府県			市町村		
	対標準財政規模	対予算規模	対一般財源	対標準財政規模	対予算規模	対一般財源
10%超 20%以下	0	0	0	142	15	4
20%超 30%以下	0	0	0	33	2	0
30%超 50%以下	0	0	0	28	7	2
50%超 100%以下	0	0	0	6	2	0
合計	14	1	0	376	57	9

(出典：総務省「基金の積立状況等に関する調査結果」(平成29年11月))

なお、県は、当調査について、「決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立て」を選択し回答しており、令和元年度においてもこの考え方に変更はない。

仮に、県の令和2年度の見込みにより標準財政規模に対する調整基金の割合を算定した場合、次のとおりとなる。

(単位：百万円)

	財政調整基金	「調整基金」
令和元年度末残高 ①	9,826	23,627
(+)令和2年度積立額(令和元年度実質収支額×1/2)	2,488	2,488
(-)令和2年度取崩額(見込み)	-	921
令和2年度末残高(見込み) ②	12,315	25,195
令和元年度標準財政規模 ③	322,854	322,854
令和元年度標準財政規模に対する割合		
令和元年度 ①÷③	3.04%	7.32%
令和2年度(見込み) ②÷③	3.81%	7.80%

※令和2年度取崩額(見込み)は6月、9月、12月、2月補正予算の合計額である。

当基金は、経済事情の著しい変動、災害、緊急に必要となる大規模建設事業等の不測の事態が生じた場合に取り崩すことができる基金であり、これらの状況が生じたときに十分な対応が可能な水準を確保することが必要であると考えます。

そのため、決算状況を踏まえ、可能な範囲での積み立てるのではなく、過去の災害や令和2年度の新型コロナウイルス対応時の取崩実績、標準財政規模の一定割合、災害等の非常時に国の支援が入るまでの期間を県単独で対応するための最低必要見積額などを参考として、適正規模としての積立目標を設定した上で、計画的に積み立てていくことが必要であると考えます。【意見】

なお、参考として、全国の都道府県の財政調整基金残高及び標準財政規模に対する割合は、次のとおりとなっている。

財政調整基金の標準財政規模に対する割合

(単位：百万円)

	H27末		H28末		H29末		H30末		R1末	
	基金残高	割合	基金残高	割合	基金残高	割合	基金残高	割合	基金残高	割合
北海道	14,134	1.0%	10,616	0.8%	9,875	0.7%	14,992	1.1%	9,785	0.7%
青森県	12,070	3.1%	13,051	3.3%	14,114	3.7%	15,144	4.0%	16,209	4.3%
岩手県	28,336	7.0%	22,786	5.7%	20,816	5.2%	22,949	5.8%	18,329	4.7%
宮城県	22,277	4.4%	20,423	4.1%	23,369	5.0%	23,188	4.9%	21,058	4.5%
秋田県	16,954	5.1%	16,132	4.9%	10,891	3.3%	10,536	3.3%	10,687	3.3%
山形県	11,502	3.4%	6,766	2.0%	6,638	2.0%	8,611	2.6%	9,827	3.0%
福島県	33,415	6.7%	28,202	5.7%	28,498	5.8%	25,514	5.2%	16,617	3.4%
茨城県	18,298	2.9%	18,303	2.9%	18,305	2.9%	21,173	3.3%	21,133	3.3%
栃木県	19,256	4.3%	20,566	4.7%	14,529	3.3%	14,498	3.3%	9,354	2.1%
群馬県	12,722	2.9%	9,022	2.1%	10,669	2.4%	13,762	3.1%	13,946	3.2%
埼玉県	12,066	1.0%	12,119	1.0%	12,169	1.0%	12,217	1.0%	12,262	1.0%
千葉県	47,155	4.5%	46,964	4.4%	46,973	4.5%	46,580	4.4%	50,588	4.8%
東京都	624,774	17.2%	627,429	16.3%	716,516	18.4%	842,800	22.0%	934,494	23.7%
神奈川県	72,504	5.1%	70,810	4.9%	55,614	4.3%	59,119	4.6%	61,633	4.7%
新潟県	6,285	1.0%	6,398	1.1%	6,880	1.2%	6,311	1.1%	38,074	6.9%
富山県	2,179	0.7%	2,381	0.8%	2,562	0.9%	2,743	0.9%	2,924	1.0%
石川県	10,304	3.3%	10,694	3.5%	11,072	3.6%	11,467	3.7%	11,836	3.9%
福井県	15,218	5.8%	12,688	4.9%	8,390	3.3%	9,191	3.6%	10,111	4.0%
山梨県	26,155	9.9%	23,168	8.8%	23,180	8.9%	20,691	8.0%	17,220	6.6%
長野県	33,062	6.3%	33,139	6.4%	33,225	6.5%	35,748	7.0%	32,102	6.3%
岐阜県	32,262	6.8%	25,386	5.4%	21,054	4.4%	21,673	4.6%	20,167	4.2%
静岡県	8,920	1.2%	8,922	1.2%	8,922	1.3%	8,923	1.3%	8,923	1.3%
愛知県	70,149	5.0%	70,173	5.0%	70,189	5.2%	110,207	8.2%	95,376	7.0%
三重県	17,470	4.0%	10,077	2.3%	6,580	1.5%	10,163	2.3%	12,014	2.7%
滋賀県	19,094	5.8%	15,678	4.8%	15,595	4.7%	19,714	5.9%	21,777	6.5%
京都府	21	0.0%	21	0.0%	21	0.0%	21	0.0%	21	0.0%
大阪府	160,186	9.8%	147,901	9.0%	147,465	9.5%	148,890	9.5%	156,195	9.9%
兵庫県	1,636	0.1%	2,047	0.2%	2,473	0.2%	2,919	0.3%	3,255	0.3%
奈良県	23,933	7.4%	25,501	7.9%	26,472	8.2%	25,420	7.9%	24,092	7.5%
和歌山県	4,087	1.4%	4,091	1.4%	4,094	1.4%	4,095	1.4%	3,106	1.1%
鳥取県	4,001	1.8%	4,002	1.8%	4,002	1.9%	4,003	1.9%	4,003	1.9%
島根県	10,830	3.7%	15,888	5.6%	15,967	5.7%	16,548	6.0%	17,534	6.4%
岡山県	23,887	5.4%	19,091	4.4%	17,689	4.3%	14,669	3.5%	12,771	3.1%
広島県	27,591	4.5%	27,069	4.5%	26,683	4.7%	22,790	4.0%	11,166	2.0%
山口県	8,374	2.2%	3,570	0.9%	3,564	1.0%	5,831	1.6%	8,170	2.2%
徳島県	14,112	5.3%	14,124	5.5%	14,132	5.6%	14,136	5.7%	14,139	5.7%
香川県	17,473	6.6%	15,844	6.1%	16,859	6.5%	12,592	4.9%	12,269	4.7%
愛媛県	27,737	7.7%	30,151	8.5%	26,618	7.5%	17,243	4.9%	20,498	5.9%
高知県	9,122	3.3%	8,393	3.1%	7,015	2.6%	7,400	2.8%	6,245	2.4%
福岡県	9,664	1.0%	11,759	1.2%	11,154	1.2%	12,827	1.4%	8,445	0.9%
佐賀県	14,679	5.6%	17,458	6.7%	14,858	5.8%	14,882	5.8%	17,020	6.7%
長崎県	7,476	1.9%	7,334	1.9%	7,256	1.9%	7,212	1.9%	7,518	2.0%
熊本県	1,745	0.4%	1,743	0.4%	1,749	0.4%	1,755	0.4%	1,762	0.4%
大分県	9,960	3.0%	9,138	2.8%	6,806	2.1%	10,706	3.3%	10,232	3.2%
宮崎県	11,702	3.5%	11,715	3.6%	11,715	3.6%	11,719	3.6%	11,721	3.7%
鹿児島県	17,528	3.6%	17,545	3.7%	17,556	3.7%	17,559	3.7%	17,557	3.7%
沖縄県	23,639	6.4%	23,591	6.4%	22,984	6.1%	21,882	5.8%	22,862	6.0%

(※)「基金残高」は財政調整基金残高、「割合」は財政調整基金残高を対応する年度の標準財政規模で除した割合である。

(出典：総務省ホームページ「地方財政状況調査関係資料」より作成)

2 県債管理基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	県債管理基金
所管部課	総務部財政課
根拠法令等	山形県県債管理基金条例
造成年月日	昭和 59 年 3 月 1 日
造成目的	県債の償還の財源を確保し、及び県債の適正な管理を行い、もって県財政の健全な運営に資するため
造成期間	—
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	32 億円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	一般財源、運用益
事業概要	—
予算計上会計	一般会計
積立方針	基金運用益のほか、積立対象の満期一括償還方式の銀行等引受債に対する積立を実施
取崩方針	財源不足及び満期一括償還時に取崩を実施
積立目標額	なし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	24,673,752	24,673,946	17,979,043	17,883,043	13,800,612
債券	1,698,291	1,698,097	700,000	—	—
合計	26,372,043	26,372,043	18,679,043	17,883,043	13,800,612

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		26,372,043	26,372,043	26,372,043	18,679,043	17,883,043
積立額	新規・追加積立	-	-	-	-	-
	運用益	45,759	12,303	11,682	3,241	2,152
	積立額計	45,759	12,303	11,682	3,241	2,152
取崩額	満期一括償還 地方債の償還	-	-	7,000,000	796,000	-
	財源調整	45,759	12,303	704,682	3,241	4,084,583
	取崩額計	45,759	12,303	7,704,682	799,241	4,084,583
当年度末残高		26,372,043	26,372,043	18,679,043	17,883,043	13,800,612

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	26,372,043	26,372,043	18,679,043	17,883,043	13,800,612
年度中平均残高 (A)	26,361,041	26,381,766	26,279,876	18,055,050	17,932,570
運用益 (B)	45,759	12,303	11,682	3,241	2,152
利回り (B ÷ A)	0.174	0.047	0.044	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

該当なし。

⑥ 県債管理基金の取崩事由

当基金は基金充当事業がなく、基金条例において、次の場合に取崩すことができることが規定されている。

山形県県債管理基金条例（昭和 59 年 3 月 1 日山形県条例第 1 号）より抜粋
(処分)

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において県債の償還の財源に充てるとき。
- (2) 償還期限の満了に伴う県債の償還額が他の年度に比して著しく多額となる年度において県債の償還の財源に充てるとき。
- (3) 特定の県債の償還のために積み立てた資金をもつて当該県債の償還の財源に充てるとき。
- (4) 償還期限を繰り上げて行う県債の償還の財源に充てるとき。

⑦ 県債管理基金の区分別残高

県では、県債管理基金について、総務省自治財政局地方債課長通知「地方債の総合的な管理について（通知）」（平成 26 年 4 月 1 日改正）に基づき満期一括償還地方債の元金償還に充てるための基金（以下、「満期一括償還地方債分」という。）と、財政調整基金とともに年度間の財源調整の役割を担う「調整基金」としての基金（一般分）の二つに区分して管理している。

総務省自治財政局地方債課長通知「地方債の総合的な管理について（通知）」（平成 26 年 4 月 1 日改正）（別記）2（1）より抜粋

2. 地方債の償還について

(1) 減債基金の積立て及び活用

① 減債基金への計画的な積立て

将来の償還財源の計画的な確保、資金の流動性の向上、償還確実性に対する市場の信認の一層の向上等を図る点から、各団体における地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、計画的な積立てを行われたいこと。

当該 2 つの区分ごとの直近 5 年間の残高内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
満期一括償還地方債分	6,757,500	7,716,500	796,000	-	-
うち繰替運用	5,059,209	6,018,403	96,000	-	-
うち債券	1,698,291	1,698,097	700,000	-	-
一般分	19,614,543	18,655,543	17,883,043	17,883,043	13,800,612
うち繰替運用	19,614,543	18,655,543	17,883,043	17,883,043	13,800,612
合計	26,372,043	26,372,043	18,679,043	17,883,043	13,800,612

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て及び取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 満期一括償還地方債に係る基金積立額の方針が、総務省自治財政局地方債課長通知「地方債の総合的な管理について（通知）」（平成 26 年 4 月 1 日改正）で規定されている標準的なルールと比べて十分かという観点で、所管課に対する質問、基金積立状況に関する資料の閲覧を実施した。

なお、令和元年度において県が発行し、未償還となっている満期一括償還地方債がないため、平成 29 年度及び平成 30 年度に償還された満期一括償還地方債を対象として検討した。

総務省自治財政局地方債課長通知「地方債の総合的な管理について（通知）」（平成 26 年 4 月 1 日改正）（別記）2（1）より抜粋

2. 地方債の償還について

(1) 減債基金の積立て及び活用

② 満期一括償還地方債に係る積立ルールの標準化

満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の 30 分の 1（3.3%）として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることを踏まえ、計画的な積立てを行われないこと。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

該当なし。

3 県有施設整備基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	県有施設整備基金
所管部課	総務部財政課
根拠法令等	山形県県有施設整備基金条例
造成年月日	昭和46年10月13日
造成目的	県庁舎、地方合同庁舎その他大規模な施設の建設及び改修の資金に充てるため
造成期間	—
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,500,000千円
基金当初造成時財源	繰入金、一般財源
基金造成後積立財源	運用益、一般財源
事業概要	県有施設の整備
予算計上会計	一般会計
積立方針	県有施設の長寿命化を図ることを目的に積み立てるとともに、基金運用益の積立を実施
取崩方針	必要な県有施設の整備の際に財源として充当する
積立目標額	なし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
繰替運用	2,041,478	2,042,091	2,042,744	3,214,112	2,604,475
債券	—	—	—	—	300,000
合計	2,041,478	2,042,091	2,042,744	3,214,112	2,904,475

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		2,039,766	2,041,478	2,042,091	2,042,744	3,214,112
積立額	新規・追加積立	-	-	-	1,850,000	-
	(一般財源)	-	-	-	1,850,000	-
	運用益	1,712	612	653	368	362
	積立額計	1,712	612	653	1,850,368	362
取崩額	事業費充当	-	-	-	679,000	310,000
	取崩額計	-	-	-	679,000	310,000
当年度末残高		2,041,478	2,042,090	2,042,744	3,214,112	2,904,474

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	2,041,478	2,042,090	2,042,744	3,214,112	2,904,474
年度中平均残高 (A)	1,841,479	2,041,478	2,042,091	2,042,744	3,030,424
運用益 (B)	1,712	612	653	368	362
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 観光文化スポーツ部新県民文化館活用・発信課 (※)				
山形県総合文化芸術館整備事業	8,308,518	310,000	359,012	国庫： 3,406 県債：7,636,100

(※) 事業所管部課として、令和2年度における所管部課の名称を記載している。(以下、各「基金の概要」において同じ。)

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の法規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル、担当者による引継書等）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 基金必要額の見込みに基づく計画的な積立ての実施について」参照

《監査要点③》「基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか」(以下、「基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性」という。)に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則(備品購入に係る委託に関する事務取扱要領)等に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料(事務事業実施伺・見積書・相見積等、その他物品購入に係る資料)の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料(事務事業実施伺・見積書・相見積等、その他物品購入に係る資料)の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 基金必要額の見込みに基づく計画的な積立ての実施について

基金の適正規模とは、基金を充当する事業に係る計画に必要な額であると考ええる。

しかし、平成 30 年度に積み立てた 18 億 5 千万円という金額の根拠について県に質問したところ、特定の充当事業や積算根拠は明示されず、「県有施設の建設及び改修に備える」ためという基金設置目的に基づく一般的な積立てであるとの回答であった。したがって、基金残高についても具体的な充当事業の実施時期や所要額の積算等を行われておらず、基金の規模が適正であるかは明確となっていない。

県有施設の建設及び改修に係る計画として、「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」（平成 29 年 12 月改訂）（以下、「FM基本方針」という。）がある。

「FM基本方針」は、県が保有又は管理・借用する財産を経営資源と捉え、全庁的かつ長期的な視点に基づき、「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」、「県有財産の有効活用」、「県有財産の総量縮小」を三つの柱として取り組むことを明らかにしたものである。

この中で、県は、県有施設の更新に要する費用を試算しており、「一般財産（庁舎、学校、福祉施設等（山形県公有財産規則適用財産）」については次の結果となっている。

「FM基本方針」より抜粋

3 県有施設の更新に要する費用の試算

(1) 一般財産（県有建物）

平成 28 年度末現在の建物（一般財産）の、平成 26 年度から 30 年間の建替え、大規模改修に要する費用を試算した。

①試算方法

平成 28 年度末現在で公有財産台帳に登録されている建物のうち、既に廃止となっているもの以外は、棟数や延床面積を今後も保持すると仮定し、更新時期を迎えた建物の面積（県営住宅は戸数）に、建替えや大規模改修等の単価を乗じることで費用を試算した。

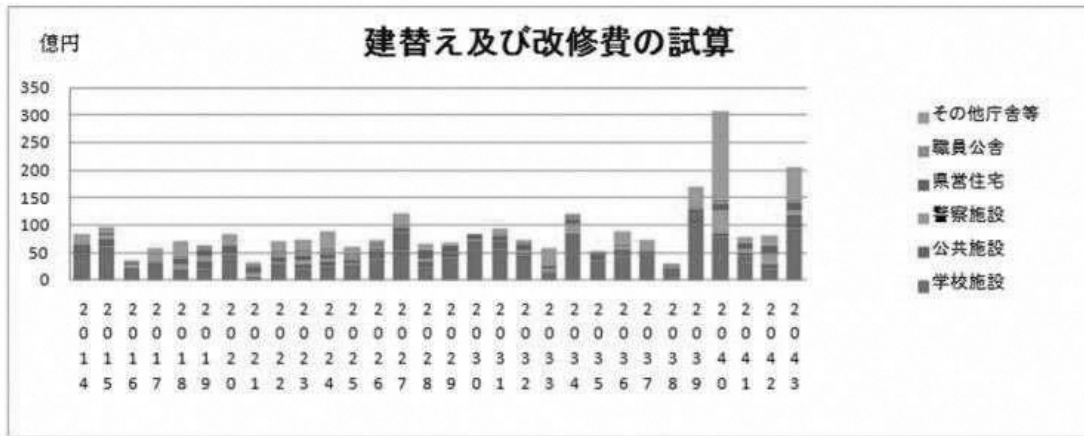
詳細については、別紙 4 の施設類型別個票を参照。

②試算結果

試算結果はグラフのとおりである。

30 年間に必要な更新費用の推計値は 2,657.7 億円、1 年当たり平均額は 88.6 億円である。

これは、過去5年間の平均的な予算規模63億円/年を、40%上回っている。
特に、県庁舎が65年の目標使用年数を経過し建替えるとの前提で、2040年は約300億円となり、ピークを迎えることが予想される。



ただし、当該結果は、「①試算方法」に記載されているとおり、「棟数や延床面積」について平成28年度末現在と同規模を保持すると仮定したもので、「県有財産の総量縮小」の取組みにより減少することがあり得る。

また、財源について「FM基本方針」では次のとおり記載されているのみで、現時点では定まっていない。

「FM基本方針」より抜粋

IV 推進体制

4 将来の財政需要への対応

基本方針に基づく取組みに係る予算確保及び効率的な予算配分を行う仕組みづくりを検討するとともに、その財源として政府の各種補助金・交付金や起債等、有利な財源の活用を図る。

上記の「政府の各種補助金・交付金や起債等、有利な財源」でカバーされない部分を一般財源が負担し、単年度予算で負担できない部分に基金が充当されることになる。と考える。

よって、県は県有施設の建替え及び改修に係る将来見通し額を算定し、その財源について検討した上で基金必要額を明確にし、計画的に積み立てることによって将来の大規模な改修や建替えに備えるべきである。【意見】

4 土地開発基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	土地開発基金
所管部課	総務部財政課
根拠法令等	土地開発基金条例
造成年月日	昭和44年7月14日
造成目的	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地を、あらかじめ取得し、又は取得を促進することにより、事業の円滑な執行を図るため
造成期間	—
基金の種別	定額運用基金
基金当初造成額	400,000千円
基金当初造成時財源	地方交付税
基金造成後積立財源	貸付金元利収入、先行取得用地の再取得による収入
事業概要	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地を、あらかじめ取得、又は取得を促進すること
予算計上会計	一般会計
積立方針	貸付金収入
取崩方針	用地取得時及び財源不足時に取崩
積立目標額	なし
目標額に不足する場合、 今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
普通預金	6,036,303	6,051,825	5,372,872	4,522,338	4,647,142
土地	6,757,101	—	573,898	1,044,987	875,203
補償費	—	—	105,054	454,500	529,480
合計	12,793,404	6,051,825	6,051,825	6,051,825	6,051,825

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		12,772,678	12,793,404	6,051,825	6,051,825	6,051,825
積立額	新規・追加積立	20,726	6,772,623	678,952	1,176,735	902,199
	(先行取得・用地処分)	-	6,757,101	678,952	1,176,735	902,199
	(山形駅西土地貸付収入)	20,726	15,522	-	-	-
	運用益	-	-	-	-	-
	積立額計	20,726	6,772,623	678,952	1,176,735	902,199
取崩額	事業費充当	-	6,757,101	678,952	1,176,735	902,199
	一般会計繰出	-	6,757,101	-	-	-
	取崩額計	-	13,514,202	678,952	1,176,735	902,199
当年度末残高		12,793,404	6,051,825	6,051,825	6,051,825	6,051,825

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	12,772,678	12,793,404	6,051,825	6,051,825	6,051,825
年度中平均残高 (A)	6,029,096	6,051,307	5,895,171	5,072,589	4,450,893
運用益 (B)	-	-	-	-	-
利回り (B ÷ A)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 県土整備部県土利用政策課、道路整備課				
国道用地先行取得 (土地増加/現金減少)	403,697	403,697	-	-
国道用地再取得払出 (土地減少/現金増加)	498,501	498,501	-	-
計	902,199	902,199	-	-

⑥ 基金充当事業の経緯について

当基金は、造成時の昭和 44 年度から平成 28 年度までは、県が必要とする土地である国民体育大会(平成 4 年開催べにばな国体)のための用地や山形駅西口拠点施設(現在の県総合文化芸術館など)に係る用地の取得が行われてきたが、平成 29 年度以降は、国土交通省が主体となって行う国道用地の取得のみを基金充当事業としている。

当該期間の基金残高及び内訳の推移は次のとおりである。

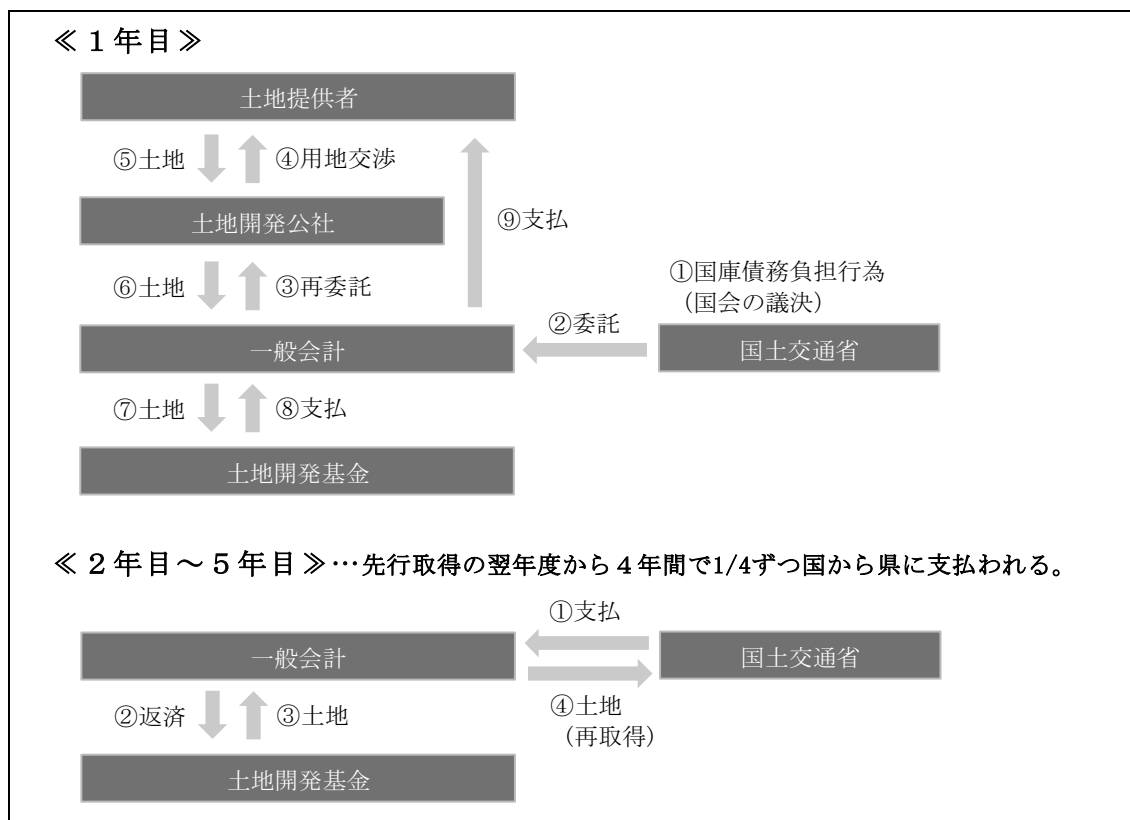
(単位：百万円)

年度	積立	取崩	年度末 残高	残高内訳			備考	
				現金	土地	貸付金		
昭和	44	1,270		1,270			内訳不明	
	45-52	1,710		2,980	983	1,997		
	53-57	2,997		5,977	4,420	1,409		149
	58-59	26	2,900	3,104	2,181	818		104
	60-元	2		3,105	1,745	1,307		53
平成	2-6	9,400		12,505	9,334	3,009	162	
	7-16	83		12,589	2,066	6,757	3,766	
	17-27	205		12,793	6,036	6,757		
	28	16	6,757	6,052	6,052			
	29			6,052	5,373	679		
	30			6,052	4,552	1,499		
令和	元			6,052	4,647	1,405		

⑦ 国道用地先行取得事業について

国道用地先行取得事業のスキームは次の図のとおりである。

なお、先行取得に係る価格交渉は基本的に国土交通省が実施する。また、国による再取得は確実に行為れ、先行取得事業費の回収可能性が問題となることはない。



(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例及び条例施行規則、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 基金必要額を上回る部分の一般会計への繰戻しについて」参照

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（委託に関する事務取扱要領等）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（業務委託契約書、完了報告書等）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（完了報告書、用地取得等実績調書、取得価額確認調書等）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《その他》過年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認

- 平成 20 年度包括外部監査における意見と県の措置状況は次のとおりである。令和元年度に土地開発基金で保有している土地について、遊休・含み損など同様の意見の対象となるものはあるかという観点で質問及び関連資料の閲覧を行った。

<p>監査結果 (意見)</p>	<p>山形駅西口の土地への資金投下額は 6,757 百万円であるが、含み損が約 1,696 百万円にのぼる可能性がある。</p> <p>山形駅西口の土地の機会損失は、年間 約 154 百万円である。現在は有料駐車場となっている一部を除いて遊休地となっている。場所が山形駅の西側に隣接するだけに、このまま放置することは、県民にとって有益ではない。売却も考慮に入れた有効利用を期限付きで早急に立案すべきである。</p>
<p>県の措置 の内容</p>	<p>(平成 22 年 8 月末)</p> <p>①イベント広場等の利活用拡大のため、貸付基準を改正(平成 21 年 4 月 27 日)し、従来の「原則 1 日」を「7 日以内」に拡大した。</p> <p>②各部局でのイベント等での西口用地の利活用について依頼</p> <p>③県民に対してイベント広場等の利活用についての広報 (県 HP 掲載、チラシ配布、県民のあゆみ平成 21 年 7 月号掲載等)</p> <p>⇒②③の成果もあり、平成 21 年度の実績で 32 件、延べ 52 日間のイベント等での貸付利用があり、平成 20 年度の利用実績(延べ 28 日間)を大きく上回った。</p> <p>(令和 2 年 5 月 13 日)</p> <p>山形県総合文化芸術館を建設し、令和 2 年 5 月 13 日に開館した。</p>

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 基金必要額を上回る部分の一般会計への繰戻しについて

基金の適正規模とは、基金を充当する事業に係る計画に必要な額であるとする。

令和元年度末時点の基金残高 60 億円は、(1)⑥の「基金残高及び内訳の推移」から検討すると、造成当初から昭和 59 年度までに積み立てた約 60 億円から同年度の国体用地取得額 29 億円を差し引いた 31 億円と、平成 2 年度から 28 年度までに積み立てられた 97 億円から平成 28 年度の山形駅西口拠点施設用地取得額約 67 億円を差し引

いた 26 億円が主な残高要因と推察される。

現在は、国土交通省が主体となって行う国道用地の取得のみを基金充当事業として実施しており、令和元年度末残高 60 億円は事業の実施見込額に比して過大ではないかと考える。県は、当該事業に係る今後の計画に基づき基金の必要額を算出し、これを上回る部分については一般会計への繰戻しを検討すべきと考える。【意見】

なお、(1)⑦国道用地先行取得事業のスキームに基づき、基金必要額を試算した結果は次のとおりであり、年間先行取得額が 10 億円以上とならないと仮定した場合、必要額は 35 億円である。

(単位：億円)

	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	7 年次
先行取得額	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10
再取得額	1 年次分	2.5	2.5	2.5	2.5		
	2 年次分		2.5	2.5	2.5	2.5	
	3 年次分			2.5	2.5	2.5	2.5
	4 年次分				2.5	2.5	2.5
	5 年次分					2.5	2.5
	6 年次分						2.5
	計	0	2.5	5	7.5	10	10
基金必要最低残高	▲ 10	▲ 7.5	▲ 5	▲ 2.5	0	0	0
翌年度先行取得必要額	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10
基金必要残高	▲ 20	▲ 27.5	▲ 32.5	▲ 35	▲ 35	▲ 35	▲ 35

(前提)

平成30年度から令和元年度までの先行取得額の実績及び令和2年度から令和6年度までの先行取得見込み額のうち最大値は、平成30年度の998百万円であったことから、毎年度の先行取得額を10億円とする。

5 災害救助基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	災害救助基金
所管部課	防災くらし安心部防災危機管理課
根拠法令等	災害救助法第 22 条
造成年月日	昭和 23 年頃
造成目的	災害救助費の支弁の財源とするため
造成期間	—
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	不明
基金当初造成時財源	一般財源(推定)
基金造成後積立財源	一般財源、運用益
事業概要	災害救助費の支弁の財源とする
予算計上会計	一般会計
積立方針	—
取崩方針	—
積立目標額	—
目標額に不足する場合、 今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
定期預金	456,750	450,588	468,322	491,840	518,661
動産(備蓄物資)	22,019	21,690	23,175	22,916	22,020
合計	478,769	472,278	491,497	514,756	540,681

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		483,924	478,769	472,278	491,497	514,757
積立額	新規・追加積立	4,804	6,390	27,550	37,408	38,874
	(一般財源)	4,804	6,390	27,550	37,408	38,874
	運用益	231	228	135	70	64
	積立額計	5,035	6,618	27,685	37,478	38,938

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取崩額	事業費充当	10,191	13,109	8,466	14,218	13,014
	取崩額計	10,191	13,109	8,466	14,218	13,014
当年度末残高		478,768	472,278	491,497	514,757	540,681

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	483,924	478,769	472,278	491,497	514,757
年度中平均残高 (A)	462,588	458,001	451,823	469,605	469,605
運用益 (B)	231	228	135	70	64
利回り (B ÷ A)	0.050	0.050	0.030	0.015	0.014

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 防災くらし安心部防災危機管理課				
備蓄物資購入	6,059	6,059	-	-
備蓄物資供与等	6,955	6,955	-	-
計	13,014	13,014	-	-

⑥ 当基金の特徴

当基金は、県の他の基金と異なり基金条例が制定されておらず、条例ではなく災害救助法に基づき設置されている。

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）より抜粋

（災害救助基金）

第二十二條 都道府県等は、前条第一項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

よって、法律で、基金から支出することができる費用が定められている。

「災害救助法の概要（令和 2 年度）」より抜粋

3. 基金から支出することができる費用

○ 基金から支出することができる費用

① 法による救助に要した費用

② 法による給与品の事前購入に必要な費用（基金による備蓄物資）

③ 基金の管理に必要な費用（※）

（※）基金の管理に直接必要な手数料、保管料等の費用をいい、都道府県職員の人件費の類は含まれない。

- 災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金から支出できない。

4. 基金による備蓄物資

- 基金による備蓄物資は、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品に限られる。

具体例:食料、飲料水、毛布、その他の生活必需品（※）等

（※）要配慮者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用器具等の消耗機材についても基金による備蓄が可能。

- 救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。
- 基金による備蓄物資の管理は、毎年度当初において、時価による評価をしておくこと。

（出典：内閣府防災情報のホームページ）

⑦ 県の備蓄物資

県では、阪神大震災発生翌々年度の平成8年度からこれまで様々な災害の調査報告がなされているが、その中で平成14年12月に報告された「山形盆地断層帯被害想定調査」による避難所生活者が約96,000人と最大の想定がされており、平成31年2月の山形県防災計画でもこの想定に基づいた計画となっている。山形県における当基金による備蓄物資の保有割合の考え方は次表のとおりである。

公助		自助・共助	避難所生活者想定
県	市町村	住民及び未被災市町村	山形盆地断層帯被害 (平成14年12月策定)
1/4	1/4	2/4	
24,000人	24,000人	48,000人	96,000人

山形県では、避難所生活者が被害当日を生活するための物資のうち、最大想定のおよそ4分の1にあたる24,000人分を備蓄し、2日目以降は国あるいは他都道府県からの支援によることとしている。

⑧ 令和元年度、県内市町村や他県からの要請に基づき県が供与した救援物資等

供与元	供与先 (供与年月)	鶴岡市 (R1年6月)	千葉県 (R1年9月)		山形市 (R1年10月)	福島県 (R1年10月)
	供与物資	防災シート	飲料水	防災シート	毛布	飲料水
村山	本庁舎		4,716ℓ	222枚	240枚	
	西庁舎		1,008ℓ	28枚		
	北庁舎					1,440ℓ
置賜	本庁舎					
	防雪センター					2,400ℓ
	西庁舎					1,200ℓ
最上	本庁舎	119枚				
庄内	本庁舎	260枚		250枚		
	消防学校		4,284ℓ			
計		379枚	10,008ℓ	500枚	240枚	5,040ℓ

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》 基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（災害救助法、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「⑦ 基金の管理及び運用にかかる規則等の設定について」 参照

《監査要点②》 基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 災害救助法が定める基金最少額の積立てについて」 参照

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（山形県防災資機材等管理運営要綱、山形県が備蓄するアルファ米及び飲料水供与に関する取扱要領、防災資機材等評価委員会運営要領、その他担当者による引継書）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料の閲覧、備蓄物資の現物実査及び年度末残高の単価計算を実施した。

（結果）

- (3) 「② 災害給与品の年度末報告における数量記載の不備について」参照
- (3) 「⑤ 防災資機材等評価委員会の開催による評価の実施について」参照

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料の閲覧及び備蓄物資の現物実査を実施した。

（結果）

- (3) 「③ 備蓄すべき数量の明確化について」参照
- (3) 「④ 期限のある災害給与品の一括管理について」参照
- (3) 「⑥ 災害給与品の移管と保管状況について」参照

《監査要点④》「基金運用は効率的に行われているか」（以下、「基金運用の効率性」という。）に係る検討

- 定期預金による運用について、運用種別、預入期間、預入金額の決定が適切かつ効率的に行われているかという観点で、基金所管課に対する質問、当該所管課から会計管理者への依頼及び運用利子に係る資料の閲覧を実施した。

なお、当基金の運用については、平成 24 年 3 月 29 日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」において次のとおり規定されている。

平成 24 年 3 月 29 日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」より抜粋（下線は監査人が追記）

2 一元運用の方法

（1）対象基金

- ① 県基金の全てを対象とする。
- ② 県条例により設置し繰替運用が可能となる基金は、繰替運用により一元運用を実施する。ただし、「災害救助基金」のみは、災害救助法に基づき条例や規則等県の規定を設けずに設置していることから、当該基金に属する現金の運用依頼により基金のままで運用する。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 災害救助法が定める基金最少額の積立てについて

災害救助法では、「災害に際して、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る」目的のため、都道府県等に災害救助基金の設置を求め、各年度における「最少額」を設定している。

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）より抜粋

(災害救助基金)

第 23 条 災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前 3 年間に於ける地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の 1000 分の 5 に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

県の普通税収入額決算額に基づき監査人が算出した災害救助法の求める基金最少額と、基金の年度当初残高を比較した結果は、次のとおりである。

なお、内閣府に確認したところ、年度当初残高が当年度の最少額を充足する必要があるとのことであった。

(単位：千円)

	前年度の前 3 年平均 普通税収入額決算額	基金最少額 試算額	年度当初 基金残高	不足額
平成 27 年度	92,513,158	462,566	483,925	-
平成 28 年度	95,236,589	476,183	478,769	-
平成 29 年度	99,714,426	498,572	472,278	△26,294
平成 30 年度	104,695,167	523,476	491,497	△31,979
令和元年度	109,527,551	547,638	514,756	△32,882
令和 2 年度	110,776,127	553,881	540,682	△13,199

上表のとおり、県は、過去 4 年間にわたり、最少額に充たない残高を計上していた。他の都道府県についても、内閣府が作成する「令和 2 年度災害救助基金積立状況」(次ページ参照)によると、47 都道府県のうち約半数である 23 道府県が最少額を充足しておらず、最少額を充足しているのは 24 都府県に留まっている状況である。

令和2年度災害救助基金積立状況

(令和2年4月1日現在)

都道府県 救助実施市	現在高 (円)①	最小額 (円)②※1	積立率 (%)※2	運用方法(円)				チエック	(参考)平成31年度 現在高(円)③	対前年度比 (%)※3
				法26条1号	法26条2号	法26条3号				
1 北海道	1,038,952,488	3,000,267,494	34.6	1,038,952,488	0	0	0	570,870,232	182.0	
2 青森県	683,341,030	683,340,975	100.0	658,216,970	0	27,124,060	0	680,006,030	100.5	
3 岩手県	258,648,546	673,385,694	38.4	258,648,546	0	0	0	363,616,109	71.1	
4 宮城県	1,964,730,518	804,598,900	244.2	1,964,730,518	0	0	0	1,989,313,830	98.8	
49 仙台市	710,006,224	685,594,883	102.1	710,006,224	0	0	0	0	0.0	
5 秋田県	442,346,175	455,643,998	97.1	195,097,043	0	247,249,132	0	428,955,113	103.1	
6 山形県	540,682,161	553,880,637	97.6	518,661,753	0	22,020,408	0	514,757,878	105.0	
7 福島県	1,189,520,831	1,193,548,216	99.7	1,120,857,672	0	68,663,159	0	1,135,318,073	104.8	
8 茨城県	1,984,786,023	1,875,289,527	105.8	1,860,414,462	0	124,371,561	0	1,813,420,325	109.4	
9 栃木県	1,234,597,779	1,234,597,772	100.0	1,149,634,000	0	84,963,779	0	1,227,082,977	100.6	
10 群馬県	1,342,146,226	1,239,499,932	108.3	1,278,945,884	0	63,200,342	0	1,351,754,531	99.3	
11 埼玉県	3,846,457,001	3,198,261,245	120.3	1,481,732,188	2,364,724,833	0	0	3,692,830,595	104.2	
50 さいたま市	673,664,000	673,469,056	100.0	673,664,000	0	0	0	0	#DIV/0!	
12 千葉県	3,986,365,180	4,039,534,765	98.2	3,986,365,180	0	0	0	3,792,981,918	104.6	
13 東京都	17,624,840,181	15,015,809,871	117.4	11,946,280,190	0	5,678,549,991	0	18,187,246,680	96.9	
14 神奈川県	6,008,856,604	2,182,517,041	275.3	5,798,688,804	0	210,167,800	0	6,008,514,212	100.0	
52 横浜市	2,580,982,889	2,536,218,208	101.8	2,580,982,889	0	0	0	0	0.0	
53 川崎市	852,268,000	1,004,461,414	84.8	852,268,000	0	0	0	0	0.0	
54 相模原市	488,651,989	490,773,670	99.6	488,651,989	0	0	0	0	0.0	
15 新潟県	1,293,841,956	1,311,390,498	98.7	1,238,520,050	0	57,321,906	0	1,235,159,062	104.8	
16 富山県	697,874,657	699,800,103	99.7	589,373,854	0	108,500,803	0	671,492,753	103.9	
17 石川県	738,379,000	749,784,000	98.5	704,341,583	0	34,037,417	0	705,522,000	104.7	
18 福井県	515,662,132	519,880,193	99.2	515,662,132	0	0	0	491,958,589	104.8	
19 山梨県	514,741,505	478,281,450	107.6	514,741,505	0	0	0	514,689,895	100.0	
20 長野県	1,165,622,974	1,161,874,617	100.3	1,142,187,397	0	23,435,577	0	1,148,383,849	101.5	
21 岐阜県	1,197,478,929	1,208,670,887	99.1	1,197,478,929	0	0	0	1,180,275,201	103.2	
22 静岡県	4,351,310,229	2,448,863,000	177.7	4,351,310,229	0	0	0	4,351,192,994	100.0	
23 愛知県	6,208,256,128	4,256,899,886	145.8	1,522,664,625	4,399,149,931	286,441,572	0	6,221,346,862	99.8	
58 名古屋市	1,900,000,000	1,883,820,719	100.9	1,900,000,000	0	0	0	0	#DIV/0!	
24 三重県	1,213,599,130	1,243,003,512	97.6	1,147,921,915	0	65,677,215	0	1,189,809,693	102.0	
25 滋賀県	811,705,821	823,293,463	98.6	897,037,782	0	114,668,039	0	766,928,092	105.8	
26 京都府	1,512,690,764	603,356,265	250.7	1,294,511,796	0	218,178,968	0	1,519,959,006	99.5	
59 京都市※4	160,000,000	784,077,191	20.4	160,000,000	0	0	0	0	#DIV/0!	
27 大阪府	7,288,346,503	7,284,963,019	99.8	5,506,880,578	0	1,781,465,925	0	6,574,138,942	110.6	
28 兵庫県	2,551,027,242	2,545,050,971	100.2	2,191,624,629	0	359,402,613	0	3,506,287,497	72.8	
62 神戸市	1,000,000,000	978,713,744	102.2	1,000,000,000	0	0	0	0	#DIV/0!	
29 奈良県	589,146,802	593,518,370	99.3	480,694,043	0	108,452,859	0	562,248,054	104.8	
30 和歌山県	481,614,929	464,638,412	103.7	304,695,828	0	176,919,001	0	485,486,782	99.2	
31 鳥取県	265,036,224	267,957,945	98.9	262,343,086	0	2,693,138	0	252,349,536	105.0	
32 島根県	337,539,006	338,637,777	99.7	315,399,006	0	22,140,000	0	325,142,006	103.8	
33 岡山県	736,312,742	736,312,742	100.0	736,312,742	0	0	0	1,186,051,091	62.1	
63 岡山市	500,400,977	440,657,752	113.6	500,400,977	0	0	0	500,000,000	100.1	
34 広島県	1,712,917,728	1,695,506,439	101.0	1,581,884,143	0	131,033,585	0	1,641,000,868	104.4	
35 山口県	882,463,683	886,284,698	99.6	859,794,214	0	22,669,469	0	850,599,805	103.7	
36 徳島県	391,379,564	388,538,722	100.7	345,949,293	0	45,430,271	0	387,006,943	101.1	
37 香川県	617,085,169	620,077,009	99.5	600,510,315	0	16,574,854	0	591,977,819	104.2	
38 愛媛県	937,355,677	734,572,392	127.6	937,355,677	0	0	0	1,048,080,864	89.4	
39 高知県	371,611,239	325,296,584	114.2	270,451,883	0	101,159,356	0	316,013,326	117.6	
40 福岡県	1,650,482,257	1,642,339,097	100.5	1,593,794,858	0	56,687,399	0	3,055,671,820	54.0	
65 北九州市	610,025,235	608,843,579	100.5	610,025,235	0	0	0	0	#DIV/0!	
66 福岡市	980,357,488	971,343,269	100.9	0	980,357,488	0	0	0	#DIV/0!	
41 佐賀県	423,699,187	432,814,391	97.9	372,594,098	0	51,105,089	0	407,166,763	104.1	
42 長崎県	573,578,362	586,192,440	97.8	538,323,873	0	35,254,489	0	550,225,932	104.2	
43 熊本県	801,905,708	469,771,227	170.7	758,147,818	0	43,757,890	0	799,448,000	100.3	
67 熊本市	332,920,000	332,919,622	100.0	332,920,000	0	0	0	0	#DIV/0!	
44 大分県	618,586,886	618,099,988	100.1	366,490,081	0	252,096,805	0	593,001,146	104.3	
45 宮崎県	499,279,030	497,056,672	100.4	390,363,773	0	108,915,257	0	487,728,100	102.4	
46 鹿児島県	732,693,736	742,169,265	98.7	706,818,053	0	25,875,683	0	696,808,562	105.2	
47 沖縄県	602,647,507	628,486,085	95.9	564,327,163	0	38,320,344	0	562,066,317	107.2	
都道府県計	96,181,420,031	85,552,431,293	112.4	77,642,660,023	7,744,232,252	10,794,527,756	0	87,111,666,670	110.8	

※1 最小額＝当該都道府県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1000分の5に相当する額(救助実施市がある場合、そこから、都道府県の人口に占める救助実施市の人口の割合を乗じて算出した額)

※2 積立率＝①÷②(%)

※3 対前年度比＝①÷③(%)

※4 京都市については、令和2年4月1日より救助実施市となったが、基金積立が遅れ、4月8日時点の現在高としている

しかし、災害救助法が当基金に最少額を設定したのは、居住する自治体の違いで被災者の救助や支援に格差を生じさせない趣旨があったものと考えられる。一方で、災害救助法が最少額の積立てを絶対ではなく原則として規定しているのは、突発的に発生する災害に対して即時柔軟な予算措置ができない場合の地方自治体を案じてのことであり、複数年にわたる最少額未達の状況は災害救助法の趣旨に準じていないものとする。

よって、県は災害救助法が求める基金の最少額以上の積立をする必要があったにもかかわらず、4年間にわたり不足とした事務は改善すべきと考える。【指摘事項】

なお、令和3年度の年度当初に積み立ておくべき最少額は、555,637千円である。

② 災害給与品の年度末報告における数量記載の不備について

災害給与品は(1)⑦に記載のとおり、山形盆地断層帯被害を想定し、そのうち4分の1である24,000人が1日に必要となる物資を県が備蓄している。県はこれを防災資機材等と呼び、その管理運営については「山形県防災資機材等管理運営要綱」を制定している。

要綱は、防災資機材等管理者である各総合支庁長から知事に対して「防災資機材等管理状況報告書」を提出し、毎年度末における防災資機材等の管理状況を報告することを求めている。

「山形県防災資機材等管理運営要綱」より抜粋

第2条第3項（防災資機材等の種類・数量及び備蓄並びに管理等）

防災資機材等管理者は年度末における防災資機材等の管理状況を別紙様式第1号（防災資機材等管理状況報告書）により、4月10日までに知事に報告しなければならない。

別紙様式第1号

番 号
平成 年 月 日

山形県知事 殿

総合支庁長

防災資機材等管理状況報告書

山形県防災資機材等管理運営要綱第2条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

名称	財源	購入数量	納品年月日	耐用年数 (保証年数)	保管場所	管理状況	年度当初 数量	年度末 数量	増減	備考
保存食 (7677米)	基金									
飲料水	基金									
毛 布	一般									
毛 布	基金									
防 災 シート	一般									
トイレセ ット	基金									
簡 易 トイレ	一般									
避難用 テント	基金									
エア テント	一般									
非常用 電源装置	一般									

当該「防災資機材等管理状況報告書」について、次の2種類の不備が散見された。

- イ 平成30年度報告書の年度末数量と令和元年度報告書の年度当初数量の不一致
- ロ 令和元年度の県内市町村や他県からの要請による実際供与数と令和元年度報告書における「増減」(供与数)の不一致

「防災資機材等管理状況報告書」の具体的な不備の内容は、次のとおりである。

- イ 平成30年度報告書の年度末数量と令和元年度報告書の年度当初数量の不一致

	名前	財源	納入年月	H30 報告書 年度末数量	R1 報告書 年度当初数量	差異
村山-本庁舎	防災シート	一般	H7.12	41	記載なし	41
	簡易トイレ	一般		12	16	△4
		寄贈	H24.8	30	18	12
村山-西村山	飲料水 500ml	基金	H30.3	396	記載なし	396
	飲料水 500ml	基金	H30.9	504	記載なし	504
	飲料水 500ml	基金	H31.2	552	444	108
	毛布	基金	H17.9	300	75	225
	簡易トイレ	寄贈	H24.8	記載なし	6	△6
庄内-本庁舎	飲料水 500ml	基金	H28.3	120	記載なし	120
	防災シート	一般	H28.9	200	250	△50

ロ 令和元年度の県内市町村や他県からの要請による実際供与数と令和元年度報告書における「増減」(供与数)の不一致

	名前	納品年月	H30報告書	R1報告書		実際供与数	差異	
			年度末数量	年度当初数量	年度末数量			増減
庄内 -消防学校	飲料水500ml	H28.3	120	記載なし		120		
	飲料水2L	H30.3	2,700	2,700	2,688	12		
	飲料水500ml	H30.3						
	飲料水500ml	H30.9	2,700	2,700	0	2,700		
	飲料水2L	H31.2	3,288	3,288	1,644	1,644		
	飲料水500ml	H31.2						
	飲料水2L	H31.3	2,112	2,112	2,064	48		
	飲料水500ml	H31.3						
供与飲料水 計						4,524	4,284	240
庄内 -本庁舎	防災シート	H7.12	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし		
		H28.9	200	250	0	200		
		H31.9		250	0	250		
	供与防災シート 計						450	510

このうち、庄内総合支庁本庁舎の防災シートにつき調査したところ、平成28年度以前に一般財源で購入した防災シートが平成28年度末の防災資機材等管理状況報告書に残高50枚と記載されていたが、平成29年度以降の報告書から削除されていた。令和元年度、鶴岡市に供与する際、基金で購入した「200枚」と一般財源での在庫である「50枚」に、(3)④で説明する災害対策本部及び地域支部用備蓄としての防災シート「10枚」を合わせた260枚を払い出し、報告書の漏れが発覚したとのことであった。

県は、「山形県防災資機材等管理運営要綱」に定めるとおり、「防災資機材等管理状況報告書」を正確に作成しなければならない。また、各総合支庁が作成した「防災資機材等管理状況報告書」をとりまとめる本庁担当部局においても各総合支庁から提出された報告書につき再チェックを行うなどして正確性を担保し、正しい災害給与品の数量管理を行うべきである。【指摘事項】

③ 備蓄すべき数量の明確化について

防災資機材等の令和元年度末における種類・数量は次の表のとおりである。

○ 防災資機材等の種類・数量及び備蓄場所（令和2年3月31日現在）

（単位：食、ℓ（リットル）、枚、セット、基、台）

総合 支庁	種類	保存食 (7kg以上)	飲料水					供与用					貸与用		総合 支庁用			
			500ml		2ℓ	小計	毛布			防災シート			トイレ セット	避難用 テント		簡易 トイレ	エアー テント	非常用 電源 装置
			基金	基金			基金	一般	基金	小計	一般	基金						
村山	本庁舎	14,250	5,724	3,480	9,204		160	160		222	222	4,800	10	34	1	1		
	西庁舎	7,000	1,800	1,800	3,600		75	75	97	23	120	2,400	5	12		1		
	北庁舎	7,200		1,800	1,800		89	89	109		109	2,400	5	6		1		
	小計	28,450	7,524	7,080	14,604		324	324	206	245	451	9,600	20	52	1	3		
最上	本庁舎	7,550	1,800	1,800	3,600	75	390	465		120	120	2,400	10	6		1		
置賜	本庁舎				0	125		125	75		75			6	1	1		
	防雪センター	9,600		2,400	2,400		400	400		49	49	3,200	7					
	西庁舎	4,800		1,200	1,200	175		175	77	49	126	1,600	3	6		1		
	小計	14,400	0	3,600	3,600	300	400	700	152	98	250	4,800	10	12	1	2		
庄内	本庁舎				0	250		250		250	250			14	1	1		
	消防学校	21,600	5,400	5,400	10,800		900	900			0	7,200	20					
	小計	21,600	5,400	5,400	10,800	250	900	1,150	0	250	250	7,200	20	14	1	1		
計		72,000	14,724	17,880	32,604	625	2,014	2,639	358	713	1,071	24,000	60	84	3	7		
※飲料水の本数→			29,232	8,934														

（出典：令和元年度「防災資機材等管理状況報告書」）

災害給与品は山形盆地断層帯被害を想定し、その被災者のうち4分の1に当たる24,000人が1日に必要となる物資を県が備蓄している。保存食であるアルファ米（1日3食/人）と簡易トイレに設置する凝固・衛生袋のトイレセット（1日1回/人）は想定24,000人分を確保していると考えられるが、その他の飲料水、毛布、防災シートについて、県として備蓄すべき量を明確に設定していない。

飲料水については、保存食であるアルファ米を炊飯する際にも利用することとなるため、想定24,000食を炊飯するために約12,240ℓ必要となり、飲料用の残数は20,604ℓとなる。想定被災人数あたりに換算すると1人あたり0.86ℓとなり、山形県地域防災計画で目安となっている1人1日3ℓに対して大きく不足した備蓄となっている。

この点は、今後の地震被害想定調査の結果等を参考にしつつ、また近年増加傾向にある異常気象による洪水等の被害想定なども含めた調査結果等を参考にし、さらに各市町村の備蓄状況も踏まえた上で、県として備蓄すべき量を明確に設定し、これを保有することにより、不幸にも想定被害が現実となったとしても迅速な被災者支援が行えるよう備えるべきであるとする。【意見】

④ 期限のある災害給与品の一括管理について

災害給与品の中には、5年間の賞味期限のある保存食（アルファ米）と飲料水のほか、前出した凝固・衛生袋のトイレセットは品質保持期限15年であり、期限のある物資が存在する。このうち、保存食（アルファ米）と飲料水について、県は「山形県が備蓄するアルファ米及び飲料水供与に関する取扱要領」を制定し備蓄物資の有効活用を図っている。

「山形県が備蓄するアルファ米及び飲料水供与に関する取扱要領」より抜粋

山形県防災資機材等管理運営要綱第4条第1項第2号に定める、山形県が備蓄するアルファ米及び飲料水を供与する際の手続きについては、同第5条第2項の規定に基づき、以下の通り定める。

1 目的

学校、自主防災組織等において実施される炊き出し訓練に、県が備蓄するアルファ米及び飲料水を供与することにより、備蓄物資の有効活用を図るとともに地域防災力を強化することを目的とする。

2 供与先

供与先は市町村とし、活用団体である自主防災組織や学校等は市町村から配布を受ける。

3 供与の時期

アルファ米及び飲料水は、納入日から3年目以降で、かつ品質保持期限（以下「期限」という。）内のものを供与する。（現在備蓄しているアルファ米及び飲料水の期限は5年）

（後略）

一方、山形県地域防災計画において、「県（中略）は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。」としており、これに基づき災害対策本部及び地域支部用備蓄として「防災資機材等管理状況報告書」に記載されている食料とは別に、以下の備蓄も行われている。なお、これらの備蓄は災害対策本部等を3日間運営するために必要な食料等を想定している。

災害対策本部及び地域支部用備蓄（令和2年4月1日現在）

区分	場所		数量	対象人数(人)	アルファ米(食)	飲料水(ℓ)
本部	県庁		計画	200	1,800	1,800
			実際		1,150	1,188
支部	村山	本庁舎	計画	110	990	990
			実際		1,336	720

区分	場所		数量	対象人数(人)	アルファ米(食)	飲料水(ℓ)	
	西庁舎	計画		20	180	180	
		実際			250	146	
	北庁舎	計画		20	180	180	
		実際			250	146	
	最上		計画		60	540	540
			実際			600	588
	置賜	本庁舎	計画		70	630	630
			実際			450	528
		西庁舎	計画		20	180	180
			実際			150	144
	庄内		計画		90	810	810
			実際			866	852
合計			計画	590	5,310	5,310	
			実際		5,052	4,312	

県は、これら災害対策本部及び地域支部用備蓄については、特段の規定等を設けず管理しているとのことだが、令和元年度において、災害対策本部及び地域支部用備蓄から次のアルファ米及び飲料水が廃棄あるいは期限切れ保管されていた。

場所	種類	数量
村山総合支庁	飲料水	144ℓ（期限切れ保管）
置賜総合支庁	アルファ米	400食（廃棄）
最上総合支庁	飲料水	60ℓ（期限切れ保管）

「山形県が備蓄するアルファ米及び飲料水供与に関する取扱要領」において取り扱うアルファ米及び飲料水は、山形県防災資機材等管理運営要綱で定める防災資機材等とされており、規定上、災害対策本部及び地域支部用備蓄は含まれていない。

しかし、災害給与品であるアルファ米及び飲料水も災害対策本部及び地域支部用備蓄であるアルファ米及び飲料水も調達は一括で行っていること、保管状況に大きな差異がないことを考慮すると、その処分についても同一の管理下で行われるべきであると考えます。

よって、賞味期限のあるアルファ米及び飲料水については、県民のための備蓄としての災害給与品のみならず、災害対策本部及び地域支部用である備蓄についても廃棄や期限切れとならないよう「山形県が備蓄するアルファ米及び飲料水供与に関する取扱要領」の対象として一括管理し、備蓄物資の有効活用を図るとともに地域防災力の強化に役立てるべきであると考えます。【意見】

なお、期限切れの飲料水については、飲料用としては保管できないが生活用水としての用途変更も考えられることから、保管場所が確保できる状況であれば用途変更

よる備蓄も有用であると考えられ、規定等の見直しも必要と考える。

⑤ 防災資機材等評価委員会の開催による評価の実施について

基金による備蓄物資の管理及び評価について、内閣府の「災害救助事務取扱要領」において次のとおり定められている。

「災害救助事務取扱要領」（令和2年5月）より抜粋
第2 実施体制等の整備に関する事項
9 災害救助基金の取扱いに関する事項
(3) 基金による備蓄等
ウ 基金による備蓄物資の管理は、善良な管理者の注意をもって行うとともに、毎年度当初において、次により、公正な評価者により時価による評価をしておくこと。
(ア) 時価評価については、適正な価格を決定するため、評価委員会を組織して行うことなどが望ましい。
(イ) 評価委員会は、物資の品目によっても異なるが、専門業者及び物資取扱いに経験のある都道府県職員をそれぞれ5名程度で構成することが概ね妥当なものと考えられる。
(ウ) 評価委員会による評価の結果なされた価格の増減については、評価調査をもって、基金の増減を行うことになると考えられる。

また、県でも「山形県防災資機材等管理運営要綱」を定め、次のとおり、防災資機材等の評価の規定を置いている。

「山形県防災資機材等管理運営要綱」より抜粋
第3条（防災資機材等の評価） 知事は、防災資機材等の評価を行うために、防災資機材等評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置するものとする。
2 評価委員会は毎年度当初において、防災資機材等の評価を行い、その結果を知事に報告しなければならない。
3 評価委員会の組織及び運用に関する事項は別に定めるものとする。

文中の「防災資機材等評価委員会」については、次のとおり、別に運営要領が設置されている。

「防災資機材等評価委員会運営要領」より抜粋
第1条（目的） この要領は山形県防災資機材等管理運営要綱第3条第1項の規定に

より設置する防災資機材等評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

第2条（組織） 評価委員会は、評価委員長及び評価委員をもって組織する。

2 評価委員長及び評価委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てること。

第3条（所掌事務） 評価委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

（1）防災資機材等の評価

（2）その他必要と認められる事項

第4条（会議） 評価委員会は評価委員長が招集する。

2 評価委員会の議長は評価委員長が務めるものとする。

3 議事は、出席者の全員一致をもって決することとする。

4 評価委員長は必要に応じ評価委員以外のものを評価委員会に出席させることができる。

第5条（庶務） 評価委員会の庶務は、生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課において処理する。

第6条（その他） この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員長が定めることとする。

（別表）

	所属名	職名
評価委員長	生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課	課長
評価委員	会計局会計課	課長補佐（調達担当）
評価委員	生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課	課長補佐（調整担当）
評価委員	生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課	課長補佐（食品衛生企画担当）
評価委員	生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課	課長補佐（防災担当）

しかし、県では、平成20年度以降、十数年にわたり防災資機材等評価委員会は開催されておらず、防災資機材等の評価及び知事への報告は実施されていない。代わりに、年度末評価額は、所管部課の担当者が、前年度末残高に当年度の購入額を加算し、供出・処分した供与品の数量に購入時の個別単価を乗じた推定取崩額を減算して算出している。

県が評価規定及び評価委員会運営要領を設定したのは、防災資機材等の正確な数量の把握とともにそれぞれの購入単価等に基づき時価評価を実施することにより、現状の防災資機材等について正しく把握するとともに、今後の防災資機材等の調達につき評価委員の間で共通認識を調整するためと考える。

県は災害給与品残高とその評価について、正しい評価額を算定し内閣府へ報告すべきである。その前提として、山形県防災資機材等管理運営要綱及び防災資機材等評価委員会運営要領に基づき防災資機材等評価委員会を每期開催すべきである。【指摘事

項】

なお、年度末残高は時価による評価とされているが、監査人が、令和元年度末に存在する災害給与品の購入時の金額・数量等に係る資料を入手して、県と同じく個別の購入金額に基づき年度末残高を試算した結果、次のとおり、2,147千円の差異が生じている。

令和元年度 災害救助基金事前購入物資（監査人試算結果との比較）

種類	数量			年度末残高(円)		
	県の報告	監査人試算	差異	県の報告	監査人試算	差異
保存食(アルファ米)	72,000食	72,000食	0	11,327,867	10,823,020	△504,847
飲料水	32,604ℓ	32,844ℓ	240	3,194,259	3,189,354	△4,905
毛布	2,639枚 (2,014枚)	1,768枚 (948枚)	△871 (△1,066)	568,543	1,776,534	1,207,991
毛布-救援物資	—	2,905枚 (0枚)	2,905 (0)	—		
トイレセット	24,000セット	24,000セット	0	4,221,000	4,221,000	0
防災シート	1,071枚 (718枚)	1,076枚 (718枚)	5	2,708,739	1,822,194	1,448,970
避難用テント	60張	59張	△1		2,335,515	
	合計			22,020,408	24,167,617	2,147,209

(※) 数量の括弧書きは基金による購入数量である。

(※) 一般財源で購入した災害給与品、救援物資として寄贈された災害給与品については、基金を財源としていないことから評価単価を0円として試算している。

当該差異の主な原因は、過去の購入時の記録が手元で適切に保管されておらず、供出・処分に係る推定取崩額の計算を誤り、翌年度以降も前年度末残高が正しいという前提で評価が行われ、誤った評価が継続・累積されたものと推測される。県は、時価による評価の基礎資料として、購入時の記録を適切に整備しておくことが望ましい。

また、トイレセットについて購入時の金額で評価されているが、15年の品質保持期限が設定されており、減価償却が望ましいと考える。本品は、東日本大震災発生後の平成25年度に一時に購入した物品であり、品質保持期限到来の令和11年に廃棄予定となるため、同年にまた一時の購入とするよりも、残年数10年で減価償却することにより、予算を平準化する効果があるためである。今後も品質保持期限が設定されている災害給与品を取得した場合には、予算平準化となる評価方法を評価委員会で設定することが有用であると考えます。

⑥ 災害給与品の移管と保管状況について

県が災害給与品として保管している毛布には、平成 24 年度に東日本大震災の避難者に対してフランスから贈与された救援物資としての毛布 2,905 枚が含まれている。

災害給与品の現物実査を行った結果、本品は、直接肌にあてるには他の毛布に比して品質が劣るため、現状では毛布としての役割で供与することは困難であるとする。また、本物資は 2,900 枚以上あるが空気を抜くなど圧縮保管されていないため、災害給与品保管場所において大部分を占拠してしまっている。



特に村山総合支庁では1,200枚以上保管されており、この毛布により保管場所が圧迫され、ある備蓄倉庫では災害発生時には一部別の目的で使用確保すべき部屋に食料等の災害給与品が保管されている状況であった。

監査人の主観ではあるが、本品については毛布としての用途ではなく、災害の避難場所となる公民館や体育館の敷布等での用途には十分利用可能であると考え。とすると本品は、災害において最前線となる市町村等に移管し、保管の上、災害時に利用されることが望ましい。県としては、移管により保管場所が確保され、災害発生時にはこれまで以上に市町村等に対する迅速な援護が可能となるものとする。

県は、災害給与品について、それぞれの用途を再度検討した上で用途目的を果たせない物品については移管等も検討し、県の備蓄による支援が迅速かつ適切に行われる保管状況を確保すべきである。【意見】

⑦ 基金の管理及び運用にかかる規則等の設定について

当基金は、(1)⑥のとおり、県の他の基金と異なり基金条例が制定されておらず、災害救助法に基づき設置されている。基金の取扱いに関する災害救助法で規定されている以上のことについて、内閣府では災害救助事務取扱要領に次のように記載し、災害救助基金に係る規則を制定することを促している。

<p>「災害救助事務取扱要領」（令和2年5月）より抜粋</p> <p>第2 実施体制等の整備に関する事項</p> <p>9 災害救助基金の取扱いに関する事項</p> <p>(1) 規則の制定</p> <p>ア 法第22条に定める災害救助基金（以下、「基金」という。）の設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いに関しては、都道府県において規則をもって定めること。</p> <p>イ 当該規則を制定又は改正した場合は、速やかにその写しを内閣総理大臣に提出すること。</p>

この点、県では特段の規則を制定しておらず、災害救助法第22条から第30条までの記載のみで十分事務は可能と考えているとのことであった。

しかし、前項までの指摘事項や意見について、条例や規則、手順マニュアルや棚卸マニュアル等規定が整備されていないことがその一因であったことは否めないものとする。

県は、災害救助基金について内閣府が求める設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いを規定した規則等を順次制定すべきである。【意見】

6 環境保全基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	環境保全基金
所管部課	環境エネルギー部環境企画課
根拠法令等	山形県環境保全基金条例
造成年月日	平成2年3月26日
造成目的	山形県における環境の保全を図るため
造成期間	平成2年3月26日～現在
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	4億円
基金当初造成時財源	国庫補助金（2億円）、一般財源（2億円）
基金造成後積立財源	J-クレジット売却益、寄付金、運用益
事業概要	①地域の環境の保全に係る活動の基盤の整備に関する事業 ②地域の環境の保全に係る知識の普及に関する事業 ③地域の環境の保全に係る実践的な活動の支援に関する事業 ④その他地域の環境の保全に係る活動に関する事業
予算計上会計	一般会計
積立方針	<ul style="list-style-type: none"> ・1/2環境省補助部分については新規積立なし。 ・J-クレジット売却益、寄付金、運用益については、全額積立てを行っている。
取崩方針	<ul style="list-style-type: none"> ・1/2環境省補助部分については、環境省の要綱に則り、「地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及」と「地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根差した環境保全活動」を行う事業の事業費に充てている。 ・J-クレジット売却益については、「山形県民CO2削減価値創出事業費」によって得た収入を、翌年度以降の同事業に充当することとしている。 ・寄付金等については、寄付者の意向に沿う事業へ充当している。
積立目標額	特になし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	400,000	400,200	399,599	392,377	382,223
合計	400,000	400,200	399,599	392,377	382,223

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		400,000	400,000	400,200	399,599	392,377
積立額	新規・追加積立	-	200	1,528	4,317	5,006
	(J-クレジット売却益、寄付金)	-	200	1,528	4,317	5,006
	運用益	1,080	1,080	647	72	47
	積立額計	1,080	1,280	2,175	4,389	5,053
取崩額	事業費充当	1,080	1,080	2,776	11,611	15,207
	取崩額計	1,080	1,080	2,776	11,611	15,207
当年度末残高		400,000	400,200	399,599	392,377	382,223

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	400,000	400,200	399,599	392,377	382,223
年度中平均残高 (A)	401,730	400,658	400,725	400,299	395,345
運用益 (B)	1,080	1,080	647	72	47
利回り (B ÷ A)	0.269	0.270	0.161	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 環境エネルギー部環境企画課				
山形県民CO2削減価値創出事業	2,818	2,818	-	-
環境教育基盤運営事業	1,460	1,460	-	-
環境教育普及促進事業	7,386	7,386	-	-
地球温暖化対策推進体制整備事業	2,372	2,362	10	-
省エネルギー対策推進事業	3,171	3,006	165	-
燃料電池自動車普及検討事業	60	-	60	-
(事業所管部課) 環境エネルギー部水大気環境課				
やまがた山水百景魅力アップ事業	3,111	1,324	1,787	-

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 環境エネルギー部みどり自然課				
やまがた山水百景魅力アップ事業	8,994	1,644	6,716	-
鳥獣保護管理推進事業	1,989	21	1,967	-
計	31,364	20,023	10,706	-

(※) 上表の財源内訳の基金計と③令和元年度取崩額の「事業費充当」が一致していない。これは、「事業」が事業を細分化した「グループ」と呼ぶそれぞれ別個の小事業から構成されており、上表の事業のうち、一部のグループには当基金以外の基金を財源とするものが含まれているためである。なお、一つの「グループ」に対して複数の基金が充当されているものはなかった。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（山形県財務規則、山形県環境エネルギー一部所管補助事業等に係る現地調査要領）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、入札書、入札調書、契約書、納品書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（決裁文書、契約書、事業実績報告書、現地調査チェックシート）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（決裁文書、交付申請書類、交付決定通知書、事業実績報告書、現地調査チェックシートなど）を閲覧した。

（結果）

(3) 「① 現地調査チェックシートの確認項目への具体例の追加について」参照

- 委託事業の選定は公平に行われているか、効率的な調達のための工夫がなされているか、委託事業が契約どおり完了したかを適切に確認しているか、再委託や不適切な委託先への委託はないかという観点で、所管課への質問、委託事業に係る資料（決裁文書、入札書、入札調書、契約書、納品書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 現地調査チェックシートの確認項目への具体例の追加について

当基金から充当される事業に対して、所管部では「山形県環境エネルギー一部所管補助事業等に係る現地調査要領（以下、「現地調査要領」という。）」を定め、現地調査を実施している。現地調査要領において、下表のとおり、現地調査等の実施に関する規程を設けている。

「山形県環境エネルギー一部所管補助事業等に係る現地調査要領」より抜粋	
(現地調査等の実施)	
第4条 補助事業等が完了し、規則第14条の規定による補助事業等実績報告書(以下「報告書」という)が提出された場合は、補助事業等の区分に応じて、それぞれ次に定めるところにより現地調査等を行うものとする。	
区分	現地調査等
建設工事・機械等の購入	様式第1号により現地調査を行うものとし、経理状況に関する証拠書類(契約書、帳簿、通帳、領収書等)の原本を確認するものとする。ただし、所属長が特に認める場合で、報告書の審査に加え、報告書に添付させた証拠書類及び写真等により現地・現物の確認を行った場合は、現地調査を省略できるものとする。 なお、現地調査を省略した場合でも、経理状況に関する証拠書類の写しを提出させ、執行状況を確認し、様式第1号を作成するものとする。
ソフト事業等	様式第1号により現地調査を行うものとし、経理状況に関する証拠書類(契約書、帳簿、通帳、領収書等)の原本を確認するものとする。ただし、報告書の審査に加え、報告書に添付させた証拠書類等により執行状況の確認を行った場合は、現地調査を省略できるものとする。 なお、現地調査を省略した場合でも、経理状況に関する証拠書類の写しを提出させ、執行状況を確認し、様式第1号を作成するものとする。

上記規程に基づき、所管部では「現地調査チェックシート」を作成し、現地調査の実効性を確保している。現地調査におけるチェック項目は下表のとおりである。

「現地調査チェックシート」よりチェック項目のみ抜粋	
	項目
1	経理状況確認

	契約に関する事務処理は適正に行われているか。
	帳簿への記載は適正に行われているか。
	入出金状況は適正か。
	補助金は適正に使用されているか。
2	現地・現物確認
	交付決定の内容に適合しているか。
	工事施工場所または納品場所に誤りはないか。
	現地・現物の写真の撮影

現状の現地調査チェックシートを活用することで、一定の水準での現地調査を行うことは可能と考えるが、チェック項目をさらに具体化する必要があると考える。人事異動等により、現地調査に不慣れな職員や現地調査対象事業に対する理解が進んでいない職員などが適正な水準で現地調査を行えるように、例えば下記のように具体的なチェック観点を例示することで現地調査の有効性を確保する見直しを検討されたい。

【意見】

(チェック項目の具体化の例示)

項目	
1	経理状況確認
	契約に関する事務処理は適正に行われているか。
	事務処理は交付先の会計規程等に従ったものか。規程がない場合は県の財務規則等と同様の事務処理が行われているか。
	見積り合せを行うなど、調達金額の経済性は確保されているか。
	キックバックや代表者の関連会社からの調達など、不正の兆候と考えられる事象は識別されないか。
	帳簿への記載は適正に行われているか。
	帳簿に記載されている内容は、契約書、領収書等に基づいて記載されているか。
	支出科目は取引内容の実態から鑑みて、適切な科目が設定されているか。
	入出金状況は適正か。
	入出金の金額は、請求書等に基づいて行われているか。
	入出金のタイミングは適切であるか。
	補助金は適正に使用されているか。
	交付要領等に規定された補助対象経費のみに使用されているか。
	取引内容は補助金交付目的に沿って妥当な内容か。

7 ふるさと農村地域活性化基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	ふるさと農村地域活性化基金
所管部課	農林水産部農村計画課
根拠法令等	山形県ふるさと農村地域活性化基金条例
造成年月日	中山間ふるさと・水と土保全対策事業造成基金（以下、「ふるさと水と土基金」という。）：平成5年4月1日 中山間ふるさと・水と土保全推進事業造成基金（以下、「棚田基金」という。）：平成10年8月24日
造成目的	ふるさと水と土基金：中山間地域において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため 棚田基金：棚田地域等の農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図り、もって中山間地域の農業農村の活性化に資するため
造成期間	ふるさと水と土基金：平成5年度～平成9年度 棚田基金：平成10年度～平成11年度
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	ふるさと水と土基金：660百万円 棚田基金：300百万円 合計960百万円
基金当初造成時財源	一般財源2／3、国庫1／3
基金造成後積立財源	運用益
事業概要	ふるさと水と土基金：上記目的のための調査研究、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備等の促進に対する支援。 棚田基金：上記目的のため、都市住民等の活動参加ネットワークの構築・運営、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の保全・利活用活動及び保全整備等の促進に対する支援等。
予算計上会計	一般会計
積立方針	ふるさと農村地域活性化基金条例第2条及び第4条並びに会計課通知による。現在の積立は運用益のみ。
取崩方針	要綱及び要領により、前年度末基金残高の3%を上限に取り崩し、事業費（精算額）に充当。

積立目標額	基金造成は平成 12 年度までに終了しているため該当なし。
目標額に不足する場合、 今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	47,856	37,008	894,719	876,923	856,439
債券	869,189	869,063	—	—	—
合計	917,045	906,071	894,719	876,923	856,439

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		928,475	917,045	906,071	894,719	876,923
積立額	新規・追加積立	—	—	—	—	—
	運用益	2,279	2,236	1,340	161	106
	積立額計	2,279	2,236	1,340	161	106
取崩額	事業費充当	13,709	13,210	12,692	17,957	20,590
	取崩額計	13,709	13,210	12,692	17,957	20,590
当年度末残高		917,045	906,071	894,719	876,923	856,439

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	917,045	906,071	894,719	876,923	856,439
年度中平均残高 (A)	934,471	920,438	909,073	896,771	882,229
運用益 (B)	2,279	2,236	1,340	161	106
利回り (B ÷ A)	0.244	0.243	0.147	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 農林水産部農村計画課				
ふるさと農村地域活性化基金事業	4,827	4,827	—	—
世界かんがい施設遺産農村活用事業	3,978	1,063	—	2,915
土地改良調査計画費	45,346	4,004	41,342	—
(事業所管部課) 農林水産部農政企画課				
元気な地域づくり支援プロジェクト事業	2,683	2,683	—	—

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 環境エネルギー部みどり自然課				
有害鳥獣被害防止対策推進事業	101,471	7,172	1,937	92,362
(事業所管部課) 農林水産部園芸農業推進課				
やまがた促成山菜産地強化プロジェクト事業	873	840	-	32
計	159,179	20,590	43,280	95,309

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 基金の有効活用に向けた国への働きかけの継続について」参照

《監査要点③》基金充当事業の合规性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（補助金交付申請書、交付決定通知、実績報告書及び現地調査調書、額の確定通知、事務執行チェックシートなど）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（実績報告書、現地調査調書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（決裁文書、交付申請書類、交付決定通知書、実績報告書、現地調査調書など）を閲覧した。

(結果)

(3) 「② 実績報告に係る書類記入の徹底と適切な効果測定の実施について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 基金の有効活用に向けた国への働きかけの継続について

令和元年度は(1)⑤に記載した6事業を実施し、当基金から20,590千円を取り崩しているが、取崩実績と比べて多額の基金残高（令和元年度期末現在高856,439千円）を保有している。このため、利用見込みが低い多額の資金が基金に拘束され、資金が有効に活用されていない可能性がある。

基金の取崩実績が基金残高に比して低くなっている背景は、農林水産省農林振興局が定めた「中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要領」第2.1.(1)及び「中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領」第2.1.(1)において、基金の取崩額が前年度末基金残高の3%までに制限されていることにある。

「中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要領」より抜粋

第2 事業の概要

1(1) 事業実施年度において、要綱第3の1の(1)により当該都道府県が造成した基金の運用によって生ずる果実（以下、「運用益」という。）として見込まれる額（以下「運用益予定額」という。）が事業実施前年度の3月末日の基金元本の額（以下「前年度元本」という。）の3%の額（以下「平準化運用基準額」という。）を下回る場合

にあつては、平準化運用基準額から運用益予定額を差し引いた金額を上限として基金元本の一部を、棚田基金事業の実施に係る経費に充てることのできるものとする。

「中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領」より抜粋

第2 事業の内容等

1 (1) 事業実施年度において、運用益として見込まれる額（以下「運用益予定額」という。）が事業実施前年度の3月末日の基金元本の額（以下「前年度元本」という。）の3%の額（以下「平準化運用基準額」という。）を下回る場合にあつては、平準化運用基準額から運用益予定額を差し引いた金額を上限として基金元本の一部を、保全対策事業の実施に係る経費に充てることのできるものとする。

この点、毎年、国が全都道府県に対して実施する『「ふる水・棚田基金」執行アンケート』において、県では事業の拡大を検討しているため、元本の3%では事業実施上不足する旨を回答しているが、現状制度改正に至っていない。

国の制度設計の見直しに向けて、引き続き同様の状況下にある他県と連携し、国に働きかけを実施していくことが望まれる。

また、令和元年6月に農林水産省農村振興局地域振興課が発行した「ふる水・棚田基金の状況」という資料によれば、平成30年の会計検査院の報告書において、「使用見込みの低い基金については国庫返納を促すことなどについて努める必要がある。」との指摘を受けている。

以上も踏まえ、取崩制限の緩和に向けた国への働きかけを継続することが重要である。【意見】

② 実績報告に係る書類記入の徹底と適切な効果測定の実施について

当基金の充当事業である有害鳥獣被害防止対策推進事業で実施する「山形県有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金」（電気柵設置事業）は、農業者グループ等が鳥獣被害防止のために電気柵等を設置した際に市町村が補助する額の2分の1以内の額について、県から市町村に対して補助する事業である。

当補助金の交付要綱において、市町村が実績報告を行う際に提出する事業成績書には「実績管理票」を添付することが求められている。「実績管理票」は、次の表のとおり、「(参考) 被害軽減効果」という記入欄に各市町村が電気柵等設置前後の面積・量・金額等を記入する様式となっている。

「山形県有害鳥獣被害軽減モデル事業実績管理票（電気柵）」より様式抜粋												
市町村	設置距離	事業費	県補助金	(参考)施工時間			(参考)被害軽減効果					
				作業人数	時間/人	延時間	設置前			設置後		
							作物名称	面積(a)	量(kg)	金額(千円)	面積(a)	量(kg)

当補助金の目的は、この電気柵等の設置による被害軽減であり、軽減効果が当補助金にとっての成果指標である。よって、「実績管理票」は、補助金の効果測定にとって重要な情報であると考ええる。

しかし、実際に県に提出された「実績管理票」を確認すると、「(参考)被害軽減効果」の欄が空欄の市町村や、記入されている市町村と生産高が記入されている市町村が混在していた。

この原因は、記入項目の名称が「(参考)被害軽減効果」となっており、記入者に任意の回答項目であるとの印象を与えうる名称になっていること、及び記載要領や記入例が作成されていないため、設置前後の被害状況を記入すべきところを、記入者によって内容にばらつきが生じていたことによるものと考えられる。

以上のとおり、補助金交付要綱で提出を求める書類に不備があり、適切な効果測定が実施されていなかった。県は、「実績管理票」の記入項目の名称から「(参考)」を削除し「被害軽減効果」として必須の回答項目に定め、記載要領や記入例を示した上で各市町村へ周知徹底することで、適切な効果測定を実施するための情報を収集できる環境を整えることが必要である。【指摘事項】

8 介護保険財政安定化基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	介護保険財政安定化基金
所管部課	健康福祉部長寿社会政策課
根拠法令等	介護保険法第 147 条、山形県介護保険財政安定化基金条例、 山形県介護保険財政安定化基金運営要綱
造成年月日	平成 12 年 4 月 1 日
造成目的	介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため
造成期間	平成 12 年～平成 20 年
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	795,000 千円
基金当初造成時財源	一般財源 1 / 3、国庫 1 / 3、市町村 1 / 3
基金造成後積立財源	貸付事業返還金（市町村）、運用益
事業概要	事業計画における見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に不足が生じることとなった場合に、一般財源から財政補填をする必要のないよう都道府県に設置された財政安定化基金により、市町村に対して資金の貸付けを行う。
予算計上会計	一般会計
積立方針	「貸付け」のための基金であり、目標額等はない。
取崩方針	同上
積立目標額	同上
目標額に不足する場合、 今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	1,083,249	1,239,941	1,396,706	1,396,957	1,397,125
合計	1,083,249	1,239,941	1,396,706	1,396,957	1,397,125

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		925,990	1,083,249	1,239,941	1,396,705	1,396,956
積立額	新規・追加積立	-	-	-	-	-
	運用益	903	337	410	251	168
	貸付事業返還金	156,356	156,355	156,354	-	-
	積立額計	157,259	156,692	156,764	251	168
取崩額	事業費充当	-	-	-	-	-
	取崩額計	-	-	-	-	-
当年度末残高		1,083,249	1,239,941	1,396,705	1,396,956	1,397,124

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	1,083,249	1,239,941	1,396,705	1,396,956	1,397,124
年度中平均残高 (A)	970,507	1,124,372	1,281,065	1,396,706	1,400,784
運用益 (B)	903	337	410	251	168
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

基金の取崩事由が生じていないため、該当なし。

⑥ 基金の取崩事由について

当基金は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 147 条及び基金条例により設置されたものである。

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）より抜粋

（財政安定化基金）

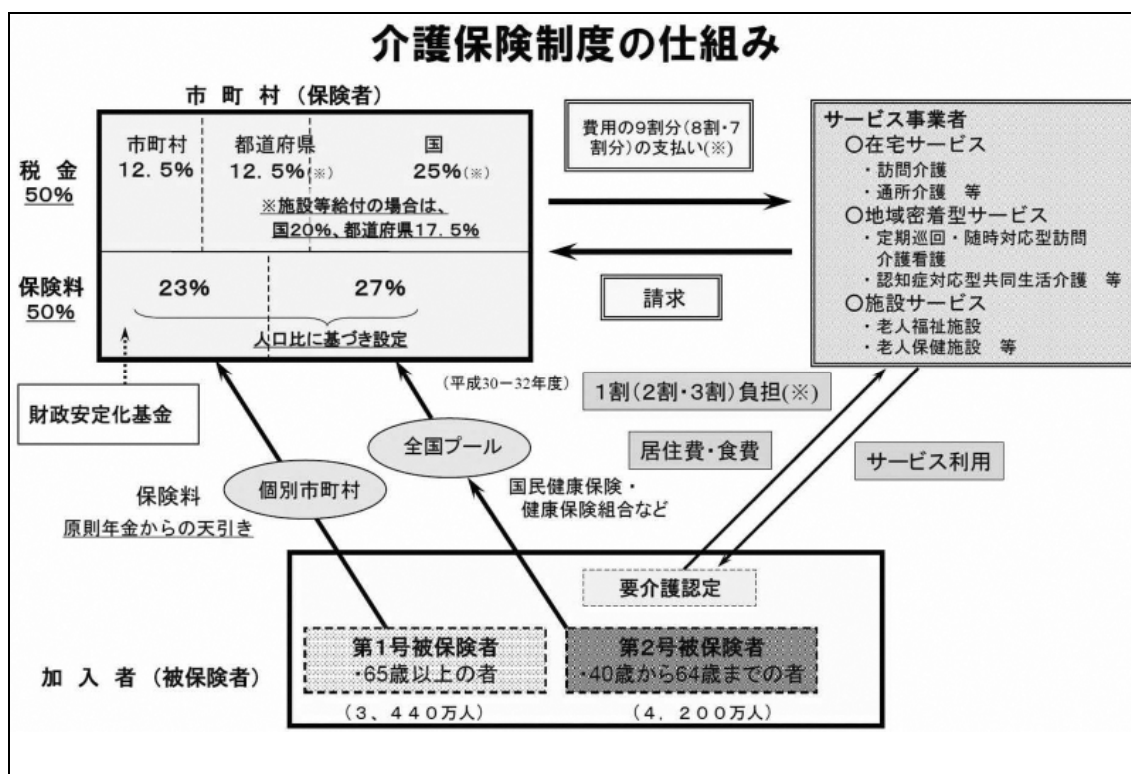
第 147 条 都道府県は、次に掲げる介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設けるものとする。

一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額（イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額とする。）の二分の一に相当する額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付すること。

イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

- ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額
- 二 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付けること。

ここで、介護保険制度の仕組みは次のとおりである。



(出典：厚生労働省ホームページ)

介護保険制度の運営主体は、各市町村である。介護保険第1号被保険者の保険料は、市町村ごとに定める保険料率（基準額×所得段階別の割合）により算定される。保険料率は、市町村介護保険事業計画の3年度を単位とした計画期間ごとに、介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、計画期間を通じて財政の均衡を保つことができるように設定される。

この介護保険制度の仕組みの中で、給付実績が見込等を上回る場合や第1号被保険者による多額の保険料未納が生じた場合に当基金は取り崩される。

具体的には、市町村が通常の実績を行ってもなお生じる保険料未納や給付費の見込誤りによる財政不足額について、基金から資金の交付・貸付を行うこととなる。

⑦ これまでの基金取崩しの実績について

《貸付事業》

保険料収納不足及び給付費増による財政不足額を対象として、無利子による貸し付けを行う。なお、計画期間3年間を通して貸し付けた合計額を、市町村は、次の計画期間の3年間で3分の1ずつ償還し、県は当基金に再度積み立てることとなる。

年度	貸付額 (千円)	貸付市町村
平成 12 年度	12, 015	酒田市、小国町、立川町
平成 13 年度	168, 637	酒田市、大蔵村、小国町、立川町、朝日村、松山町、平田町
平成 14 年度	336, 394	鶴岡市、酒田市、南陽市、西川町、大蔵村、戸沢村、小国町、立川町、楡引町、朝日村、松山町、平田町
平成 15 年度	36, 082	酒田市、立川町、松山町
平成 16 年度	102, 440	鶴岡市、山辺町、立川町、松山町、平田町
平成 17 年度	123, 478	鶴岡市、酒田市、山辺町、庄内町
平成 23 年度	285, 587	鶴岡市、酒田市、真室川町、庄内町、三川町、遊佐町
平成 24 年度	31, 570	大石田町、真室川町、飯豊町
平成 25 年度	175, 030	酒田市、大石田町、最上町、真室川町、飯豊町
平成 26 年度	262, 466	山形市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、天童市、大石田町、最上町、真室川町、飯豊町

《交付事業》

3年の計画期間の最終年に、保険料収納不足による財政不足額の2分の1に相当する金額の交付を行う。

年度	交付額 (千円)	交付市町村
平成 14 年度	1, 010	大蔵村

《その他》

平成 23 年度に「改正介護保険法附則第 10 条に基づく納付に関する取扱いについて」が厚生労働省より交付され、1,958 百万円を取り崩し、3分の1ずつを国及び市町村に返還し、残りの3分の1を一般財源に戻し入れている。

これは、各都道府県の財政安定化基金の残高が膨らみすぎたことから、過去に会計検査院からの指摘を受け、平成 23 年度に基金の規模を適正に保つという名目で法改

正が行われたことに伴う対応である。

当時、厚生労働省から提供された計算シートに従い、基金の適正規模を1,300百万円程度と試算し、当該残高を上回る分について取崩しを行った。

なお、同計算シートに令和2年12月時点で県が把握している情報・数値を入力した結果算出された適正規模は、ほぼ現状と同規模の1,354百万円と試算された。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県介護保険財政安定化基金運用要綱、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（山形県介護保険財政安定化基金運用要綱）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（管理台帳、決裁文書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（管理台帳、決裁文書、計画シート、各市町村のヒアリング文書など）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

該当なし。

9 森林整備地域活動支援基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	森林整備地域活動支援基金
所管部課	農林水産部森林ノミクス推進課
根拠法令等	山形県森林整備地域活動支援基金条例
造成年月日	平成 14 年 4 月 1 日
造成目的	県内の民有林の計画的かつ一体的な整備に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を支援することにより、森林の有する多面的な機能を発揮させるとともに、山村地域の振興を図るため。
造成期間	未定（基金残を使い切るまで）
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	200,000 千円
基金当初造成時財源	国庫
基金造成後積立財源	国庫、補助金返還金、運用益
事業概要	森林経営計画の策定促進のための活動を支援
予算計上会計	一般会計
積立方針	平成 25 年度をもって国庫交付金を財源とした新規の積立では終了し、現在は補助金の返還があれば積み立てる。
取崩方針	年度の事業費を取り崩す。
積立目標額	国からの交付は終了している。
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	45,918	29,286	18,543	13,512	8,640
合計	45,918	29,286	18,543	13,512	8,640

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		57,080	45,918	29,286	18,543	13,512
積立額	新規・追加積立	-	-	994	-	72
	(補助金返還金)	-	-	994	-	72
	運用益	55	14	10	4	2
	積立額計	55	14	1,004	4	74
取崩額	事業費充当	11,217	16,646	11,747	5,035	4,946
	取崩額計	11,217	16,646	11,747	5,035	4,946
当年度末残高		45,918	29,286	18,543	13,512	8,640

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	45,918	29,286	18,543	13,512	8,640
年度中平均残高 (A)	58,919	47,639	31,982	20,442	14,363
運用益 (B)	55	14	10	4	2
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 農林水産部森林ノミクス推進課				
森林整備地域活動支援交付金	7,297	4,865	2,432	-
森林整備地域活動支援推進交付金	137	81	56	-
計	7,434	4,946	2,488	-

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（交付申請書、決定通知、実績報告書及び現地調査チェックシート、額の確定調書、事務執行チェックシートなど）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（「森林経営計画の認定実績について」、「林地の地積調査及び森林境界の明確化の現状【推計】」、実績報告書、現地調査チェックシート、額の確定調書、交付金事業完了報告書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

該当なし。

10 高等学校奨学基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	山形県高等学校奨学基金
所管部課	教育庁高校教育課
根拠法令等	山形県高等学校奨学基金条例
造成年月日	平成 17 年 4 月 1 日
造成目的	山形県高等学校奨学金に係る貸与事業の円滑な運営を図るため
造成期間	期限なし
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	122, 275 千円
基金当初造成時財源	独立行政法人日本学生支援機構からの交付金
基金造成後積立財源	山形県高等学校奨学金（育英奨学金）貸与者からの返還金、運用益
事業概要	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者へ奨学金を貸与することで支援する
予算計上会計	一般会計
積立方針	育英奨学金貸与者からの返還額を積み立てる
取崩方針	育英奨学金の貸付金として必要な額を取り崩す
積立目標額	育英奨学金の事業運営に必要な額
目標額に不足する場合、今後の方針	特になし

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	375, 446	428, 966	510, 635	624, 453	766, 681
合計	375, 446	428, 966	510, 635	624, 453	766, 681

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		392,563	375,446	428,966	510,635	624,453
積立額	新規・追加積立	247,229	284,194	291,141	296,749	298,176
	(貸与者からの返還金)	247,229	284,194	291,141	296,749	298,176
	運用益	369	115	140	94	76
	積立額計	247,598	284,309	291,281	296,843	298,252
取崩額	事業費充当	264,715	230,789	209,612	183,025	156,024
	取崩額計	264,715	230,789	209,612	183,025	156,024
当年度末残高		375,446	428,966	510,635	624,453	766,681

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	375,446	428,966	510,635	624,453	766,681
年度中平均残高 (A)	397,296	382,101	436,261	521,028	637,386
運用益 (B)	369	115	140	94	76
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 教育庁高校教育課				
高等学校奨学金貸与事業	156,024	156,024	-	-

⑥ 基金設置の経緯

当基金は、特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月閣議決定）により、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）が実施していた高校生を対象とする奨学金事業が、平成 17 年度より各都道府県に移管されたことに伴い、設置されたものである。

これを受け、移管後に都道府県が実施する高校生を対象とする奨学金事業の奨学資金に充てるため、平成 17 年度より、機構から各都道府県に対して高等学校奨学金事業交付金（以下、「交付金」という。）が交付されており、当該交付金を原資として奨学生に対する奨学金の貸与が行われていた。

その後、移管から一定の期間が経過すると奨学生からの返還金が生じ、これが奨学資金に充当されて次の奨学金の貸与へと循環していくことを考慮して、県で平成 26 年度を最後に機構からの交付金は受けていない。

⑦ 基金充当事業の概要

県では、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者を支援するため、山形県高等学校奨学金事業を実施しており、「特別貸与奨学金」と「育英奨学金」の二つの奨学金貸与制度を設けている。基金充当の対象となる事業は、(1)⑥の経緯より、後者のみである。

《育英奨学金の概要》

貸与対象者	高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程の生徒										
貸与基準	人物	学習活動その他生活全般における態度及び行動が良好であること									
	学力	学習成績が中程度以上であること									
	家計	主たる生計維持者及びその配偶者の所得合算額が山形県で定める基準額以下であること ※4人家族とした場合の収入目安→800万円程度以下（父の収入のみの場合）									
	住所	扶養者が県内に住所を有すること									
貸与月額		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自宅通学</td> <td>自宅外通学</td> </tr> <tr> <td>公立</td> <td>18,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>		自宅通学	自宅外通学	公立	18,000円	23,000円	私立	30,000円	35,000円
	自宅通学	自宅外通学									
公立	18,000円	23,000円									
私立	30,000円	35,000円									
返還方法	<p>高校卒業後に返還開始。返還年数及び支払回数は返還者が各々設定。 (例) 自宅から公立高校へ通学する生徒が3年間奨学金を受けた場合 貸与月額=月額18,000円×12ヶ月×3年=648,000円 10年間の月払いにより返還 → 648,000円÷120回払い=5,400円/月 <返還猶予> (以下に該当するとき、返還を猶予することが可能)</p> <p>①大学等に在学する場合 ②傷病、災害等により返還が困難と認められる場合 ③経済的事由により返還困難と認められる場合</p>										

(出典：県作成資料)

《育英奨学金の貸与の状況(直近5年間)》

(単位:人、%)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
新規採用	新規申請者数	356	314	297	244	207	
	採用者数	344	306	291	239	207	
	採用率	96.6	97.5	98.0	98.0	100.0	
	貸与者数	公立	190	158	149	111	94
		私立	129	128	109	91	92
計		319	286	258	202	186	
継続採用	貸与者数	公立	390	337	287	258	215
		私立	254	211	206	193	152
		計	644	548	493	451	367

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸与者計	貸与者数 (①)	公立	580	495	436	369	309
		私立	383	339	315	284	244
		計	963	834	751	653	553
貸与者数対前年度比			90.1	86.6	90.5	87.0	84.7
高校在学者数 (②)	公立	23,341	22,936	22,568	22,172	21,259	
	私立	9,160	9,167	9,263	9,204	9,223	
	計	32,501	32,103	31,831	31,376	30,482	
貸与率 (①÷②)	公立	2.5	2.2	1.9	1.7	1.5	
	私立	4.2	3.7	3.4	3.1	2.6	
	計	3.0	2.6	2.4	2.1	1.8	

(※ 1) 貸与者数は、採用者の中で実際に貸与を受けた者の数であり、採用者数とは必ずしも一致しない。

(※ 2) 高校在学者数は、山形県学校名鑑記載の数値である（全日制、定時制、通信制の生徒数合計）。

(出典：県作成資料)

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 基金をより有効に活用するための施策の検討について」参照

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（貸付事務取扱要領、貸付審査規則）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、選考委員会議事録、山形県高等学校奨学金貸与申請書、山形県高等学校奨学金貸与決定通知書、誓約書、保証書など）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（決裁文書、選考委員会議事録、山形県高等学校奨学金貸与申請書、山形県高等学校奨学金貸与決定通知書、誓約書、保証書など）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- 貸付審査は適切に行われているか、未回収の貸付金について適切に管理されているか、貸付期間中に財務状況を確認しているか等の観点で、貸付事業に係る資料（決裁文書、山形県奨学金返還金債権管理台帳、山形県高等学校奨学金借用証書、山形県高等学校奨学金返還明細書、債務承認及び納付誓約書など）を閲覧した。

（結果）

(3) 「② 貸与した育英奨学金の確実な回収について」参照

(3) 「③ 事務効率化及び滞納奨学金の回収早期化のための奨学金システムの改修検討について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 基金をより有効に活用する施策の検討について

育英奨学金の申請者数、貸与者数については、(1)⑦のとおり、総じて減少傾向にある。一方、平成 26 年度まで交付されていた機構からの交付金及び貸与者からの返還金により積み立てられた当基金の残高は年々増加傾向にある。

これは、社会問題ともなっている人口減少や少子高齢化の加速により、奨学金貸与の対象となる高校生そのものの数が減少していること、過去に貸与を受けた奨学生からの返還がピークを迎えていることが要因として考えられる。

今後もこの傾向は続き、令和 2 年 2 月に所管課が過去 10 年間の貸与額実績の通減率などをもとに作成した今後 10 年間の基金額推移計画によれば、令和 10 年度には基金残高が 13 億円超になるものと試算されている。

当基金は、設置時から平成 26 年度まで機構からの交付金が交付されており、基金積立財源の一部となっているが、当該交付金の交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日 日本学生支援機構理事長決定）には以下のような定めがある。

高等学校等奨学金事業交付金交付要綱より抜粋

第 13 条 都道府県は、高等学校等奨学金事業を廃止又は縮小等した場合において、交付対象となった事業に次に掲げる経費が生じる場合には、機構に返還しなければならない。

- ① 都道府県が高等学校等奨学金事業を廃止したことにより、将来に渡って必要としない奨学金の未貸与額及び奨学生からの返還金の全額
- ② 都道府県が高等学校等奨学金事業の事業規模を縮小したこと等により、将来に渡って必要としないことが見込まれる奨学金の未貸与額及び奨学生からの返還金

交付金が積立財源の一部となっている当基金について、奨学金事業に代わる他の用途へ使用するという事は難しいものと考えられる。しかし一方で、今後貸与者が徐々に減少していくとの予測に基づく県の基金額推移計画からは、当基金が当初の設置目的に従って有効に使用されていると判断することは容易ではなく、要綱第 13 条第 1 項第 2 号の事業規模縮小による交付金返還の定めと抵触することも考えられる。

県は、当基金のより有効な活用を図るため、一定数の申請者を確保するための具体的な施策（例えば貸与要件の緩和や貸与金額の増額等）の検討、充当事業に係る今後の必要額の見通しに基づいた適正な基金規模の見直し等について長期的な視点から検討を行っていくことが望ましい。【意見】

② 貸与した育英奨学金の確実な回収について

当基金は、設置当初より機構からの交付金を事業財源として活用してきたが、交付措置は平成 26 年度をもって終了となっている。そのため、奨学金制度を将来に向けて維持・運営していくためには、もう一つの原資である奨学生からの返還金を確実に回収していかなければならない。

しかし、高校卒業後も無職であること、就職しても低収入であることなど、経済的困難を事由として未納状態が続く返還者も多い。現在は、返還者数や返還額の増加に伴って、未納者数と未納額も増加傾向となっている。

①で述べたとおり、今後奨学生への貸与額は大きく減少していくものと見込まれるが、毎年一定程度の新規未納者が発生している現状を踏まえれば未納額及び未納者の数についてはさらに増加していくことが見込まれる。

育英奨学金に係る未納残高、貸付金残高、未納率の推移は以下のとおりである。

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末未納残高	60,542	75,262	94,077	112,454	121,672
当年度収納額	7,085	4,935	6,745	16,384	17,879
当年度発生額	21,805	23,751	25,122	25,602	26,423
当年度末未納残高 (A)	75,262	94,077	112,454	121,672	130,216
当年度末貸付金残高 (B)	2,539,885	2,482,685	2,397,393	2,282,125	2,133,761
未納率 (A/B)	2.9	3.7	4.6	5.3	6.1

不納欠損処理が難しい状況も一因ではあるが、未納残高は年々積み上がってきており、令和元年度における貸付金残高に占める未納残高の割合は 6.1%となっている。また、未納者の人数についても、平成 29 年度は 611 名、平成 30 年度は 699 名、令和元年度にいたっては 945 名という状況となっており、現在の未納者の償還期限未到来額を考慮すれば、回収可能性に懸念のある貸付金残高はさらに大きくなるものと推測される。

県では平成 30 年度より育英奨学金に係る債権回収業務の一部について民間への委託を開始したことにより、これまでしばらく未納となっていた者についても返還が始まり、令和元年度委託分の 26.1%が回収されているなど一定の効果はみられるが、依然として未納額は多額となっている。

また、山形県高等学校奨学金貸与条例第 8 条には、違約金について次のように定められている。

山形県高等学校奨学金貸与条例（平成 15 年 3 月 18 日山形県条例第 30 号）より抜粋
（違約金）

第 8 条 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて貸与を受けた奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ、返還すべき額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した違約金を県に納付しなければならない。

当該違約金に係る収入未済残高の直近 5 年間の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高	-	-	-	2,013	8,845
当年度収納額	-	-	434	1,112	1,243
当年度発生額	-	-	2,447	7,944	9,589
当年度末残高	-	-	2,013	8,845	17,191

（※）平成 28 年度以前の違約金調定額及び収入未済額については、奨学金ごとに個別に算出したデータがないため「-」としている。

違約金は、元本が返還された際に返還期限から実際の返還日までの日数に応じて計算され、調定が行われるため、滞納者は元本の返済が完了し次第、違約金の請求を受け、納付することとなる。滞納者から相談を受けた場合には、まず元本の返済を優先させていることもあり、場合によっては違約金の返済までには回らないこともあると考えられる。

また、先に述べたとおり平成 30 年度より債権回収業務の一部について民間への委託を開始し、長期間にわたって未納となっていた者からの返還が増加した結果として、返還までの期間に応じた違約金の調定が行われ、平成 30 年度、令和元年度においては違約金に係る収入未済額が増加している状況にある。

こうした状況に対して、山形県高等学校奨学金貸与条例第 6 条には、次のような返還の猶予に関する定めも設けられており、未納、さらには違約金を発生させず、貸与者の状況に応じた返還も可能な仕組みとなっているが、制度の対象者が少ないのか周知が不十分なのかは不明であるが、制度の利用者はそれほど多くない状況である。

山形県高等学校奨学金貸与条例（平成 15 年 3 月 18 日山形県条例第 30 号）より抜粋
（返還の猶予）

第 6 条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者からの申請があった場合に限り、貸与を受けた奨学金の返還の期限を猶予することができる。

- (1) 高等学校若しくは学校教育法に基づく専修学校の専門課程若しくは大学に在学するとき若しくはそれらを卒業若しくは退学した日の属する月の翌日から起算して 6 月を経過しないとき又はこれらに準ずる事由として規則で定めるとき。
- (2) 災害、傷病その他やむを得ない事由により、返還期日に貸与を受けた奨学金を返還することが著しく困難であると認められるとき。

県は、未納者に対して納付に向けた交渉を持続的に進め、返還期間や返還額の見直し等未納者の経済的現況に配慮した対応を図っていくとともに、未納者の利便性向上のため、インターネットを利用したクレジットカード納付の導入、返還猶予制度の周知徹底及び指導、債務承認及び納付誓約書のより積極的な徴求等、場合によってはマニュアルの見直しも含め、より効果的かつ効率的な回収業務の遂行を通じた確実な債権回収に努められたい。【意見】

③ 事務効率化及び滞納奨学金の回収早期化のための奨学金システムの改修検討について

当基金の充当事業である「山形県高等学校奨学金事業」において、県は未納者に対する督促等の手続きに関し、「高等学校奨学金未収金対策マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）を定め、督促状の送付から催告手続き、法的措置等までの一連の手続きを行っている。

現在、未納者に対する回収業務は会計年度任用職員 3 名（うち 2 名については、通常業務及び回収業務を半々の割合で担当）を中心に行われているが、次のとおり、業務の一部について、デジタル化が進展している現在の環境に照らして非効率となっている点が見受けられる。

- イ) 県では、奨学金貸与者及び連帯保証人に関する個人データの管理、貸与者個人ごとの返還額及び貸付金残高の管理、金融機関に提出する振込・振替データの作成、違約金納入通知書の添付文書作成等の機能を有する奨学金システムを導入し、運用している。その一方で、奨学金システムとは別に、現年調定及び滞納繰越に関する個人ごとの毎月の請求額と収納額を入力するエクセルファイルを作成し、毎月、当該エクセルファイルに数百人の返還額等の情報を入力した上で、奨学金システムに同じ情報を再度入力している。

ロ)「マニュアル」に基づき督促状を発行したときは債権管理簿を作成する必要があり、債権管理簿はその後のやりとり等の記録を追加していくことから手書きのものとなっている。

また、違約金については、山形県高等学校奨学金貸与条例第8条にあるように、未調定であるだけで「返還すべき日の翌日」から発生しており、実際の違約金に係る収入未済残高は先述の表の残高より多額となっている。しかし、県では、元本の返済が完了していない債権に係る違約金は調定されず、財務事務に直接必要がないため、定期的な違約金見込額の計算や残高の把握は行われていない。

違約金について定めているのは、滞納者と約定どおり返済している者との負担の公平を図り、元本の早期返還を促す効果を持つためである。この違約金の意義を踏まえれば、違約金見込額を把握し、滞納者や連帯債務者に通知することは回収の早期化に資すると考える。

しかし、奨学金システムでは、各貸与者の1ヶ月分の調定ごとに違約金を算出し、全ての調定分を合算することが必要となり、当システムにより全未納者に係る違約金見込額を定期的に計算することは著しく非効率的である。

県の奨学金システムは、平成20年度に導入されて以降、機能の大幅な改修は行われていないが、デジタル化が進展し、また、未納者及び未納残高が年々増加している現状を踏まえて、事務効率化及び回収の早期化という効果と費用を勘案の上、奨学金システムの改修について検討されたい。【意見】

11 産業廃棄物税基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	山形県産業廃棄物税基金
所管部課	環境エネルギー部循環型社会推進課
根拠法令等	山形県産業廃棄物税基金条例
造成年月日	平成 18 年 10 月
造成目的	産業廃棄物の排出抑制、再利用等による産業廃棄物の減量 その他適正処理の促進に関する施策を実施するため。
造成期間	平成 18 年～現在
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	44,876 千円
基金当初造成時財源	産業廃棄物税
基金造成後積立財源	産業廃棄物税、運用益
事業概要	産業廃棄物の排出抑制、再利用等による産業廃棄物の減量 その他適正処理の促進に関する施策を実施するために、県 に納入された産業廃棄物税額相当額の積立を行う。
予算計上会計	一般会計
積立方針	特別徴収義務者から納付された税額と同額を 4 半期ごとに 積み立てている。
取崩方針	予算編成過程において当該基金を充当することとされた事 業について、実績に基づき取崩しを行っている。
積立目標額	産業廃棄物の最終処分量に応じて賦課される税に基づく基 金であり、基金の目的である 3 R の進展に伴って積立額が 減っていく性質のものであることから、目標額は定めない。 事業充当については税収見込と対応する規模で計画し、基 金が枯渇することのないよう安定的に運営していく必要が ある。
目標額に不足する場合、 今後の方針	

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	190,047	200,334	181,117	99,943	106,015
合計	190,047	200,334	181,117	99,943	106,015

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		236,659	190,047	200,334	181,117	99,943
積立額	新規・追加積立	170,648	166,892	150,596	145,743	181,271
	(産業廃棄物税)	170,648	166,892	150,596	145,743	181,271
	運用益	316	87	89	47	26
	その他	-	-	-	239	-
	積立額計	170,964	166,979	150,685	146,029	181,297
取崩額	事業費充当	217,576	156,692	169,903	227,203	175,225
	取崩額計	217,576	156,692	169,903	227,203	175,225
当年度末残高		190,047	200,334	181,117	99,943	106,015

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	190,047	200,334	181,117	99,943	106,015
年度中平均残高 (A)	340,227	289,572	279,472	259,618	212,642
運用益 (B)	316	87	89	47	26
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 環境エネルギー部環境企画課				
省エネルギー対策推進事業費	3,171	3,006	165	-
環境教育基盤運営事業費	1,460	1,460	-	-
環境教育普及促進事業費	7,386	7,386	-	-
環境科学研究事業費	1,149	1,149	-	-
環境科学研究センター運営費	47,707	729	46,962	17
(事業所管部課) 環境エネルギー部エネルギー政策推進課				
再生可能エネルギー等設備導入促進事業費	83,274	25,000	57,894	380
(事業所管部課) 環境エネルギー部水大気環境課				
ダイオキシン類対策事業費(ダイオキシン類に係る排ガス・排水等検査)	14,106	6,809	7,297	-
環境保全・廃棄物情報システム運用管理費	458	458	-	-
大気汚染防止対策事業費(水銀排出施設に係る立入検査)	39,725	184	39,541	-

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 環境エネルギー部循環型社会推進課				
地球にやさしい3R推進人づくり事業費	5,115	5,115	-	-
循環型社会形成推進事業費	8,947	8,947	-	-
循環型産業創出育成事業費	12,842	12,842	-	-
循環型産業基盤整備推進事業費	30,303	30,303	-	-
循環型産業販路拡大推進事業費	847	847	-	-
産業廃棄物最終処分場周辺環境整備事業費	4,003	4,003	-	-
原状回復措置推進事業費	1,614	1,614	-	-
産業廃棄物最終処分場設置指導事業費	3,232	3,232	-	-
不法投棄未然防止等対策事業費	8,282	8,239	43	-
PCB廃棄物対策事業費	16,235	16,235	-	-
報酬職員費	35,710	27,815	2,100	5,795
海岸漂着物対策推進事業費	27,694	403	5,921	21,370
災害廃棄物処理対策事業費	1,013	1,013	-	-
産業廃棄物処理対策費	9,329	2,569	119	6,642
(事業所管部課) 農林水産部園芸農業推進課				
農業用使用済プラスチック適正処理推進事業費	128	128	-	-
(事業所管部課) 県土整備部空港港湾課				
酒田港リサイクルポート振興事業費	1,237	1,237	-	-
(事業所管部課) 置賜総合支庁保健福祉環境部環境課				
食品ロス削減地域モデル事業費	352	352	-	-
(事業所管部課) 庄内総合支庁保健福祉環境部環境課				
庄内地域環境産業支援事業費	891	891	-	-
(事業所管部課) 村山総合支庁産業経済部森林整備課				
木質バイオマス燃料利用促進事業費	1,595	1,595	-	-
(事業所管部課) 最上総合支庁産業経済部森林整備課				
最上バイオマス利用促進事業費	1,868	1,868	-	-
(事業所管部課) 置賜総合支庁産業経済部森林整備課				
置賜バイオマス利用促進事業費	552	552	-	-
(事業所管部課) 庄内総合支庁産業経済部森林整備課				
自伐林家による木質バイオマス活用事業費	3,526	3,526	-	-
(事業所管部課) 総務部税政課				
徴税管理運営費(産業廃棄物税徴税経費)	65,841	64	65,777	-
産業廃棄物税特別徴収交付金	239,907	3,838	236,069	-
計	679,497	183,406	461,888	34,203

(※) 上表の財源内訳の基金計と③令和元年度取崩額の「事業費充当」が一致していない。

これは、「事業」が事業を細分化した「グループ」と呼ぶそれぞれ別個の小事業から構成されており、上表の事業のうち、一部のグループには当基金以外の基金を財源とするものが含まれているためである。なお、一つの「グループ」に対して複数の基金が充当されているものはなかった。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 将来の支出計画を踏まえた基金残高に関する管理方針の設定について」
参照

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（山形県財務規則）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、入札書、入札調書、契約書、納品書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（当初予算要求における産業廃棄物税基金の充当方針、決裁文書、契約書、事業実績報告書）の閲覧を実施した。

(結果)

(3)「② 基金の充当方針に係る取組みの他基金への展開について」参照

- 委託事業の選定は公平に行われているか、効率的な調達のための工夫がなされているか、委託事業が契約どおり完了したかを適切に確認しているか、再委託や不適切な委託先への委託はないかという観点で、所管課への質問、委託事業に係る資料（決裁文書、入札書、入札調書、契約書、納品書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《その他》過年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認

- 平成 25 年度包括外部監査における意見と県の措置状況は次のとおりである。当該措置が令和元年度において反映されているかという観点で、所管課に対する質問及び関連資料の閲覧を行った。

監査結果 (意見)	産業廃棄物税基金は、残高が増加傾向にあり、収入が支出を上回る状況にある。県は税金として収受した基金を有効に活用する責任があり、増加傾向にある産業廃棄物税基金について、基金残高を適正に管理していくための具体的な方策を明確にされたい。
県の措置 の内容	産業廃棄物の最終処分量の減少に伴い、今後、産業廃棄物税の収入は減少することが予想されている。一方、同税の趣旨に合った事業を計画的に執行していくには、中長期的な視点に立った基金の運用を図りつつ、収入状況も見極めながら事業を展開していく必要がある。 産業廃棄物税を効果的に活用するために、平成 26 年度以降は、事業者等のニーズを踏まえて循環型社会の形成や循環型産業の振興に関する事業を充実させると共に充当額を増額してきた。 また、27 年度以降の予算編成については、産業廃棄物税の収入状況及

	び基金残高等を踏まえ、環境エネルギー部として基金の充当方針を定め、適正かつ効果的な基金運用を図っている。
--	--

(結果)

- (3) 「① 将来の支出計画を踏まえた基金残高に関する管理方針の設定について」参照
- (3) 「② 基金の充当方針に係る取組みの他基金への展開について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 将来の支出計画を踏まえた基金残高に関する管理方針の設定について

当基金の残高は当初約 45 百万円程度だったが、平成 25 年度末には 276 百万円まで積み上がった後、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて事業への充当額を拡大させたことで、残高が減少し、平成 30 年度以降は 1 億円程度で推移している。平成 26 年度から平成 30 年度にかけて事業への充当額を拡大させた理由としては、平成 25 年度の包括外部監査の意見を受けたものであるが、今後の事業充当については、残高が減少したこともあり、将来に備えて充当額を絞っていく方針に転換している。

こうした経緯をみると、県として将来の支出計画を踏まえた基金の適正水準に関する管理方針に基づき、計画的・能動的な基金管理が行えているとは言えない。

当基金では、5 年ごとに外部有識者等を含めた産業廃棄物税評価・検証委員会が開催され、制度の存続や基金使途のあり方などが議論されているが、将来の基金残高のあり方や事業への充当額の適正水準などは議論されていない。

基金で充当する事業には PCB 関連の規制事業などもあるとのことであるため、将来に向けて最低限必要な事業費用を確保していかなければならないが、産業廃棄物税評価・検証委員会などで第三者の意見を伺う機会も活用して、県として基金残高に関する管理方針を設けることを検討されたい。【意見】

② 基金の充当方針に係る取組みの他基金への展開について

所管部課では、当基金から事業へ充当する際、当初予算要求時に基金の充当方針を設けて、充当額の調整を行っている。平成 31 年度における充当方針は次のとおりである。

「平成 31 年度当初予算要求における産業廃棄物税基金の充当方針について」より抜粋

平成 31 年度の調整手順について

- (1) 各充当事業について、事業の効果、必要性等を加え、事務事業の見直し改善で指摘のあった執行率を加えた 9 項目により評価し、総合評価点を算出する。
- (2) 総合評価点の低い事業には高い削減率、評価点の高い事業には低い削減率を設定し、事業充当額を調整する。

総合評価点数等の区分		削減率
継続事業	15点	35%
	17点	32%
	19点	30%
	20点	26%
	21点	14%
	23点	8%
	25点	4%
	26以上	削減なし
新規事業		15%
税込事務に係る経費		

- (3) ただし、上記により設定した事業ごとの削減率により難しい事業については、各事業課において、全ての充当事業の充当額合計がそれらの充当上限額合計を超過しなければ、当該課内での事業間の額の調整を認めることとする。

「平成 31 年度当初予算要求における産業廃棄物税基金充当対象事業について」より抜粋

1 基本の充当対象について

- (1) 山形県産業廃棄物税条例第 1 条に即した施策
 - ①産業廃棄物の排出抑制
 - ②再生利用等による産業廃棄物の減量
 - ③産業廃棄物の適正処理の促進に関する施策の実施に要する費用
- (2) 「山形県循環型社会形成推進計画」の 3 つの柱のいずれかに掲げる施策
 - ①資源循環システムの形成
 - ②資源の循環を担う産業の振興
 - ③廃棄物の適正な処理による環境負荷の軽減に係る施策に該当する事業

- 2 具体的な充当対象事業について
- (1) 資源循環システムの形成事業（上記1（2）①）
- ・ 県民活動のあらゆる分野において3Rを推進し、循環型社会のスタイルを定着させる事業であり、主に3Rに関する啓発事業とする
 - ・ 一般廃棄物を対象とする事業についても充当対象可能とする。
- (2) 資源の循環を担う産業の振興事業（上記1（2）②）
- ・ 産業廃棄物の直接的な排出抑制や減量化につながる事業とする。優先的に充当するものとする。
- (3) 廃棄物の適正処理による環境負荷の軽減事業（上記1（2）③）
- ・ 産業廃棄物の適正処理や不法投棄防止のための事業とする。
- (4) その他充当対象事業
- ・ 産業廃棄物処理事業者の負担軽減につながるため、事業系一般廃棄物を対象とした事業にも予算の範囲内で充当対象事業とする。
- (5) 充当対象外費用
- ・ 県が処分の義務を負う産業廃棄物処理等に要する処分費用とする。
 - ・ 県有備品の購入、更新費用とする。

「平成31年度当初予算要求に係る産業廃棄物税の用途適合性の評価基準」より評価項目のみ抜粋

No.	評価項目
1	【実施主体】 県が実施すべき事業か
2	【第2次県循環型社会形成推進計画の施策項目】 事業内容が施策項目に該当するか
3	【備品】 本来県が一般財源で整備すべき汎用性のある備品購入経費が含まれていないか
4	【義務的経費】 県が排出する廃棄物の処分経費や道路・河川の維持管理費など、本来県が一般財源で負担しなければならない義務的経費が含まれていないか
5	【対象物】 事業の対象とするものが産業廃棄物（産業廃棄物になる前の循環資源を含む。）であるか
6	【事業効果】

	産業廃棄物等の「排出抑制、再生利用、適正処理」のいずれかに効果があるか
7	【施策の必要性】 県として優先すべき施策であるか
8	【緊急性】 喫緊の課題になっているなど、事業の緊急性は高いか
9	【執行率】 予算が積極的かつ効率的に活用されているか

所管部課では、この方針に基づき、各課から要望があった各事業に対して次のとおり工夫して評価・点数化し、優先順位を定めた上で、充当上限額の範囲内で事業への充当額を決定している。

- イ) 評価項目は基金の設置目的や県の施策に合致したものに高い評価が行われるようにしている。
- ロ) 総合評価点に削減率を設定し、新規事業などには低い削減率を設定し、新しい事業を積極的に採用する仕組みとしている。
- ハ) 総合評価点が低い継続事業（＝事業継続の必要性が乏しいもの）には高い削減率を、総合評価点が高い継続事業（＝事業継続の必要性があるもの）には低い削減率を設定し、安易な事業継続を防止している。

他の基金においても、基金所管課以外の部課の事業に対して充当する際、基金所管課の定めた方針を持って調整を行っているが、当基金の充当方針はより詳細化、見える化され、客観的に定量化されており、基金所管課以外の部課としても納得できる充当方針であると考えられる。他の基金においても、当基金の充当方針の考え方・取組みを積極的に取り入れ、基金の事業充当の妥当性・客観性が見える化するように検討されたい。【意見】

12 やまがた緑環境税基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	やまがた緑環境税基金
所管部課	環境エネルギー部みどり自然課
根拠法令等	やまがた緑環境税基金条例
造成年月日	平成19年4月1日
造成目的	森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策を実施するため。
造成期間	平成19年4月1日～現在
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	550,270千円
基金当初造成時財源	やまがた緑環境税
基金造成後積立財源	やまがた緑環境税、運用益
事業概要	森林の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策を実施するため、やまがた緑環境税収額に相当する額を「やまがた緑環境税基金」に積み立て、基金を活用した事業を実施する。
予算計上会計	一般会計
積立方針	<p>【やまがた緑環境税基金条例より抜粋】 (積立額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、やまがた緑環境税条例(平成18年12月県条例第60号)第3条及び第4条の規定による加算額に係る収納額に相当する額とし、予算で定める。</p>
取崩方針	<p>【やまがた緑環境税基金条例より抜粋】 (処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費(やまがた緑環境税条例第3条及び第4条の規定による加算額に係る賦課徴収に要する経費を含む。)に充てる場合に限り、処分することができる。</p>
積立目標額	特になし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	73,594	77,557	97,225	96,078	74,838
合計	73,594	77,557	97,225	96,078	74,838

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		43,134	73,594	77,557	97,225	96,078
積立額	新規・追加積立	661,769	667,962	671,951	672,783	672,446
	(やまがた緑環境税)	661,769	667,962	671,951	672,783	672,446
	運用益	259	90	103	62	42
	積立額計	662,028	668,052	672,054	672,845	672,488
取崩額	事業費充当	631,568	664,089	652,386	673,992	693,728
	取崩額計	631,568	664,089	652,386	673,992	693,728
当年度末残高		73,594	77,557	97,225	96,078	74,838

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	73,594	77,557	97,225	96,078	74,838
年度中平均残高 (A)	278,655	299,831	322,489	343,622	345,852
運用益 (B)	259	90	103	62	42
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 農林水産部森林ノミクス推進課				
荒廃森林緊急整備事業	568,705	497,612	-	71,093
森林資源再生事業	8,242	8,242	-	-
森林資源循環利用促進事業	24,842	24,842	-	-
広葉樹林健全化促進事業	1,500	1,500	-	-
やまがた森林ノミクス県民会議	145	145	-	-
(事業所管部課) 環境エネルギー部みどり自然課				
みどり豊かな森林環境づくり推進事業	117,006	117,006	-	-
やまがた絆の森づくり推進事業	826	826	-	-

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
森づくりサポート体制推進事業	13,342	13,342	-	-
生物多様性戦略推進事業	2,168	2,168	-	-
鳥獣管理推進事業	5,797	5,797	-	-
野生鳥獣捕獲体制強化支援事業	300	300	-	-
大型野生鳥獣等野生復帰事業	1,312	1,312	-	-
やまがた木育推進事業	2,815	2,815	-	-
みどりの循環県民活動推進事業	13,618	13,618	-	-
やまがた山水百景魅力アップ事業	1,145	1,145	-	-
やまがた緑環境税評価・検証委員会	715	715	-	-
(事業所管部課) 村山総合支庁森林整備課				
むらやま版・木のある生活推進事業	224	224	-	-
(事業所管部課) 最上総合支庁森林整備課				
BEST! 森づくりリーダー育成事業	369	369	-	-
(事業所管部課) 置賜総合支庁地域保健福祉課				
置賜みんな一緒に森林活動ネットワーク事業	152	152	-	-
(事業所管部課) 置賜総合支庁森林整備課				
おきたま源流の森づくり活動推進事業	380	380	-	-
(事業所管部課) 庄内総合支庁森林整備課				
出羽庄内公益の森づくり事業	442	442	-	-
(事業所管部課) 総務部税政課				
やまがた緑環境税普及啓発事業	776	776	-	-
計	764,821	693,728	-	71,093

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合规性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（山形県財務規則、山形県環境エネルギー一部所管補助事業等に係る現地調査要領、山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業交付金交付要綱）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、入札書、入札調書、契約書、納品書、検査調書、事業実績報告書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「② 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員が代表を務める会社への業務委託）」参照
- (3) 「③ 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員に対する手数料）」参照

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（やまがた緑環境税充当事業の基本的な考え方、やまがた緑環境税の評価・検証について〈概要〉、決裁文書、契約書、事業実績報告書、現地調査チェックシート）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（決裁文書、交付申請書類、交付決定通知書、事業実績報告書、現地調査チェックシートなど）を閲覧した。

(結果)

(3) 「① 現地調査チェックシートの確認項目への具体例の追加について」参照

(3) 「⑤ 補助金交付申請に係る関連書類の徴収徹底について」参照

- 委託事業の選定は公平に行われているか、効率的な調達のための工夫がなされているか、委託事業が契約どおり完了したかを適切に確認しているか、再委託や不適切な委託先への委託はないかという観点で、所管課への質問、委託事業に係る資料（決裁文書、入札書、入札調書、契約書、納品書、検査調書、請求書など）閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「④ 補助金交付先の募集方法の見直しについて」参照

(3) 「⑥ 業務委託の再委託における相互供給の取扱いについて」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 現地調査チェックシートの確認項目への具体例の追加について

当基金から財源充当される事業に対して、所管課では「山形県環境エネルギー一部所管補助事業等に係る現地調査要領」を定め、現地調査を実施している。現地調査に関しては、「6 環境保全基金」(3) 指摘事項及び意見と同様であるため、当基金での記載を省略する。

② 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員が代表を務める会社への業務委託）

当基金の充当事業である「平成 31 年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、補助対象外経費である補助対象団体の会員が代表を務める会社への委託料に対して補助金が交付されていた。

県では、平成 31 年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業の実施にあたり、「平成 31 年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業交付要綱」を策定し、交付対象者の要件や補助対象経費等を定めている。同交付要綱によれば、交付対象経費及び内容は下表のとおりとされている。

「平成 31 年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業交付要綱」別表より抜粋（下線は監査人が記載）

交付対象経費及び内容
○報償費

外部講師への謝金

○賃金

事業実施主体が行う作業の補助に要する経費

○旅費

外部講師への旅費

○需用費

事業の実施に直接必要な物品等（資材費、消耗品費、燃料費、印刷代）

○役務費

活動に係る保険料、切手代等

○使用料

会議室、バス、チェーンソー、刈払い機、軽トラック、簡易トイレ等の借上料等

○委託料

事業実施主体自らが行うことが困難なものに限り外部委託

※次の経費については、対象外とする。

- ・既存事業の財源振替とする事業に要する経費
- ・管理者のある施設・設備の維持管理に要する経費
- ・事業実施主体構成員への謝金、賃金、旅費及び委託料
- ・事業参加者への日当（記念品等含む）旅費及び飲食代
- ・高額（5万円以上）又は汎用性のある資材の購入
- ・個人で準備することが適当と考えられるもの
- ・先進地視察や研修受講など自己啓発に係る経費
- ・土地の借上げ、買取り
- ・植栽樹種のうち外来種、移入種等植栽地での生育に適さない樹種の苗木代

監査の過程において、補助事業者である特定非営利活動法人の理事長が代表を務める会社に対して、事業費の約78%を占める物品の購入代を支払っている事案が確認された。当該理事長は、補助事業の途中である令和元年8月までに代表を務める会社を退任しているとのことであるが、交付申請の段階で提出する事業計画には当該経費が計上されており、交付申請時点で両団体を兼務していることになる。

県は、「事業実施主体」である特定非営利活動法人の理事長とその理事長が代表を務める会社は別人格であることから「事業実施主体構成員」に該当せず、また、物品の購入代であることから「委託料」に該当しないと判断し、補助対象経費として取り

扱っていた。

しかし、通常、特定の個人が代表を務める会社は個人の意思で経営の意思決定を行えるため、法人と個人を一体として捉えることが適切である。さらに当該事案では、特定非営利活動法人の理事長は会社の代表であり、かつ、株主でもあるため、法人と個人の関係性はより一体性を持つこととなる。また、県は物品の購入代と認識しているが、内容は木材の加工代等であり実態は業務委託と史料される。

よって、県は、補助対象外経費の判断にあたり、経費の実態を把握するとともに、「事業実施主体構成員」の範囲に、個人だけでなく当該個人が代表を務める法人を含めて判断すべきであり、当該認識について、事業管理主体である各総合支庁への周知を徹底する必要がある。【指摘事項】

③ 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員に対する手数料）

当基金の充当事業である「平成 31 年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、補助対象外経費である補助対象団体の会員に対する手数料に対して補助金が交付されていた。

市内児童を対象とした木工やクラフト体験、水林地区での森林散策を実施する補助事業者（任意団体）の事業費のうち、記録写真や集合写真の現像及びラミネート加工代として、補助事業者構成員に対して写真代が支払われている。当該補助事業の支出内訳書を確認する限り、インク代や写真用紙代は別に費用計上されており、当該写真代は手数料として支払われているものと思料される。監査の過程で、他の補助事業の支出内訳を全て確認した結果、実績報告書などで事業活動状況を明らかにするため、他の事業においてもインク代や写真用紙代を事業費に計上することは確認されたが、手数料の性質のある事業費を計上していたのは、当該任意団体のみである。

また、交付要綱を確認しても、補助対象団体構成員への手数料は交付対象経費には含まれておらず、仮に謝金だったとしても、外部講師への謝金のみに限られているため、補助対象経費には該当しない。

以上から、補助対象事業者に対して、改めて補助対象経費の範囲を周知するとともに、事業実績報告時の検査の厳格化を行うように、事業管理主体である各総合支庁への周知を徹底する必要がある。【指摘事項】

④ 補助金交付先の募集方法の見直しについて

当基金の充当事業である「みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、県では広く県内の市町村、会社、団体などに対して事業費の一部補助を行うため、県のホームページへの掲載、県政ラジオでの周知に加え、当該事業に関する募集チラシを 3 千部作成し、以下のとおり、県施設、各市町村、道の駅などに配架している。

配架先	部数
各市町村の庁舎等の窓口	1,460部
前年度活動団体	86部
各総合支庁庁舎、県庁内	420部
県施設、道の駅等	800部
その他 NPO の助成金セミナー等	234部
合計	3,000部

募集の結果、県のホームページで公表されている平成 29 年度から平成 31 年度（令和元年度）までの応募状況及び審査結果は下表のとおりである。

（応募状況）

（単位：事業、円）

		H29		H30		H31	
		事業数	提案額	事業数	提案額	事業数	提案額
地域提案型	県民提案型	95	28,976,249	87	27,621,899	74	23,365,940
	市町村提案型	43	34,353,000	42	34,356,600	45	36,174,000
市町村里山再生アクションプラン事業		112	59,091,000	113	59,313,000	113	58,641,000
合計		250	122,420,249	242	121,291,499	232	118,180,940

（審査結果）

（単位：事業、円）

		H29		H30		H31	
		事業数	提案額	事業数	提案額	事業数	提案額
地域提案型	県民提案型	93	26,690,000	86	25,784,000	74	22,686,000
	市町村提案型	43	32,619,000	42	33,303,000	45	36,173,000
市町村里山再生アクションプラン事業		112	59,091,000	113	58,419,000	113	58,641,000
合計		248	118,400,000	241	117,506,000	232	117,500,000

上表のとおり、いずれの年度も、庁内での審査の結果、応募のあった全ての事業に対して補助金が交付されている。応募事業数は県民提案型で平成 29 年度に 93 事業（団体）の募集があったが、平成 31 年度では 74 事業（団体）まで減少し、平成 31 年度の 74 団体のうち 60 団体（全体の 81%）は平成 29 年度又は平成 30 年度、もしくは両方で補助金が交付されており、また、市町村提案型は県内全ての市町村（35 団体）から応募がある状況である。

同一の団体に対して複数年度で補助金が交付されていることについては、下記の県からの回答のとおり、募集要項に基づき認められているものである。

募集要領において、3年を超えて実施される事業でないこととしておりますが、以下に該当する場合はこの限りではないと定めており、続けて交付されている事業はイロハのいずれかに該当しております。

イ 中長期的な計画に基づくもの

ロ 年々広がりを見せるもの

ハ 実施主体の自助努力が認められるなどの発展性のある活動

なお、当事業は、団体を対象とした交付ではなく、事業を対象とした交付になっております。

また、全ての事業に係る応募総数が250件以下であるのに対して、募集チラシを3千部作成しているのは、事業に応募してもらうためだけでなく、やまがた緑環境税及びその充当事業を周知する目的も有しており、より多くの県民に手に取ってもらいたいと考えているためである。

しかし、実際に当事業に応募する団体は、全体の8割超が過去に同補助金の交付を受けたことがある団体で、新たに応募した団体は残りの2割程度であること、直近過去3年度では年々応募数も減少している状況であることから、県は、より多くの県民から提案を受けることができるように、募集方法の見直しについて検討されたい。【意見】

⑤ 補助金交付申請に係る関連書類の徴収徹底について

当基金の充当事業である「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」では、補助金交付対象経費の現地調査にあたり、前述の交付要綱のとおり、「事業実施主体構成員への謝金、賃金、旅費及び委託料」の検討が必要となる。検討にあたっては、事業実施主体の構成員、つまり、補助金交付団体の役員や会員等を把握する必要があり、補助金交付申請時に必要書類には記載されていないものの、県では役員名簿や会員名簿を入手している。

交付申請書類を閲覧した結果、2件の補助金で役員名簿もしくは会員名簿の入手が漏れていた。同書類の徴収が漏れた場合、事業実施主体の構成員を把握することができず、現地調査結果の信頼性に疑問が残ることになる。

以上より、補助金交付にあたり必要な書類の徴収を徹底するように庁内に周知するとともに、申請時点で役員名簿もしくは会員名簿等を提出必須書類として位置づけるなど、募集方法の改善を検討されたい。【意見】

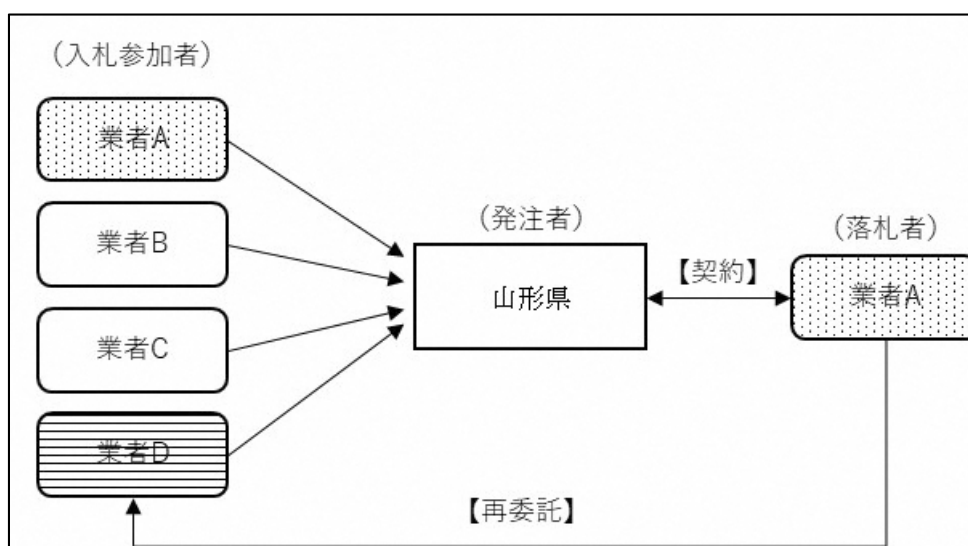
⑥ 業務委託の再委託における相互供給の取扱いについて

当基金の充当事業である「平成 31 年度荒廃林緊急整備事業業務委託」において、庄内総合支庁の業務委託にあたり相互供給の事案が複数確認された。

相互供給とは、受注者が当該競争入札において、競争相手であった入札参加者に業務の一部の再委託を依頼し、その者が再委託先となることをいう。

再委託先が自ら応札した額を下回る額で引き受けることとなるなど、社会通念上不適当な行為であり、疑惑を招くおそれがあることから、法令等で禁止はされていないが、独自のガイドライン等により相互供給を禁止している地方自治体もある。

(相互供給のスキーム図)



県では、相互供給に関して禁止していない。県における相互供給の取扱いに関して、県へヒアリングした結果、下記の回答があった。

相互供給は禁止されていません。

競争入札が適正に行われた場合、落札後に落札者が業務の一部をどの業者に委任するかについては落札者に委ねられています。

また、契約上、一括再委託は禁止されており、業務の一部について再委託を行う場合は発注者の承諾を得なければなりません。県では承諾の際に再委託業務の内容及び再委託代金について確認を行うこととしており、そのことにより契約の適正性は確保されるものと考えられることから、本県では相互供給を禁止していません。

当該委託業務の発注にあたり、県内の市町村単位で業務を分割し、各総合支庁でそ

れぞれ入札手続きを実施している。業務内容としては、各地域の森林の間伐、被圧木等伐採、枝落し、簡易柵工、森林作業道の開設などで、業務提供を行える業者は森林組合や林業業者、建設業者などに限られる。実際に、入札調書を確認する限り、入札参加業者は近隣地域であれば、ほぼ同様の業者名が並んでいる状況にあった。

一方で、業務提供が行える業者が限られる状況は同じであるが、村山総合支庁で管轄した同じ業務委託に関しては、業者側で入札を辞退するなどの事例も確認された。

相互供給に関しては、県の回答のとおり、再委託時の事前承認により契約の適正性を確保できている面もあるが、当初入札時の調達価格の適切性を確保できる体制が整備されているのかについては疑問が残る。他の地方自治体で相互供給を禁止しているのは、いわゆる談合により、調達価格が不適切に過大な金額となることを未然に防止することが目的であると考えるが、当初契約の後の再委託手続きを厳格化したとしても、調達価格の適切性を確保するには効果が乏しいと言える。

よって、県において、入札参加時の要領等で、入札参加者が相互供給を見込んでいる場合には該当する事業者は入札参加を辞退する旨の規定を設けるなどの見直しを検討されたい。【意見】

13 社会貢献活動促進基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	山形県社会貢献活動促進基金
所管部課	防災くらし安心部 消費生活・地域安全課
根拠法令等	山形県社会貢献活動促進基金条例
造成年月日	平成 20 年 4 月 1 日
造成目的	特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の社会貢献活動を行う団体への支援、これらの団体を社会全体で支える気運の醸成その他の社会貢献活動の促進に関する施策を実施するため。
造成期間	—
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	60,550 千円
基金当初造成時財源	県拠出金、寄附金
基金造成後積立財源	寄附金、内閣府交付金、（一財）民間都市開発推進機構拠出金、運用益
事業概要	社会貢献活動に積極的に取り組んでいる県内の特定非営利活動法人その他の団体が行う事業への助成を行う。
予算計上会計	一般会計
積立方針	寄附金額に基づく。
取崩方針	基金充当事業実績に基づく。
積立目標額	特に定めなし。
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	106,138	99,118	100,667	95,375	92,906
合計	106,138	99,118	100,667	95,375	92,906

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		113,014	106,138	99,118	100,667	95,375
積立額	新規・追加積立	23,189	15,779	28,450	25,000	31,773
	(寄附金)	23,189	15,779	28,450	25,000	31,773
	運用益	120	35	35	21	13
	積立額計	23,309	15,814	28,485	25,021	31,786
取崩額	事業費充当	30,185	22,834	26,936	30,313	34,251
	その他	-	-	-	-	4
	取崩額計	30,185	22,834	26,936	30,313	34,255
当年度末残高		106,138	99,118	100,667	95,375	92,906

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	106,138	99,118	100,667	95,375	92,906
年度中平均残高 (A)	129,502	118,055	111,346	113,471	107,269
運用益 (B)	120	35	35	21	13
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

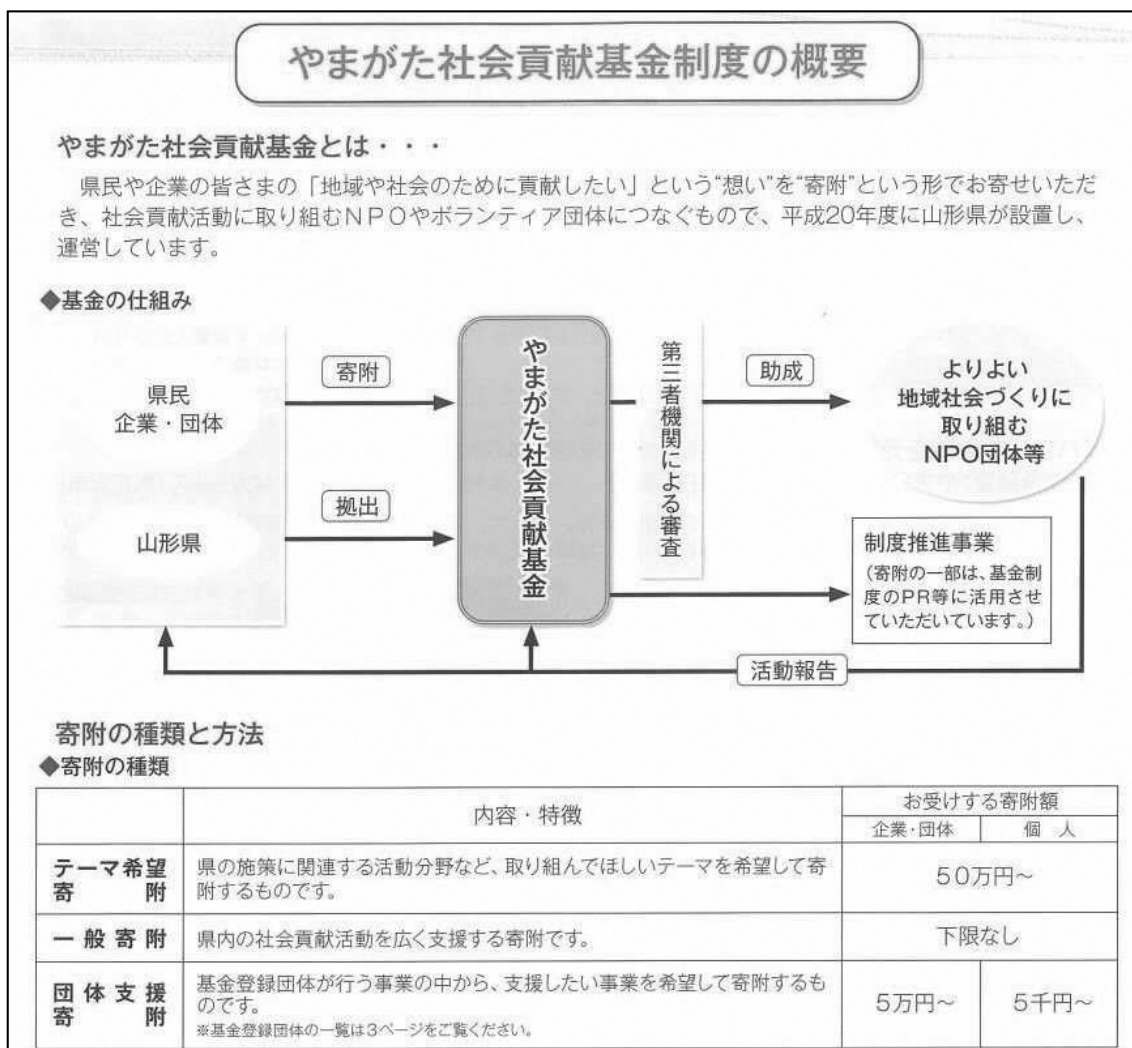
⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 防災くらし安心部消費生活・地域安全課				
社会貢献活動促進基金活用事業費	34,251	34,251	-	-

⑥ 「やまがた社会貢献基金制度」について

当基金は、社会貢献活動を行う特定非営利活動法人やNPO 団体等を支援し、社会全体で支える気運を醸成する「やまがた社会貢献基金」の理念に基づき、県民等からの寄附金を「やまがた社会貢献基金」として積み立て、第三者機関である山形県NPO 推進委員会による審査を経た社会貢献活動促進事業に助成している（以下、概要参照）。



(出典：県ホームページ)

⑦ 基金積立額の財源及び残高の推移

(単位：千円)

	積立額						積立計	取崩額	基金残高
	寄附金	寄附金以外			運用利子	計			
		県拠出金	その他拠出金等	県積立金					
H20年度	68,115	50,000		5,550	170	55,720	123,835	21,762	102,073
H21年度	64,162		50,000		109	50,109	114,270	29,082	187,262
H22年度	37,735		142,000		85	142,085	179,820	43,134	323,947
H23年度	37,279				98	98	37,376	111,793	249,530
H24年度	19,755				193	193	19,947	123,964	145,513
H25年度	24,478				116	116	24,595	37,568	132,540
H26年度	23,333				100	100	23,433	42,959	113,014
H27年度	23,189				120	120	23,309	30,185	106,138
H28年度	15,779				35	35	15,814	22,834	99,118
H29年度	28,450				36	36	28,486	26,936	100,667
H30年度	25,000				20	20	25,020	30,313	95,375
R1年度	31,774				13	13	31,786	34,255	92,906
累計	399,048	50,000	192,000	5,550	1,095	248,645	647,693	554,787	

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、基金実施要綱・要領、実施要領運用基準、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（補助金等の適正化に関する規則、補助金交付要綱）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（審査会による審査資料・審査結果、実績報告等助成事業に係る資料）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 基金制度推進事業費残高の有効活用について」参照

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（審査会による審査資料・審査結果、実績報告等助成事業に係る資料）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 基金制度推進事業費残高の有効活用について

当基金について、直近5年間の県による管理項目別残高は次のとおりである。

(単位：千円)

	寄附金				県拠出金 ・積立金	基金制度推進 事業費残高	利子	基金残高
	団体支援	テーマ希望	一般	計				
H27年度	1,275	60,353	24,204	85,831	10,520	8,909	877	106,138
H28年度	1,902	55,038	27,444	84,384	5,520	8,301	913	99,118
H29年度	5,781	49,684	34,819	90,283	520	8,916	948	100,667
H30年度	9,328	42,450	33,989	85,766	0	8,640	969	95,375
R1年度	15,088	34,908	33,214	83,210	0	8,715	982	92,906

このうち、「基金制度推進事業費残高」とは、県のホームページの募集画面において、次のとおり告知したうえで、寄附金の一定割合（団体支援寄附額の5%、テーマ希望寄附及び一般寄附の10%）を財源として別管理とし、寄附気運の醸成などの基金制度推進事業（基金ホームページの運営、パンフレット、情報誌等による広報啓発）のために活用した収支差額の累積額である。

県のホームページ「寄附の種類と手続き」より抜粋（下線は監査人追加）

寄附金の使途が希望できます（寄附の種類について）

応援したい1) 団体、2) 活動テーマを選んで寄附することができます。

ただし、審査会の審査によっては希望通りにならないこともあります。

寄附金の一部（5～10%）については、やまがた社会貢献基金制度の全体の推進経費やNPOのマネジメント能力向上のための研修事業などに充てさせていただきます。

令和元年度当初予算概要より抜粋

(2) 基金制度推進事業 2,310 千円		
節別	金額(千円)	積算内容
報償費	432	委員謝金、感謝状額縁
費用弁償	99	協働部会、団体部会、全体会議等
普通旅費	48	寄附募集活動等旅費
食糧費	2	会議用飲料
一般需用費	265	パンフレット、寄附納入書、説明会資料、封筒、感謝状等事務用品費
役務費	88	感謝状等名入手数料、通信費
委託費	1,350	NPO 情報ホームページ運用業務委託費、助成事業業務委託費
使用賃借料	26	会議室賃借料

直近5年間の基金制度推進事業費の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
収入	2,073	1,312	2,434	1,720	2,053
支出	1,511	1,920	1,819	1,996	1,978
収支	562	▲608	615	▲276	75
残高	8,909	8,301	8,916	8,640	8,715

寄附金の一定割合を充当する基金制度推進事業費の収入と支出とがバランスしている結果、平成27年度末から令和元年度末まで5年間にわたり基金制度推進事業費の残高が約8百万円で推移している状況である。

当該残高は、その原資が県民等からの寄附金であった点を考慮すると、今後の明確な基金制度推進事業による取崩予定額を上回る部分については、基金の主な造成目的である「特定非営利活動法人その他の社会貢献活動を行う団体への支援」に充当して解消すべきである。

具体的には、規定等根拠に乏しい寄附金からの「一定割合」を引き下げ（もしくは、一定期間0とし）、今後の基金制度推進事業費の大部分につき残高を直接充当して徐々に取り崩すことにより、県民等が望む社会貢献活動助成事業（寄附金未執行部分）に対してより多くの寄附金を充当することが望ましい。【意見】

14 後期高齢者医療財政安定化基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	山形県後期高齢者医療財政安定化基金
所管部課	健康福祉部健康づくり推進課
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律、山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例
造成年月日	平成 20 年 3 月 21 日
造成目的	山形県後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という。)に貸付け等を行うことにより、後期高齢者医療の財政の安定的な運営を図るため
造成期間	平成 20 年度～
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	291,000 千円
基金当初造成時財源	一般財源 1 / 3、国庫 1 / 3、広域連合 1 / 3
基金造成後積立財源	一般財源 1 / 3、国庫 1 / 3、広域連合 1 / 3 運用益
事業概要	(1) 交付事業 <p>予定した保険料収納額を下回って生じた保険料不足により、後期高齢者医療広域連合の財政不足が生じた場合、不足額の 1 / 2 を交付する。</p> (2) 貸付事業 <p>予定した以上の医療給付費の増大、保険料収納額の減少により生じた、広域連合の財政に不足が生じた場合に不足額の 1.1 倍を限度に資金の貸付を行う。</p>
予算計上会計	一般会計
積立方針	法令等に基づく取崩しが発生した場合に、その額を復元するために積み立てる。
取崩方針	法令等に基づく取崩事由が発生した場合に取り崩す。
積立目標額	現在の積立額を維持。
目標額に不足する場合、今後の方針	基金残高が事業実施にあたり十分と判断されている。

② 残高内訳 (単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	1,214,010	997,379	876,313	876,471	876,576
合計	1,214,010	997,379	876,313	876,471	876,576

③ 基金の推移 (単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		1,025,819	1,214,010	997,379	876,313	876,471
積立額	新規・追加積立	187,188	183,000	178,623	-	-
	(一般財源)	62,396	61,000	59,541	-	-
	(国庫)	62,396	61,000	59,541	-	-
	(広域連合)	62,396	61,000	59,541	-	-
	運用益	1,003	369	311	158	105
積立額計		188,191	183,369	178,934	158	105
取崩額	事業費充当	-	400,000	300,000	-	-
	取崩額計	-	400,000	300,000	-	-
当年度末残高		1,214,010	997,379	876,313	876,471	876,576

④ 運用益の状況 (単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	1,214,010	997,379	876,313	876,471	876,576
年度中平均残高 (A)	1,078,888	1,229,860	971,661	876,314	878,873
運用益 (B)	1,003	369	311	158	105
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

基金の取崩事由が生じていないため、該当なし。

⑥ 基金の取崩事由について

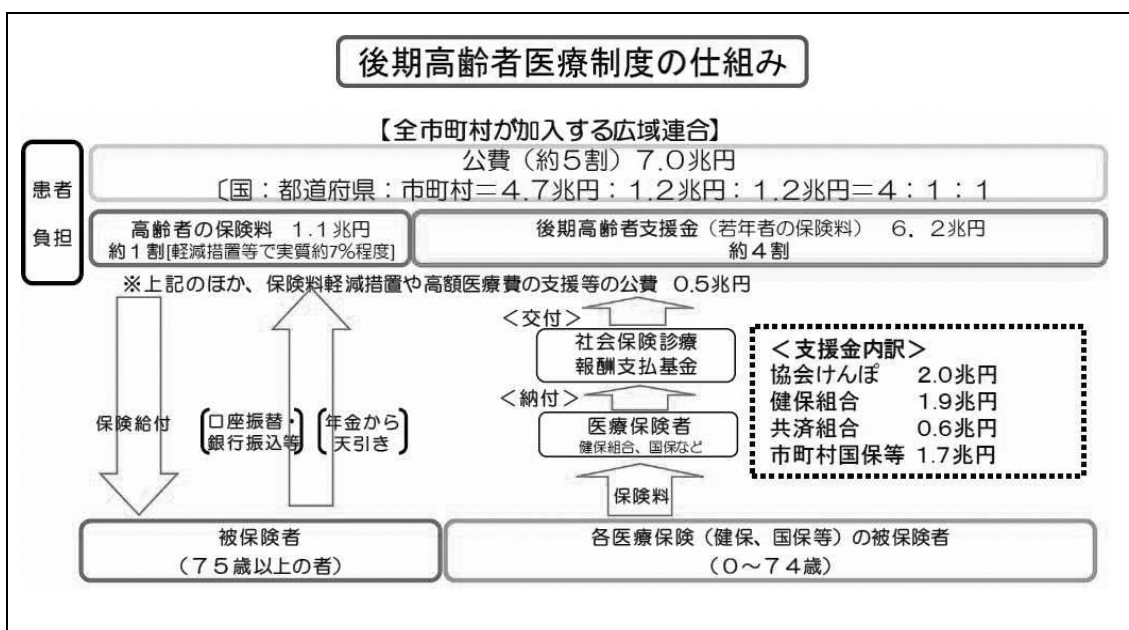
当基金は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 116 条及び基金条例により設置されたものである。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）より抜粋 第 2 款 財政安定化基金 第 116 条 都道府県は、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため財政安定化基金
--

を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

- 一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額（イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額）の2分の1に相当する額を基礎として、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付する事業
 - イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額
 - ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額
- 二 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付ける事業

ここで、後期高齢者医療制度の仕組みは次のとおりである。



（出典：厚生労働省ホームページ）

後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに設置する「後期高齢者医療広域連合」であり、県でも広域連合が設置され、県内の全市町村が加入している。広域連合では、2年単位を財政運営の区切り（特定期間）としており、特定期間ごとに給付費や保険料収納額の推計を行い、保険料率を算定している。

この後期高齢者医療制度の仕組みの中で、予定した保険料収納額を下回って生じた保険料不足や予定した以上の医療給付費の増大、保険料収納額の減少により広域連合の財政に不足が生じた場合に当基金を取り崩し、資金の交付・貸付を行うこととなる。

⑦ これまでの基金取崩しの実績について

山形県の後期高齢者医療広域連合は概ね安定した運営がなされており、令和元年度においては、充当事業がなかった。また、それ以前も交付事業や貸付事業が必要となるような未納や、給付費の増加は生じていない。もともと、後期高齢者医療制度の保険料は、公的年金からの特別徴収によるものが多く、未納によるリスクは少ないものと考えられる。

ただし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の附則第 14 条に従い、保険料率の増加を抑制する目的で、平成 28 年度及び平成 29 年度にそれぞれ 4 億円及び 3 億円の基金取崩しを行い、広域連合に対して特例として交付している。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）附則より抜粋
（財政安定化基金の特例）

第 14 条 都道府県は、当分の間、第 116 条第 1 項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。

これは、広域連合と協議のうえ、平成 21 年 11 月 19 日付厚生労働省保険局高齢者医療課長通知「後期高齢者医療制度の保険料の増加抑制について」の内容を踏まえて取崩しを行ったものである。

平成 21 年 11 月 19 日付厚生労働省保険局高齢者医療課長通知「後期高齢者医療制度の保険料の増加抑制について」より抜粋

厚生労働省としては、特に、軽減適用後の被保険者一人当たりの保険料額が平成 21 年度に比べ 5%以上増加する見込みである広域連合については、3%までの医療費の増加には対応できるよう、平成 22 年度及び平成 23 年度のそれぞれの賦課総額の 3%分を平成 22 年度及び平成 23 年度末における財政安定化基金の残高として残すこととした上で、それを上回る分について財政安定化基金から交付金の交付を受けることにより、保険料の増加を抑制していただきたいと考えている。

なお、直近の基金残高についても、直近の特定期間の賦課総額の 3%（25,652 百万円×3%=769 百万円）という国が示す参考残高を少し上回る額を保持している。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県後期高齢者医療財政安定化基金運営要綱、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（管理台帳、決裁文書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（管理台帳、決裁文書、計画シート、広域連合との打合わせ文書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

該当なし。

15 安心こども基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	山形県安心こども基金
所管部課	子育て若者応援部子育て支援課
根拠法令等	山形県安心こども基金条例、安心こども基金管理運営要領
造成年月日	平成 21 年 2 月 27 日
造成目的	県内における保育所の計画的な整備、認定こども園の拡充等の新たな保育に対する需要への対応、その他子どもを安心して育てることができる体制を整備するため
造成期間	令和 6 年 3 月 31 日まで（条例改正予定）
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,035,534 千円
基金当初造成時財源	国庫
基金造成後積立財源	国庫、運用益
事業概要	認定こども園、保育所、小規模保育事業所の整備等
予算計上会計	一般会計
積立方針	国庫からの要請があった場合に積み立てる
取崩方針	国の示す対象事業を実施した場合に充当のため取り崩す
積立目標額	特になし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	497,480	925,796	448,016	448,110	276,249
合計	497,480	925,796	448,016	448,110	276,249

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		684,531	497,480	925,796	448,016	448,110
積立額	新規・追加積立	171,398	714,789	—	—	—
	(国庫)	171,398	714,789	—	—	—
	運用益	807	115	302	95	54

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	積立額計	172,205	714,904	302	95	54
取崩額	事業費充当	359,257	113,683	478,082	-	171,915
	国庫返納	-	172,906	-	-	-
	取崩額計	359,257	286,589	478,082	-	171,915
当年度末残高		497,480	925,796	448,016	448,110	276,249

④ 運用益の状況 (単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	497,480	925,796	448,016	448,110	276,249
年度中平均残高 (A)	868,063	550,667	944,172	525,295	449,338
運用益 (B)	807	115	302	95	54
利回り (B ÷ A)	0.093	0.021	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業 (単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 子育て若者応援部子育て支援課				
保育所等緊急整備事業	171,915	171,915	-	-

⑥ その他

当基金は、令和3年3月31日をもって解散予定であったが、令和2年度、国において幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費について補助することにより、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するための措置を講ずるものとして、当基金の充当事業が新しく創設されたことに伴い、山形県安心子ども基金条例について、その失効を令和6年3月31日とする改正が行われる予定である。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（補助金適化規則、補助金に係る事務要領等、交付要綱作成に関する留意事項通知、安心こども基金管理運営要領）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、令和元年度保育所整備計画一覧、契約書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（決裁文書、令和元年度保育所整備計画一覧、契約書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 市町村との連携による基金の有効活用について」 参照

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（決裁文書、山形県保育所等緊急整備事業費補助金に係る交付申請書、実績報告書、整備計画書、工事契約金額報告書など）を閲覧した。

(結果)

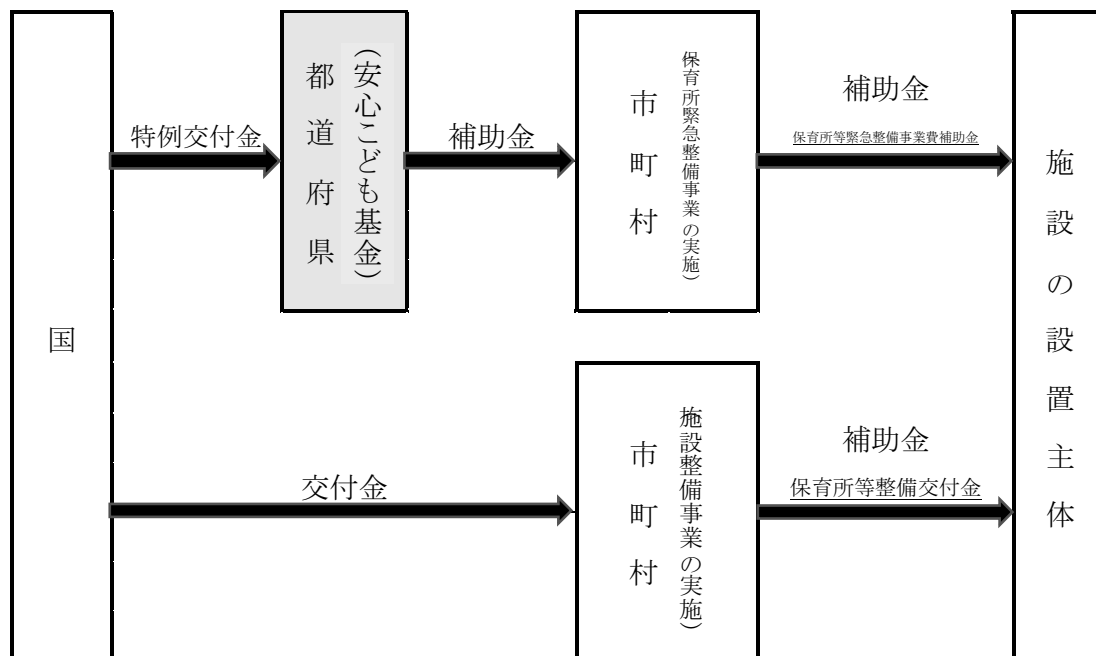
特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 市町村との連携による基金の有効活用について

保育所等は市町村の管轄であり、市町村が保育所等を整備する際には、当基金を活用した保育所等緊急整備事業費補助金の他、国の国庫補助事業として保育所等整備交付金を活用することもできる。

下の図は、保育所の整備に係る両制度の助成金等の流れを示したものである。



県の保育所等整備に係る基金制度及び国庫補助制度の利用実績の直近5年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円、箇所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
基金	決算額	237,330	54,747	472,726	-	171,915
	自治体数	2	2	5	-	2
	施設数	2	2	7	-	5
国庫補助	決算額	502,587	1,381,654	505,569	620,769	1,684,820
	自治体数	9	10	7	7	9
	施設数	12	18	29	23	19

いずれの制度においても、負担割合は国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4 であり市町村の負担割合は同じであるが、利用実績は、決算額、自治体数、施設数のいずれにおいても、基金制度より国庫補助制度の方が多いため状況となっている。

これは、県の回答によれば、主に次の三つの理由によるものである。

- イ) いずれの制度も年度ごとに示される補助基準額をもとに協議を行い、内示される流れとなっており、内定後に事業着手が可能となるが、国庫補助制度の方が、補助基準額が示される時期が早いため、早期の事業着手が可能となり、事業実施に時間的余裕ができる。
- ロ) 国庫補助制度の方が対象事業者や対象事業の範囲が広く、同一市町村で複数の事業を行う場合、事業者や事業の種類によっては基金制度のみでは対応できないこともあり、事務負担軽減のために当初から国庫補助制度のみの利用を検討する自治体が多い。
- ハ) 国庫補助制度は国から各自治体への直接補助であるため、県の予算措置が不要である。

基金制度が活用されない状況が続く、管理運営要領における「基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると認められた場合」に該当した場合、交付金の全部又は一部を国庫へ返納しなければならない。実際に、県においても平成 28 年度に交付金の一部返還命令を受け、173 百万円の返納が行われている。

確かに、保育所等の管轄は各市町村であるが、県は県全域で待機児童が出ないよう支援することが求められる。県は、令和 2 年 4 月現在で県内の待機児童数はゼロと発表しているが、保護者が育児休業中や休職中などの場合には、その児童は待機児童にカウントされないなどの課題もあり、本当に県民全体のニーズを満たしているかを把握する必要がある。そのうえで、県全体での観点で必要と判断される案件について、市町村との連携を図り、基金を計画的かつ効果的に活用していくことが望ましい。【意見】

16 森林整備促進・林業等再生基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	森林整備促進・林業等再生基金
所管部課	農林水産部森林ノミクス推進課
根拠法令等	山形県森林整備促進・林業等再生基金条例
造成年月日	平成 21 年 7 月 10 日
造成目的	間伐等の森林整備の促進及び間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の再生
造成期間	平成 21 年 7 月 10 日～
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	400,000 千円
基金当初造成時財源	国庫（森林整備加速化・林業再生事業費補助金）
基金造成後積立財源	国庫（同上）、貸付金償還金、運用益
事業概要	木質バイオマス利用施設等整備、木材加工流通施設等整備、高性能林業機械の導入支援など
予算計上会計	一般会計
積立方針	平成 25 年度をもって、国庫交付金を財源とした積立は終了。その後、平成 25 年に当基金を活用した資金融通があり、その償還金を毎年度末に積み立てている。
取崩方針	各年度の基金事業への充当及び国庫納付の際に取り崩しを行う。
積立目標額	なし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	26,142	54,818	57,438	95,050	53,512
合計	26,142	54,818	57,438	95,050	53,512

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		2,824,127	26,142	54,818	57,438	95,050
積立額	新規・追加積立	-	54,500	53,500	53,500	53,500
	(貸付金償還金)	-	54,500	53,500	53,500	53,500
	運用益	1,741	17	19	12	12
	その他	318	-	-	-	-
	積立額計	2,059	54,517	53,519	53,512	53,512
取崩額	事業費充当	208,613	25,841	50,580	15,900	22,384
	国庫納付	2,591,431	-	320	-	72,665
	取崩額計	2,800,044	25,841	50,900	15,900	95,049
当年度末残高		26,142	54,818	57,438	95,050	53,512

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	26,142	54,818	57,438	95,050	53,512
年度中平均残高 (A)	2,312,812	58,298	59,236	66,053	97,031
運用益 (B)	1,740	17	18	11	11
利回り (B ÷ A)	0.075	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 農林水産部森林ノミクス推進課				
山形県森林整備促進・林業等再生事業費補助	22,384	22,384	-	-

⑥ 基金の廃止について

当基金の充当事業を所管する林野庁から平成 30 年 7 月 20 日付の事務連絡により、資金融通の納付金を活用した事業は平成 30 年度限りとの通知を受け、令和元年以降は当基金を活用した事業は実施できなくなった。このため、当基金の廃止に向けて準備を進めている状況である。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（補助金交付要綱、事業実施要領など）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（補助事業：交付決定通知、完了届、完成確認検査結果通知、実績報告書、現地調査調書、額の確定通知、事業執行チェックシートなど、貸付事業：審査チェックリスト、貸付決定通知書、抵当権設定契約書、金銭消費貸借契約書及び連帯保証契約書、施設完成時の現地調査調書、実績報告書、「貸付金の償還について」など）の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 貸付先の財務状況の確認について」参照

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（決裁文書、交付申請書類、交付決定通知書、完成確認検査結果通知、実績報告書、現地調査調書、額の確定通知など）を閲覧した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 貸付審査は適切に行われているか、未回収の貸付金について適切に管理されているか、貸付期間中に財務状況を確認しているかという観点で、所管課に対する質問、貸付事業に係る資料（審査チェックリスト、貸付決定通知書、抵当権設定契約書、金銭消費貸借契約書及び連帯保証契約書、施設完成時の現地調査調書、実績報告書、「貸付金の償還について」など）を閲覧した。

(結果)

(3) 「① 貸付先の財務状況の確認について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 貸付先の財務状況の確認について

当基金の充当事業である「木質バイオマス利用施設への資金貸付」において、貸付先は、金銭消費貸借契約書に基づき、貸付対象事業の進捗状況及び貸付対象施設の稼働状況等を県に報告し、貸借対照表、損益計算書等の財務状況を示す書類の写しを、定期的に遅滞なく県に提出することが求められる。

「金銭消費貸借契約書」より抜粋（括弧書きは監査人が追記）

第8条

- 3 乙（貸付先）は、遂行状況を資金借受け後の貸付対象事業の進捗状況及び貸付対象施設の稼働状況等を要領に従い甲（県）に報告するものとする。
- 4 乙は、貸借対照表、損益計算書等の乙の財務状況を示す書類の写しを、定期的に遅滞なく甲に提出するものとする。

しかし、県は、今回の資金貸付において、予定どおりに貸付金が返済されていることのみをもって問題なしと判断し、貸付先の財務状況を示す毎年の書類を入手していなかった。

事業の収支や財務状況の確認は、契約条項や要領に準拠する意味で重要であるとともに、今後の貸付金の回収可能性を評価するうえで重要な情報であることから、県は適宜貸付先より財務状況を示す書類を入手し、今後の回収可能性に問題がないか検討すべきである。【指摘事項】

17 再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	(当初) 山形県再生可能エネルギー等導入促進基金 (改正) 山形県再生可能エネルギー等導入促進事業等基金 (現行) 山形県再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金
所管部課	環境エネルギー部エネルギー政策推進課
根拠法令等	(当初) 山形県再生可能エネルギー等導入促進基金条例 (改正) 山形県再生可能エネルギー等導入促進事業等基金条例 (現行) 山形県再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金条例
造成年月日	平成 24 年 2 月 28 日
造成目的	(当初・改正) 太陽光その他の再生可能エネルギー源を利用したエネルギー等の導入の促進を図る事業を実施 (現行) 太陽光その他の再生可能エネルギー源を利用したエネルギー等の導入の促進を図る事業により県が設置した発電設備等の維持管理及び更新に係る事業を実施
造成期間	平成 24 年 2 月 28 日～現在
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	7,997,000 千円
基金当初造成時財源	国庫
基金造成後積立財源	基金活用事業で整備した設備により行う発電事業による売電収入、運用益
事業概要	県が設置した発電設備等の維持管理及び更新
予算計上会計	一般会計
積立方針	基金活用事業で整備した設備により行う発電事業による売電収入の積立
取崩方針	県施設に設置の発電設備等に係る維持管理及び更新
積立目標額	特になし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	3,044,067	7	15	35	43
合計	3,044,067	7	15	35	43

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		5,554,496	3,044,068	7	15	35
積立額	新規・追加積立	4,351	757	8	20	8
	(発電事業売電収入)	4,351	757	8	20	8
	運用益	3,200	132	-	-	-
	積立額計	7,551	889	8	20	8
取崩額	事業費充当	-	-	-	-	-
	改正前基金事業費	2,517,979	3,044,950	-	-	-
	取崩額計	2,517,979	3,044,950	-	-	-
当年度末残高		3,044,068	7	15	35	43

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	5,554,496	3,044,068	7	15	35
年度中平均残高 (A)	3,440,615	507,413	11	31	42
運用益 (B)	3,200	132	-	-	-
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	-	-	-

⑤ 令和元年度の基金充当事業

該当なし。

⑥ 基金改正の経緯

当基金は、当初造成時は「山形県再生可能エネルギー等導入促進基金」という名称で、太陽光その他の再生可能エネルギー源を利用したエネルギー等の導入の促進を図る事業のため、国から約 80 億円の国庫支出金を受け取り、事業を実施した。

再生可能エネルギー発電設備の導入完了後は、県が設置した発電設備等の維持管理及び更新に係る事業を実施するため、現在の「山形県再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金」という名称に変更し、基金を運用している。

なお、当初の再生可能エネルギー等導入推進事業の実施状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
(事業所管部課) 環境エネルギー部					
地域資源活用詳細調査事業	106	119	166	66	457
(事業所管部課) 総務部、環境エネルギー部、子育て若者応援部、健康福祉部、産業労働部、 県土整備部、総合支庁、教育庁、企業局、病院事業局、警察本部					
公共施設再生可能エネルギー等導入事業	718,855	1,639,930	2,539,078	2,682,265	7,580,128
合計	718,961	1,640,049	2,539,244	2,682,331	7,580,585

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 基金で整備した設備の将来の更新投資について」参照

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 基金で整備した設備の将来の更新投資について

基金の積立ては、企業局が基金活用事業で整備した再生可能エネルギー発電設備等（以下、「再エネ設備等」という。）により行う発電事業により生じた売電収入を企業会計から一般会計への受入れ及び繰替運用により付される利息分を積み立てている。当基金を活用して導入した再エネ設備等は、大部分が自家用発電に活用され、1施設のみ売電収入が計上されるに留まるため、基金の積立額は僅少な水準となっている。また、基金は県施設に設置された再エネ設備等について維持管理及び更新を行う場合に取り崩されるが、残高も僅少であることから取崩実績はない。

導入した再エネ設備等に係る将来の更新投資は今後の課題であるが、県が策定した公共施設総合管理計画では施設の長寿命化等を主眼に置いている計画であるため、再エネ設備等に係る将来の更新投資に関する計画はいずれも立てていない、とのことである。更新方針としては、適切な維持管理を行い、更新等の必要性が生じた時点で予算化のうえ更新を行うこととされているが、再エネ設備等によっては数億円の投資を行った事例もあり、更新投資に必要な財源を確保するため、県全体として計画的に検討することが必要である。【意見】

なお、当基金は国の「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領」によって造成されており、同実施要領に基づき、管理基金として売電収入等を積み立て、導入した再エネ設備等に対する維持管理、更新に係る事業に使用することとが求められているため、県の基金残高が僅少であるものの、国の許可なく基金廃止ができない状況にある。

18 農業構造改革推進基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	農業構造改革推進基金
所管部課	農林水産部農村計画課
根拠法令等	山形県農業構造改革推進基金条例
造成年月日	平成 26 年 2 月 28 日
造成目的	農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の農業への参入促進等を図るため
造成期間	平成 25 年度から平成 27 年度まで国の補助金により造成。なお、国の事業実施要綱により令和 6 年度までに基金を廃止すると定められている。
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,012 千円
基金当初造成時財源	国庫（平成 25 年度の国の補正予算による補助金）
基金造成後積立財源	過年度集積協力金の返納金、運用益
事業概要	農地中間管理業務を行う機関として県が指定した山形県農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）への運営費補助金及び山形県農地中間管理機構へ農地を貸し付けた離農農家等へ機構集積協力金を交付している。
予算計上会計	一般会計
積立方針	山形県農業構造改革推進基金条例第 2 条及び第 4 条並びに会計課通知による（現在の積立は運用益及び返還金のみ）。
取崩方針	毎年度の国の充当事業実施要綱に基づき実施した事業費（精算額）を取り崩す。
積立目標額	基金造成は平成 27 年度に終了しているため該当なし。
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳

（単位：千円）

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	795,994	627,651	484,643	370,579	270,308
合計	795,994	627,651	484,643	370,579	270,308

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		1,475,201	795,994	627,651	484,643	370,579
積立額	新規・追加積立	1,304,100	-	-	-	-
	(国庫)	1,304,100	-	-	-	-
	運用益	1,796	335	209	92	47
	その他(※)	-	1,602	2,301	4,077	4,035
	積立額計	1,305,896	1,937	2,510	4,169	4,082
取崩額	事業費充当	1,977,265	170,280	145,518	118,233	104,353
	その他	7,838	-	-	-	-
	取崩額計	1,985,103	170,280	145,518	118,233	104,353
当年度末残高		795,994	627,651	484,643	370,579	270,308

(※) 過年度集積協力金の返納金の再積立てである。

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	795,994	627,651	484,643	370,579	270,308
年度中平均残高 (A)	1,932,517	1,115,616	655,188	508,199	387,802
運用益 (B)	1,796	335	209	92	47
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 農林水産部農村計画課				
農地中間管理事業	154,305	104,353	45,769	4,183

⑥ 基金の廃止について

農地集積・集約化対策事業実施要綱によれば、都道府県基金事業に係る事業資金の廃止時期は令和6年度とされている。しかし、近年、継続的に1億円超を取り崩した結果、令和元年度末の基金残高は2億7千万円となっており、基金が廃止される令和6年度の前に残高はゼロとなる見込みである。

なお、県では、現在基金を充当している事業に対して国庫補助を充当する準備を進めている状況である。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（補助金交付予定額の割当内示（第1次、第2次）、概算払い請求書・支出伺、四半期ごとの事業遂行状況報告書、実績報告書、額の確定通知など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（補助金交付予定額の割当内示（第1次、第2次）、概算払い請求書、四半期ごとの事業遂行状況報告書、実績報告書、額の確定通知、都道府県別の担い手への農地集積率）を閲覧した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

該当なし。

19 地域医療介護総合確保基金

当基金は、基金条例において、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築及び地域包括ケアシステムの構築に関する事業を実施し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを設置目的としている。

地域包括ケアシステムとは、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制構築を実現していく、という考え方である。

基金の管理は、「医療分」「介護分」「県単分」という基金充当事業の目的別に3種類に分化して管理され、所管課も異なるため、本報告書では、以下の「残高内訳」「運用益の状況」を除き、三つに分けて記載する。

① 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
繰替運用	2,806,104	4,139,397	3,965,619	4,066,482	3,961,380
合計	2,806,104	4,139,397	3,965,619	4,066,482	3,961,380

(内訳)

医療分	1,421,516	1,570,137	1,375,500	1,920,968	2,463,488
介護分	384,432	1,568,805	1,589,342	1,494,558	1,246,850
県単分	1,000,150	1,000,455	1,000,775	650,954	251,039

② 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年度末残高	2,806,104	4,139,397	3,965,619	4,066,482	3,961,380
年度中平均残高 (A)	1,508,129	4,234,102	4,667,763	4,389,644	4,314,426
運用益 (B)	1,403	1,270	1,494	790	518
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

『地域医療介護総合確保基金（医療分）』

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	地域医療介護総合確保基金（医療分）
所管部課	健康福祉部健康福祉企画課
根拠法令等	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条
造成年月日	平成26年12月24日
造成目的	団塊の世代が特に医療・介護需要の高い後期高齢者となる2025年を見据え、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等による「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」及び医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供できる「地域包括ケアシステムの構築」を実現するため。
造成期間	平成26年12月24日～
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,080,000千円
基金当初造成時財源	一般財源1／3、国庫（医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金）2／3
基金造成後積立財源	一般財源1／3、国庫（医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金）2／3、運用益
事業概要	病床の機能分化・連携、在宅医療・介護サービスの充実、医療従事者の確保に関する事業
予算計上会計	一般会計
積立方針	厚生労働省「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」において、基金の対象事業が示されており、当該要件に合致する事業の予算額に応じて、積立て、取崩しを行っている。
取崩方針	同上
積立目標額	同上
目標額に不足する場合、今後の方針	－

② 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		762,580	1,421,516	1,570,137	1,375,500	1,920,968
積立額	新規・追加積立	1,036,956	898,573	843,745	1,418,550	1,313,857
	(一般財源)	345,652	299,525	281,249	472,851	437,953
	(国庫)	691,304	599,048	562,496	945,699	875,904
	運用益	1,056	519	586	303	249
	その他(※)	-	92	2,159	9,855	17,399
	積立額計	1,038,012	899,184	846,490	1,428,708	1,331,505
取崩額	事業費充当	379,076	750,563	1,041,127	883,240	788,985
	取崩額計	379,076	750,563	1,041,127	883,240	788,985
当年度末残高		1,421,516	1,570,137	1,375,500	1,920,968	2,463,488

(※) 貸付事業の返還金及び施設整備補助事業に係る消費税仕入控除税額の返還金の再積立てである。

③ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 健康福祉部医療政策課				
病床機能分化連携推進事業費	96,558	96,558	-	-
地域医療連携推進事業費	5,867	5,867	-	-
在宅医療推進事業費	18,007	17,419	-	588
医師確保対策費	86,106	86,106	-	-
救急救命体制整備促進事業費	73	73	-	-
医師確保対策費	235,909	235,701	-	207
看護師確保対策費	256,871	256,871	-	-
災害時医療提供体制推進事業費	6,833	6,833	-	-
ドクターヘリ運航関連事業費	255	255	-	-
救急電話相談事業費	17,219	17,219	-	-
小児救急医療体制整備事業費	16,842	16,842	-	-
周産期医療対策事業費	2,349	2,349	-	-
(事業所管部課) 健康福祉部健康福祉企画課、医療政策課				
報酬職員費	12,848	12,767	81	-
(事業所管部課) 健康福祉部健康づくり推進課				
がん医療高度化推進事業費	2,500	2,500	-	-
在宅歯科診療連携推進事業費	16,885	16,885	-	-
在宅歯科診療連携推進事業費	74	74	-	-

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課)健康福祉部障がい福祉課				
精神障がい者地域生活移行支援事業費	1,702	1,702	-	-
発達障がい者支援体制整備事業費	8,688	8,688	-	-
発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費	3,498	3,498	-	-
医療的ケア児支援体制整備事業費	770	770	-	-
計	789,861	788,985	81	796

④ 山形県地域医療構想について

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護に大きなニーズが見込まれる2025年を見据えて、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、この法律により改正された医療法において、都道府県は、将来の医療需要と必要病床数を示すとともに、目指すべき医療提供体制を実現するための施策を内容とする「地域医療構想」を策定することとされた。

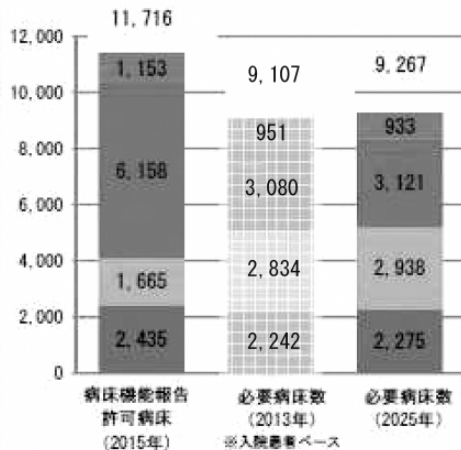
県は、平成28年9月に「山形県地域医療構想」を策定・公表しており、その概要は次のとおりである。

「山形県地域医療構想の概要について」より抜粋

本県における地域医療構想

① 病床の必要量（単位：床）

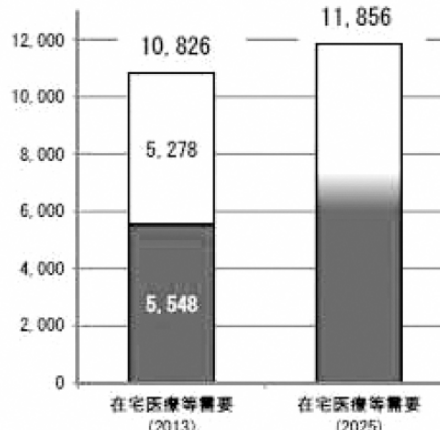
■高度急性期 ■急性期 ■回復期 ■慢性期



※「病床機能報告」の内訳については、「体機等」があるため合計と一致しない。

② 在宅医療等需要（単位：人／日）

■ 訪問診療分 □ 訪問診療以外



※2025年については、在宅医療等の受入体制の状況により内訳が変化するため全体数のみを明示

現状と課題

- 急性期病床が過剰、回復期病床が不足している。
- 非稼働病床や稼働率が低い病床、在宅療養が可能な患者の入院が見られる。
- 後期高齢者人口の増加に伴う在宅医療等需要の増加に対し受入体制が不十分である。
- 訪問看護や看取りなど在宅医療に対する県民の理解が不足している。
- 県内の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等が不足している。

課題解決のための施策

- ① 病床機能の分化・連携
 - ・急性期病床から回復期病床等への機能転換
 - ・専門性や難易度が高い治療の集約化と広域連携による病床規模の適正化
 - ・「地域医療連携推進法人」の活用も含めた病院等の病床機能間の連携
- ② 在宅医療の拡充
 - ・自宅以外でも医療・介護が受けられる多様な居住環境の整備や居宅サービスの充実
 - ・医療・介護従事者、住民などへの在宅医療に関する理解の促進
- ③ 人材の確保・育成
 - ・山形方式・医師及び看護師等生涯サポートプログラムに基づく人材確保・育成
 - ・山大と連携した新たな専門医制度への対応

(出典：県ホームページ)

当基金は、当該山形県地域医療構想を実現するため、病床機能の分化・連携、在宅医療の拡充及び人材の確保・育成に係る事業に充てられることとなっている。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、地域医療介護総合確保基金管理運営要領、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合规性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（設備整備費補助金交付要綱、山形県医師修学資金貸与条例、山形県看護職員修学資金貸与条例等）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、与信審査書類、貸付台帳、見積書、契約書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（決裁文書、契約書、事業実績報告書、現地調査チェックシート、就職報告書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（決裁文書、交付申請書類、交付決定通知書、事業実績報告書、現地調査チェックシート）の閲覧を実施した。

トなど)を閲覧した。

(結果)

(3)「① 病床機能分化連携推進事業による導入設備の定期的な状況確認の実施について」参照

- 貸付審査は適切に行われているか、未回収の貸付金について適切に管理されているか、貸付期間中に財務状況を確認しているか等の観点で、貸付事業に係る資料(決裁文書、与信審査書類、貸付管理台帳など)を閲覧した。

(結果)

(3)「② 看護職員修学貸付事業に関する返還対象者からの利息徴収の検討について」参照

(3)「③ 看護職員修学資金貸付事業における返済方法の多様化の検討について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 病床機能分化連携推進事業による導入設備の定期的な状況確認の実施について

当基金の充当事業である「病床機能分化連携推進事業」は、山形県地域医療構想の実現に向け、急性期から回復期病床への機能転換など病床機能分化・連携の取組みを促進するため、県内医療機関が行う機能転換等に必要な設備投資に対し補助を行う事業である。大型の設備導入に際して補助金を交付する事業であるため、地域医療介護総合確保基金管理運営要領では、基金事業により取得等をした一定の施設設備等について、耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないことが定められている。

「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」第4より抜粋

(1) 都道府県が基金事業を実施する場合

- ② 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまでの間、厚生労働省大臣の承認を受けないで、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(2) 都道府県の助成により事業者が基金事業を実施する場合

⑤ 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(3) 市町村の助成により事業者が基金事業を実施する場合

④オ 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

一方で、「病床機能分化連携推進事業」においては、補助事業実施後、設備の設置や使用についての報告書の提出を求めて書面での管理を行っているものの、その後の状況について、定期的に監視を行い、適切に管理・使用されているかを確認するプロセスがなかった。今後、事務コストを勘案しつつ、定期的に状況確認を行い、不適切な運用が行われている施設がある場合には、指導を行っていくことが必要と考える。

【意見】

② 看護職員修学貸付事業に関する返還対象者からの利息徴収の検討について

当基金の充当事業のうち、「医師修学資金貸付事業」は、医師を志している就学者、「看護職員修学資金貸付事業」は、看護師を志している就学者に対し、いずれも修学に係る費用に充てる目的で、貸付けを行っている事業である。山形県内での医療従事者を確保する目的から、山形県内で一定期間、医療機関等に就職する個人には返還を求めないこととなっている。

一方で、山形県外での就職・開業をする個人に対しては貸付金の返還を求めることになっており、「医師修学資金貸付事業」については年 10%の利息を徴収することとなるが、「看護職員修学資金貸付事業」については、無利息と定められている。

いずれも条例によって定められている利率であり、「医師修学資金貸付事業」については他の全ての都道府県でも同じく年 10%の利息を徴収しており、一方で「看護職員修学資金貸付事業」については無利息の県が多く、一部の県では利息を徴収しているという状況である。

「医師修学資金貸付事業」の年 10%の利息は市中金利と比べると高い利率となっ

ているが、これは、返還を抑止し、県内での就業を促進するという意味合いが込められている。「看護職員修学資金貸付事業」についても、他県の導入事例における同県内就業促進の実績や効果を参考にしながら、県内の看護師確保の観点から有利子とすることを検討されたい。【意見】

③ 看護職員修学資金貸付事業における返済方法の多様化の検討について

当基金の充当事業である「看護職員修学資金貸付事業」について、県外で就職した個人に対しては返還をしてもらうこととなっているが、返済は一括、もしくは貸与を受けた期間で行うこととされている。

返還方法については、債務者あてに納入書を郵送し、金融機関に出向いて納入してもらう方法となっているが、遠方の都道府県の場合、山形県への納入書の取扱いができる金融機関が限られており、債務者の利便性が低く納期限を過ぎて納入されるケースがあるとのことであった。

制度開始から年数が経っておらず件数が少ないが、今後同様のケースが増加する場合には、督促などの事務コストも増大することが考えられることから、口座振替による回収やキャッシュレス決済等の導入など、未納者の利便性向上のための工夫を行うことを検討されたい。【意見】

『地域医療介護総合確保基金（介護分）』

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	地域医療介護総合確保基金（介護分）
所管部課	健康福祉部長寿社会政策課
根拠法令等	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条
造成年月日	平成27年10月16日
造成目的	高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるように、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため
造成期間	平成27年10月16日～
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	79,715千円
基金当初造成時財源	一般財源1/3、国庫（地域介護対策支援臨時交付金）2/3
基金造成後積立財源	一般財源1/3、国庫（地域介護対策支援臨時交付金）2/3、運用益、事業に係る返還金
事業概要	介護施設等の整備に関する事業、介護従事者の確保に関する事業
予算計上会計	一般会計
積立方針	介護施設等の整備に関する事業及び介護従事者の確保に関する事業について、事業に応じて積立と取崩を行っている。
取崩方針	同上
積立目標額	同上
目標額に不足する場合、今後の方針	－

② 基金の推移

（単位：千円）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度末残高		－	384,432	1,568,805	1,589,342	1,494,558
積立額	新規・追加積立	797,715	2,697,896	777,069	85,832	75,053
	（一般財源）	265,905	899,299	259,023	28,611	25,018
	（国庫）	531,810	1,798,597	518,046	57,221	50,035

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	運用益	341	451	588	309	183
	その他 (※)	-	242	4,041	2,090	-
	積立額計	798,056	2,698,589	781,698	88,231	75,236
取崩額	事業費充当	413,624	1,514,216	761,161	183,015	322,944
	取崩額計	413,624	1,514,216	761,161	183,015	322,944
当年度末残高		384,432	1,568,805	1,589,342	1,494,558	1,246,850

(※) 施設整備補助事業に係る消費税仕入控除税額の返還金の再積立てである。

③ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 健康福祉部長寿社会政策課				
山形県地域密着型介護施設等整備交付金	189,155	189,155	-	-
山形県介護施設等開設準備交付金	49,440	49,440	-	-
新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	346	346	-	-
介護人材確保対策連携協働推進事業	309	309	-	-
介護のお仕事プロモーション事業	6,009	6,009	-	-
介護職員初任者研修受講支援事業	1,207	598	-	609
介護職員相談窓口委託事業	1,851	1,851	-	-
若手介護職員交流促進事業	770	770	-	-
介護の入門的研修事業	5,130	5,130	-	-
介護支援専門員資質向上事業(介護支援専門員指導者研修等への派遣)	63	63	-	-
介護支援専門員資質向上事業(専門研修課程Ⅰ・更新研修の実施)	6,082	1,732	-	4,350
介護支援専門員資質向上事業(専門研修課程Ⅱ・更新研修の実施)	10,435	2,965	-	7,470
介護支援専門員資質向上事業(主任介護支援専門員の養成)	4,951	1,362	-	3,589
介護支援専門員資質向上事業(主任介護支援専門員更新研修の実施)	3,326	884	-	2,352
介護支援専門員資質向上事業(介護支援専門員研修向上会議)	136	136	-	-
介護支援専門員資質向上事業(主任介護支援専門員研修向上会議)	370	370	-	-
認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	6,603	6,603	-	-
地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業	23,261	23,261	-	-
地域包括ケア総合推進センター運営事業	11,975	11,975	-	-
次世代介護リーダー育成事業	1,160	1,160	-	-
技能実習生等外国人介護職受入等支援事業	1,290	1,290	-	-

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 健康福祉部地域福祉推進課				
福祉人材確保緊急支援事業 (福祉人材マッチング機能強化事業)	8,648	8,648	-	-
福祉人材確保緊急支援事業 (離職看護人材の再就職促進事業)	4,074	4,074	-	-
(事業所管部課) 健康福祉部健康づくり推進課				
脳卒中・心筋梗塞発症登録評価研究事業及び研究活用事業	4,806	4,806	-	-
計	341,404	322,944	-	18,370

④ 主な基金充当事業について

全国的に介護事業の従事者不足や、団塊の世代が 2025 年には後期高齢者になることから、介護施設への待機者の増加が問題となっており、山形県も例外ではなく、当基金は、介護従事者の確保に関する事業及び介護施設等の整備に関する事業のため、積立て・取崩しが行われる。

その他、地域包括ケアシステムに沿い、地域密着型サービスを行う施設の増加も目的として掲げられており、これら介護事業を取り巻く諸問題を解決するための事業に、当基金が充てられることになる。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、地域医療介護総合確保基金管理運営要領、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（開設準備交付金交付要綱等）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、見積書、契約書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 地域密着型介護施設等整備交付金及び介護施設等開設準備交付金に係る仕入控除税額の確認について」参照

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（決裁文書、契約書、事業実績報告書、現地調査チェックシートなど）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（決裁文書、交付申請書類、交付決定通知書、事業実績報告書、現地調査チェックシートなど）を閲覧した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 委託事業の選定は公平に行われているか、効率的な調達のための工夫がなされているか、委託事業が契約どおり完了したかを適切に確認しているか、再委託や不適切な委託先への委託はないかという観点で、所管課への質問、委託事業に係る資料（決裁文書、一者随意契約理由書、契約書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 地域密着型介護施設等整備交付金及び介護施設等開設準備交付金に係る仕入控除税額の確認について

当基金の充当事業である「地域密着型介護施設等整備交付金」は、既存の介護事業者が地域密着型の施設へ移行もしくは開設する場合、「介護施設等開設準備交付金」は、新規に事業者が介護施設を開設する場合に、それぞれその設備投資の一部について市町村を通じて補助する事業である。

このような設備投資に対する補助金を交付する事業において、補助対象事業者が消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者である場合、補助事業等に係る課税仕入れに伴い、消費税仕入控除税額が発生することとなる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れに係る消費税等相当額について、補助対象経費から減額する必要がある。

それぞれの交付要綱（開設準備交付金交付要綱、施設整備交付金交付要綱）において、一定の時期に仕入控除税額に関する報告をしなければならない旨が定められている。

「開設準備交付金交付要綱」より抜粋

第5条3項（1）コ

この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、消費税及び地方消費税の確定申告を行う場合にあつては確定申告を行った日から30日以内、確定申告を行わない場合にあつては会計年度終了後30日以内に、市町村長に報告しなければならない。また、市町村長が定めるところにより、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。

「施設整備交付金交付要綱」より抜粋

第5条3項（1）サ

この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、消費税及び地方消費税の確定申告を行う場合にあつては確定申告を行った日から30日以内、確定申告を行わない場合にあつては会計年度終了後30日以内に、市町村長に報告しなければならない。また、市町村長が定めるところにより、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。

しかし、監査実施時点で数カ所、報告期日が過ぎているにもかかわらず、報告が未了の事業者が存在した。今後は、返還金額の有無にかかわらず、補助対象事業者より漏れなく報告が上がっているかを確認・管理していく必要がある。【指摘事項】

『地域医療介護総合確保基金（県単分）』

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	地域医療介護総合確保基金（県単分）
所管部課	健康福祉部健康福祉企画課
根拠法令等	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条
造成年月日	平成28年3月30日
造成目的	団塊の世代が特に医療・介護需要の高い後期高齢者となる2025年を見据え、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等による「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」及び医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供できる「地域包括ケアシステムの構築」を実現するため。
造成期間	平成28年3月30日～
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,000,150千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	運用益
事業概要	病床の機能分化・連携、在宅医療・介護サービスの充実、医療従事者の確保に関する事業
予算計上会計	一般会計
積立方針	今後の積立予定はない。
取崩方針	取崩については、地域医療介護総合確保基金条例に基づき、医療及び介護の総合的な確保を推進するために必要な事業に充当することとしている。
積立目標額	なし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		-	1,000,150	1,000,455	1,000,775	650,954
積立額	新規・追加積立	1,000,150	-	-	-	-
	(一般財源)	1,000,150	-	-	-	-
	運用益	-	305	320	179	85
	積立額計	1,000,150	305	320	179	85
取崩額	事業費充当	-	-	-	350,000	400,000
	取崩額計	-	-	-	350,000	400,000
当年度末残高		1,000,150	1,000,455	1,000,775	650,954	251,039

③ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 健康福祉部健康福祉企画課				
給与費(一般職員費)	774,367	400,000	300,994	73,373
計	774,367	400,000	300,994	73,373

④ 「県単分」に係る基金設置の経緯

平成 26 年度に当基金が創設され、介護予防事業など民間団体が行う高齢者等の保健福祉活動等についても活用することが可能となったため、当時設置していた「山形県地域福祉基金」について意義が重複していることから発展的に解消し、当基金に「県単分」として組み入れることにより設定された。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等(基金条例、山形県財務規則、地域医療介護総合確保基金管理運営要領、基金管理マニュアル)に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 設置目的のための特定の充当事業がない基金の一般会計への繰戻について」参照

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合规性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（地域医療介護総合確保基金管理運営要領等）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、財政課からの依頼文書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（決裁文書、財政課からの依頼文書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 設置目的のための特定の充当事業がない基金の一般会計への繰戻しについて

基金は、地方自治法第 241 条に基づき、特定の目的のために設置され、条例で定められた特定の目的に充当する場合にのみ取り崩し、事業を安定的に運営するために使用されるものである。

しかし、当基金には明確な基金充当事業はなく、地域医療・介護の総合的な確保の

推進に従事する健康福祉部の給与費(一般職員費)の一部として充当している。また、この充当金額も定められたルールはなく、年度ごとに財政課との協議により取崩額を決定して充当されており、特定の目的を達成するためというより、年度間の財源調整のために使用されているものとも考えられる。

基金の設置目的を達成するための明確な基金充当事業がない場合には、県の事業全体の中から優先すべきものに充当するため、一般会計へ繰り戻すことを検討されたい。

【意見】

20 若者定着支援基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	山形県若者定着支援基金
所管部課	産業労働部商工産業政策課
根拠法令等	山形県若者定着支援基金条例
造成年月日	平成 28 年 2 月 26 日
造成目的	県内における就業等の意思を有する大学生等に対し、奨学金の返還を支援する事業を実施することにより、当該大学生等の本県への定着を図るため
造成期間	平成 28 年～
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	156,000 千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	一般財源、市町村負担金、産業団体等寄付金、運用益
事業概要	大学生等の本県への定着を図るため、奨学金の返還を支援する事業
予算計上会計	一般会計
積立方針	奨学金返還支援事業で認定された助成候補者に対する支援額を積み立てる
取崩方針	助成候補者が、大学等を卒業後 6 か月以内に山形県内に居住・就業し、かつ山形県内の助成対象分野に通算して 3 年間就業した場合に返還支援を実施するために取り崩す
積立目標額	1,900,000 千円
目標額に不足する場合、今後の方針	目標額と現状の乖離は、各年度の応募者が定員に満たなかったこと、大学等の一年次に助成候補者認定を受けた者が少なかったことが原因であり、今後より応募者が増えるような制度の見直しを進める

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	156,011	260,417	325,222	498,598	668,678
合計	156,011	260,417	325,222	498,598	668,678

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		-	156,011	260,417	325,222	498,598
積立額	新規・追加積立	156,000	104,359	164,415	173,310	170,015
	(一般財源)	156,000	32,452	88,374	91,558	87,984
	(市町村・産業団体等)	-	71,907	76,041	81,752	82,031
	運用益	11	47	96	66	65
	積立額計	156,011	104,406	164,511	173,376	170,080
取崩額	事業費充当	-	-	-	-	-
	その他(※)	-	-	99,706	-	-
	取崩額計	-	-	99,706	-	-
当年度末残高		156,011	260,417	325,222	498,598	668,678

(※) 既積立額と平成 28 年度認定実績(基金必要額)との差額を取り崩した。

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	156,011	260,417	325,222	498,598	668,678
年度中平均残高(A)	11,967	156,583	298,656	366,317	541,392
運用益(B)	11	47	96	66	65
利回り(B÷A)	0.09	0.03	0.03	0.01	0.01

⑤ 令和元年度の基金充当事業

当基金による支援事業は、支援対象者が大学等を卒業後 6 か月以内に県内に居住・就業し、3 年を経過した後に支払いが行われるものであり、この要件を最も早く満たすのは、平成 28 年度に大学等を卒業した学生が、令和元年度末まで継続して県内に居住・就業している場合である。

そのため、令和元年度までは事業費充当による基金の取崩しは行われておらず、令和 2 年度より、順次取崩しが行われていく予定である。

⑥ 基金充当事業の概要

山形県若者定着奨学金返還支援事業は、県における将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進し、地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保するため、奨学金の貸与を受ける大学生等を対象に、奨学金の返還支援を県・市町村・産業界等が連携して実施するものである。募集の概要は次のとおりである。

募集枠	地方創生枠	市町村連携枠	産業団体等連携枠
募集定員	100名	150名	50名
支援対象となる奨学金	日本学生支援機構 第一種奨学金 (無利子)	○日本学生支援機構第一種奨学金(無利子) ○日本学生支援機構第二種奨学金(有利子) ○県内の市町村が実施する奨学金 ※上記のうち各市町村が指定する奨学金が対象	※上記のほか企業等が指定する奨学金が対象
募集対象者	(1) 国内に所在する次に掲げる高等教育機関(以下「大学等」という。)に在学中または進学予定の者(産業団体等連携枠については在学中の者) ア 大学院(修士課程・博士課程前期) イ 大学 ウ 高等専門学校(第4学年以上) エ 短期大学 オ 専修学校専門課程		
	(2) 県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程(以下「高校等」という。)を卒業した者(地方創生枠及び市町村連携枠については卒業見込みである者も含む)		
	(3) 大学等を卒業後6か月以内に県内に居住・就業し、3年以上継続する見込みの者		
	(4) 支援対象の産業分野(商工、農林水産、建設、医療・福祉等)に就業希望の者(ただし、常勤(被雇用者の場合は正規雇用)である者に限り、公務員、医師、看護師、介護福祉士、保育士として就業する者は除く)		
	(5) 申請する市町村に居住する予定の者 (申請市町村と実際の居住市町村が異なる場合は支援金額が1/2となる。)	(5) 支援対象分野ごとの指定就業先に就業希望の者 (認定を受けた分野の指定就業先以外の県内企業等に就業した場合は支援金額が1/2となる。)	
支援金額	奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた額、または奨学金の返還残額のいずれか低い額 ※県内に居住・就業して3年経過後に奨学金貸与機関へ一括で支払う		
負担割合	県・・・1/2 市町村・・・1/2	県・・・1/2 市町村・・・1/2	県・・・1/2 産業界・・・1/2

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（補助金適化規則、補助金に係る事務取扱要領等、交付要綱作成に関する留意事項通知、山形県若者定着奨学金返還支援事業費補助金交付要綱、山形県若者定着奨学金返還支援事業事務処理要領）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、請求書、積立状況報告書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（山形県産業振興ビジョン、当初予算要求概要、決裁文書、請求書、積立状況報告書、山形県若者定着奨学金返還支援事業アンケートなど）の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 支援対象要件の見直し等による基金の有効活用について」 参照

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（決裁文書、助成候補者申請書、助成候補者に係る認定通知書・状況報告書・就業状況等報告書、助成対象者に係る認定申請書・認定通知書、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、山形県若者定着奨学金返還支援事業アンケートなど）を閲覧した。

(結果)

(3) 「② 支援事業の周知による若者の県内回帰・定着への意識醸成について」 参照

(3) 指摘事項及び意見

① 支援対象要件の見直し等による基金の有効活用について

当基金の充当事業である「山形県若者定着奨学金返還支援事業」の助成候補者として認定を受けた者の数に係る地方創生枠、市町村連携枠、産業団体等連携枠それぞれの直近5年間の推移は次のとおりである。

(単位：人)

	募集定員	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地方創生枠	100	—	100	100	100	100
市町村連携枠	150	—	104	99	90	87
産業団体等連携枠	50	—	9	7	18	25
合 計	300	—	213	206	208	212

(出典：県作成資料)

地方創生枠は毎年募集定員を満たしているが、市町村連携枠及び産業団体等連携枠については、事業開始以来、認定者数が定員に達したことは一度もないという状況である。

当支援事業の目的である将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進し、県内中核的企業等のリーダー的人材を確保するためには、応募者を増加させるための具体的な取組みが必要である。

県では、令和2年3月、少子高齢化に伴う人口減少の加速や働き方改革への対応、「第4次産業革命」とも呼ばれる急速な技術革新の進展、地域経済のグローバル化な

ど、社会経済状況の大きな変化に的確に対応した高付加価値産業構造の確立をめざすため、今後5年間の産業振興の戦略と方向性を明らかにした「山形県産業振興ビジョン」(以下、「ビジョン」という。)を策定している。今後、このビジョンに基づき、新時代を担う人材の確保と新規創業の促進、新時代を支える企業収益と県民所得の向上、並びに新時代に対応した本県産業の競争力強化のための施策を展開していくものとしている。

当ビジョンの具体的な施策展開の一つとして、「産業人材の育成・確保」を掲げており、その中で、「人口減少・少子高齢化が進行する中、本県産業の活力向上を図るため、高卒人材の着実な県内定着を図りつつ、県内外の大学生等の県内就職を促進する」ことや「地方創生」における地方への人材還流の方向を踏まえ、産業振興と企業誘致により県内の雇用の受け皿の拡大を図りつつ、県外在住者の県内へのU・Iターンによる就職をより一層促進する」ことなどを基本的考え方として据え、若者の県内就職に向けた県内企業の認知度向上のための主な取組みとして、当支援事業を位置付けている。

県内の大学等に在学している者の中には、県外出身者も相当数いるものと推測されること、また、地方創生が叫ばれる昨今、若年層の地方移住への関心が高まっていることから、一度は県を離れた県内出身者のUターンや県外出身者によるIターンなどについても支援していくことで、県内への居住・就業をより加速させ、当基金の更なる効果的な活用も期待できる。

よって、県は、山形県産業振興ビジョンの基本的な考え方も踏まえ、結果として若者の県内居住及び就業の促進という事業目的が達成されるように支援対象要件を見直して、応募者の拡大を図り、基金のより効果的な活用を図られたい。具体的には、県内の高校等に限定している卒業又は卒業見込み要件を緩和すること、一度は県を離れた県内出身者のUターンや県外出身者によるIターンなどについても支援対象とすることなどについて検討されたい。【意見】

なお、県は市町村連携枠及び産業団体等連携枠の応募者拡大を図るため、令和2年に実施した募集から、「大学等に在学中又は進学予定」者を対象とする要件のうち、県内に限定していた短期大学・専修学校専門課程について、県外の短期大学・専修学校専門課程も対象とすることにより、募集要件の緩和を行っている。要件緩和後に行われた募集で認定された県外の短期大学・専修学校専門課程の在学者は38人であった。

② 支援事業の周知による若者の県内回帰・定着への意識醸成について

当基金の充当事業である「山形県若者定着奨学金返還支援事業」による助成対象者に対する返還支援額は、26,000 円に支援対象となる月数を乗じて算出される。

支援対象となる月数は、実際に奨学金の貸与を受けた月数ではなく、助成候補者としての認定を受けた年の4月以降に貸与を受けた奨学金の月数によって算出されるため、認定を受ける時期により支援額が異なってくる。

例えば、4年制大学の1年次に認定を受けた場合、1,248,000 円（26,000 円×48 か月）が最大支援額となるが、4年制大学の2年次に認定を受けた場合、936,000 円（26,000 円×36 か月）が最大支援額となる。

次の表は、令和2年11月4日までに助成候補者として認定を受けた者について、その認定を受けた大学等における年次ごとの人数及び構成比を表している。

(単位：人、%)

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	合計
地方創生枠	271	109	55	64	0	1	500
市町村連携枠	283	86	64	65	1	2	501
産業団体等連携枠	16	9	31	1	1	0	58
合計	570	204	150	130	2	3	1,059
構成比	53.8	19.2	14.2	12.3	0.2	0.3	-

(出典：県作成資料)

このように、53.8%の助成候補者が大学等の1年次に認定を受けているが、残りの47.2%の助成候補者は大学等の2年次以降に認定を受けているという状況である。

当支援事業の目的は、将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進し、県内中核的企業等のリーダー的人材を確保することである。助成対象者として認定を受けた者は、大学等を卒業後6か月以内に県内に居住・就業し、かつ県内の助成対象分野に通算して3年以上就業した者であり、助成候補者としての認定を受ける時期が早かった者も遅かった者も、いずれの者もこの目的に適合している者と言うことができ、認定時期により支援額が異なる制度設計は不公平とも思える。

しかしながら、このような制度設計となっていることについて、県によれば、本県の人口流出は、(イ)大学等への進学時、(ロ)大学等卒業後の最初の就職時、という2つの時点において顕著であり、若者が大学等への進学や就職を機会に県外へ出たまま戻ってこないということが大きな課題となっていることから、若者の県内回帰・定着に対する施策の充実が重要とされている。そのためにはより早い時期からの意識醸成が効果的であり、当事業では大学等進学直後の学生に応募を促し、県内就職へ目を向けてもらうという意図で、事業開始当初より支援額に差を設けているとのことである。

大学等の2年次以降に助成候補者認定を受けた者の中には、そもそも当支援制度自体の存在を知ったのが、大学等入学後数年が経過した時点だったという者も含まれているものと考えられる。認定時期により支援額に差を設けている以上、当支援事業の対象となり得る者に対する周知は、広く平等に行われなければならない。

よって、県は当支援事業について、より早い段階でより広く周知を図ることにより、若者の県内回帰・定着に対する意識醸成に努めていくことが望ましい。【意見】

21 国民健康保険財政安定化基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	山形県国民健康保険財政安定化基金
所管部課	健康福祉部健康づくり推進課
根拠法令等	国民健康保険法、山形県国民健康保険財政安定化基金条例
造成年月日	平成 28 年 2 月 26 日
造成目的	平成 30 年度の制度改革（国保財政運営の都道府県単位化）に伴う予期せぬ医療費の増や保険料収納不足により財源不足となるリスクに備えるため
造成期間	平成 27 年度～
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	162,600 千円
基金当初造成時財源	国庫
基金造成後積立財源	貸付：全額市町村からの返還金 交付：一般財源 1 / 3、国庫 1 / 3、市町村 1 / 3 運用益
事業概要	(1) 貸付事業 保険給付費の急増や、市町村における保険料未納などにより財源不足が生じた場合、資金の貸付を行う。（無利子貸付） (2) 交付事業 局地的な災害等市町村の財政運営に大きな影響を及ぼす特別な事情が生じた場合、財源不足額のうち市町村の保険料収納不足額の 1 / 2 以内を交付する。
予算計上会計	国民健康保険特別会計
積立方針	法令等に基づく取崩しが発生した場合に、その額を復元するために積み立てる。
取崩方針	法令等に基づく取崩し事由が発生した場合に、取り崩す。
積立目標額	特になし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳 (単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	162,601	486,531	2,033,465	1,135,965	892,112
合計	162,601	486,531	2,033,465	1,135,965	892,112

③ 基金の推移 (単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		-	162,601	486,531	2,033,465	1,135,965
積立額	新規・追加積立	162,600	323,880	1,546,770	249,796	-
	(国庫)	162,600	323,880	1,546,770	249,796	-
	運用益	1	50	164	342	137
	積立額計	162,601	323,930	1,546,934	250,138	137
取崩額	事業費充当	-	-	-	1,147,638	243,990
	取崩額計	-	-	-	1,147,638	243,990
当年度末残高		162,601	486,531	2,033,465	1,135,965	892,112

④ 運用益の状況 (単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	162,601	486,531	2,033,465	1,135,965	892,112
年度中平均残高 (A)	891	167,038	511,957	1,902,976	1,138,409
運用益 (B)	1	50	164	342	137
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業 (単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 健康福祉部健康づくり推進課				
普通交付金	75,381,271	243,990	-	75,137,281

⑥ 基金の取崩事由について

当基金は、平成 27 年 5 月の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の改正により、それまで市町村単位で行われていた国民健康保険財政の運営について、平成 30 年度より都道府県単位で行うことになったことにより造成された基金である。

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）より抜粋
（財政安定化基金）

第 81 条の 2 都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

一 当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額の資金を貸し付ける事業

二 基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足することにつき特別の事情があると認められる当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の二分の一以内の額の資金を交付する事業

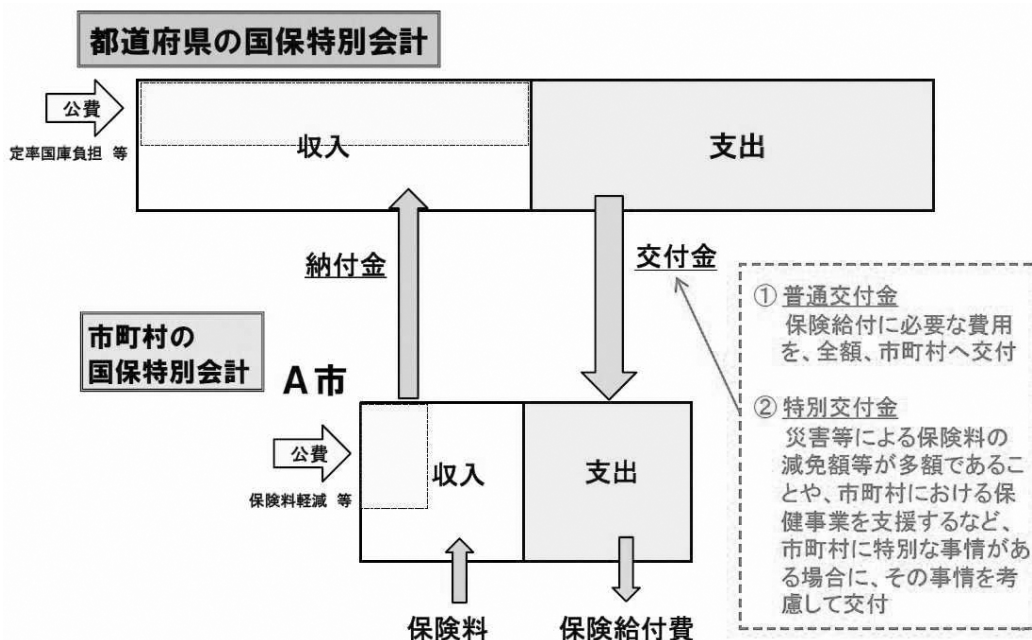
ここで、国民健康保険財政の仕組みは次のとおりである。

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮



(出典：厚生労働省ホームページ)

この国民健康保険財政の仕組みの中で、保険給付費の急増や、市町村における保険料収納不足などにより市町村の財源に不足が生じた場合に、当基金を取り崩し資金の貸付・交付を行うこととなる。

⑦ これまでの基金取崩しの実績について

平成 30 年度から現行制度が始まり、市町村に対する資金の貸付・交付の実績はまだないが、次のとおり、県の特別会計への資金の貸付・交付の実績がある。

年度	金額	事業種別	目的
平成 30 年度	10.1 億円	貸付	県特別会計運営の財源確保のため
	1.3 億円	交付	財政基盤強化費への充当のため
令和元年度	2.4 億円	交付	保険料上昇抑制のため

平成 30 年度の貸付の実績については、加入者の高齢化等により保険給付に係る支出が想定した額を上回ったために県の特別会計に財源不足が生じ、貸付を行ったものであり、2年後（令和 2 年度）に一括弁済され再積立てされる予定である。

また、令和元年度については、基金条例の附則で定める次の政令附則に基づき、保険料水準の著しい上昇を抑制するために、特例として県の特別会計に交付されたものである。

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）附則より抜粋

（財政安定化基金の特例）

第 21 条 都道府県は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、財政安定化基金を、特例事業（当該都道府県内の市町村に対し、保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保のための資金を交付する事業をいう。以下この条において同じ。）に必要な費用に充てることができるものとする。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県国民健康保険財政安定化基金貸付・交付事業取扱要領、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合规性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（山形県国民健康保険財政安定化基金貸付・交付事業取扱要領）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（管理台帳、決裁文書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（管理台帳、決裁文書、計画シートなど）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

該当なし。

22 スポーツ振興基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	山形県スポーツ振興基金
所管部課	教育庁スポーツ保健課
根拠法令等	山形県スポーツ振興基金条例
造成年月日	平成 28 年 4 月 1 日
造成目的	スポーツの振興に関する施策を実施するため
造成期間	期限なし
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	300,000 千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	一般財源、運用益
事業概要	<p>①スポーツ施設整備支援事業 スポーツ関係団体がその所有又は管理する県内に設置数が 1 程度の特種な競技施設について、災害復旧や老朽化に伴う修繕・整備及び競技規則の改正等に伴う設備等の更新・整備の経費の一部を補助する事業</p> <p>②スポーツ振興事業 県が取り組むスポーツ施策のうち、特にスポーツの振興に資すると認められる事業</p>
予算計上会計	一般会計
積立方針	基金設立時にのみ積立て（運用益を除く）
取崩方針	スポーツの振興に関する施策の実施に要する経費に充てる場合に取り崩す
積立目標額	300,000 千円
目標額に不足する場合、今後の方針	特になし

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	-	289,672	289,765	279,544	264,911
合計	-	289,672	289,765	279,544	264,911

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		-	-	289,672	289,765	279,544
積立額	新規・追加積立		300,000	-	-	-
	(一般財源)	-	300,000	-	-	-
	運用益	-	72	93	52	34
	積立額計	-	300,072	93	52	34
取崩額	事業費充当	-	10,400	-	10,273	14,667
	取崩額計	-	10,400	-	10,273	14,667
当年度末残高		-	289,672	289,765	279,544	264,911

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	-	289,672	289,765	279,544	264,911
年度中平均残高 (A)	-	241,438	289,479	289,765	281,914
運用益 (B)	-	72	93	52	34
利回り (B ÷ A)	-	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 教育庁スポーツ保健課				
スポーツ県「やまがた」推進事業	887	319	568	-
広域スポーツセンター運営事業	1,287	313	974	-
(事業所管部課) 教育庁スポーツ保健課競技力向上・アスリート育成推進室				
オリンピックメダリスト育成事業	20,434	14,035	6,399	-
計	22,608	14,667	7,941	-

⑥ 基金充当事業のうち「スポーツ施設整備支援事業」の対象となる施設

「スポーツ施設整備支援事業」の対象は、スポーツ関係団体が所有又は管理し、国体・東北総体の実施競技が行われる、県内に設置数が1程度の特殊な競技施設である。具体的には、次のとおりである。

	競技名	競技場名	設置者	指定管理者
1	カヌー	月山湖カヌースプリント競技場	西川町	山形県カヌー協会
2	ホッケー	川西町総合運動公園ホッケー競技場	川西町	(一財)川西町体育振興公社

	競技名	競技場名	設置者	指定管理者
3	ライフル射撃	南陽市ライフル射撃場	南陽市	山形県ライフル射撃協会
4	山岳	飯豊町民スポーツセンター内 クライミングウォール	飯豊町	同左（直営）
5	水泳（飛込）	米沢市営プール	米沢市	東北警備保障(株)・(株)吾妻ス ポーツ・(一財)米沢市スポ ーツ協会共同企業体
6	スピードスケート	山形市総合スポーツセンタース ケート場	山形市	(公財)山形市スポーツ協 会
7	アーチェリー	鶴岡市小真木原多目的広場	鶴岡市	(特)鶴岡市体育協会
8	スキージャンプ台	山形市蔵王ジャンプ台	山形市	蔵王温泉観光協会

（出典：県作成資料）

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

(3) 「① 事業見込みに基づく基金必要額を上回る部分の一般会計への繰戻しについて」参照

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（補助金適化規則、補助金に係る事務要領等、交付要綱作成に関する留意事項通知、委託に関する事務取扱通知）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、委託契約書、仕様書、1者随意契約理由書、事業実績報告書、納品書、検査調書、請求書、山形県スポーツ・レクリエーション祭報告書等）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（決裁文書、委託契約書、仕様書、1者随意契約理由書、事業実績報告書、納品書、検査調書、請求書、山形県スポーツ・レクリエーション祭報告書等）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- 委託事業の選定は公平に行われているか、効率的な調達のための工夫がなされているか、委託事業が契約どおり完了したかを適切に確認しているか、再委託や不適切な委託先への委託はないかという観点で、所管課への質問、委託事業に係る資料（決裁文書、委託契約書、仕様書、1者随意契約理由書、事業実績報告書等）の閲覧を実施した。

（結果）

(3) 「② 一者見積もりによる随意契約の見直しについて」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 事業見込みに基づく基金必要額を上回る部分の一般会計への繰戻しについて

当基金は、設置時に、本県と人口規模が近い他県の基金設置時積立額の平均値を根拠として、一般財源より3億円を積み立て、設置時の積立て以降、運用利息を除き、新たな積立ては生じていない。これまでの事業費充当による基金の取崩し等による基金残高の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

	充当事業	事業内容	基金金額
基金設置時残高			300,000
平成28年度	スポーツ施設整備支援事業	新庄市サイクルスポーツセンター改修	△10,400
平成30年度	スポーツ施設整備支援事業	南陽市ライフル射撃場改修	△10,273
令和元年度	スポーツ振興事業	オリンピックメダリスト育成事業等	△14,667
(運用益)			251
令和元年度末残高			264,911

所管課が令和2年2月に作成した今後10年間の基金額推移計画書によれば、令和3年度以降、スポーツ振興事業への充当により毎年15百万円ずつ取り崩されることとなっているが、この計画のまま変わらない場合、令和元年度末の基金残高は約18年分に相当し、現時点における今後の使用見込みに比して過大な基金残高となっていると考える。

必要以上の金額を基金として積み立てておくことは、一般財源を活用した他の事業実施等の機会を失うことにもつながることから、県は、事業実施見込みに基づき基金の適正規模について見直しを図り、必要額として明確な金額を上回る部分について、いったん一般会計に繰戻すことを検討されたい。【意見】

なお、スポーツ施設整備支援事業への充当のように特殊な競技施設の改修ともなれば、1件当たりの補助額が多額となることが考えられるため、関係施設との連携を密にし、継続的なヒアリング等を実施していく過程で、改修計画が具体化し、また、災害復旧や競技規則の改正等に伴う設備等の更新・整備が必要となる場合には、改めて計画的に基金を積み立てていくことになるものとする。

② 一者見積もりによる随意契約の見直しについて

当基金の充当事業である「山形県スポーツタレント発掘事業」における「スポーツ教育プログラム」の実施については、実施主体となる山形県スポーツタレント発掘事業実行委員会から、県外の私立大学への委託により行われている。委託内容は、「スポーツ教育プログラム」の開発と展開であり、主にキャンプにおける知的教育プログラムの企画・立案及び指導を行うことである。

委託契約に係る経費等の直近6年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円、日、%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総事業費(A)	29,864	32,562	26,384	25,861	24,140	22,594
委託費(B)	1,296	1,300	1,300	1,300	1,300	901

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
キャンプ派遣日数(C)	23	22	14	14	14	10
委託率(B/A)	4.34	3.99	4.93	5.03	5.39	3.99
1日当たり単価(B/C)	56,348	59,091	92,857	92,857	92,857	90,180

また、この委託契約については、平成 22 年度の事業開始当初より、一者見積もりによる随意契約で同じ事業者が委託先として選定されている。一者随意契約の主な理由は次のとおりである。

- イ) 平成 22 年度に本県教育委員会と委託先との間で相互協力協定が結ばれ、本県のスポーツ振興と本事業に対する協力を得ていること
- ロ) 委託先は、国立スポーツ科学センターと連携協定を結び、常に国内外の最新の情報を多く入手していること
- ハ) 現在委託先が持つ専門的なスポーツ教育プログラムと同様のプログラムの提供を受けることができる機関が県内には存在しないこと

総事業費に占める委託費の割合に大きな変化は見られないものの、令和元年度の 1 日当たり単価は、平成 26 年度と比べ約 1.6 倍となっており、委託による成果や委託金額の妥当性について検討する必要がある。また、県内では同様のプログラムを提供できる機関が存在しないとしても、国内で唯一当該機関のみというわけではないと考える。

県は、他の都道府県の取組みなどを参考にして、プログラム内容の検討や充実を図るとともに、委託による成果と委託金額の妥当性の検討を踏まえて、一者見積もりによる随意契約による委託について見直しを検討されたい。【意見】

23 健康長寿県やまがた推進基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	健康長寿県やまがた推進基金
所管部課	健康福祉部健康づくり推進課
根拠法令等	みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例(平成30年3月県条例第20号)
造成年月日	平成30年3月20日
造成目的	県民の健康づくりの推進に関する施策を実施するため
造成期間	期限なし
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	3,070千円
基金当初造成時財源	寄附金
基金造成後積立財源	寄附金
事業概要	若者に対する健康教室及びがん検査の実施
予算計上会計	一般会計
積立方針	寄附金額に基づく。
取崩方針	基金充当事業実績に基づく。
積立目標額	特に定めなし。
目標額に不足する場合、 今後の方針	基金残高が事業実施にあたり十分と判断されている。

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
繰替運用	-	-	-	1,070	6,755
合計	-	-	-	1,070	6,755

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度末残高		-	-	-	-	1,070
積立額	新規・追加積立	-	-	-	3,070	8,105
	(寄附金)	-	-	-	3,070	8,105
	運用益	-	-	-	-	-
	積立額計	-	-	-	3,070	8,105

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取崩額	事業費充当	-	-	-	2,000	2,420
	取崩額計	-	-	-	2,000	2,420
当年度末残高		-	-	-	1,070	6,755

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	-	-	-	1,070	6,755
年度中平均残高 (A)	-	-	-	25	1,418
運用益 (B)	-	-	-	0	0
利回り (B ÷ A)	-	-	-	0.016	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 健康福祉部健康づくり推進課				
若者に対するがん予防支援事業	2,420	2,420	-	-
計	2,420	2,420	-	-

⑥ 「みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例」(平成 30 年 3 月 20 日山形県条例第 20 号) について

当条例は、県民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の総参加により生活習慣病の発症及び重症化の予防に努め、もって、県民一人一人が、家庭、職場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的(第 1 条)として、基本理念、県の責務と県民等の役割、基本的施策を定めたものである。

当基金は、この条例の第 3 章で定められており、次の五つの基本的施策に該当する事業に充当することができることとされている。

- イ) 生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療
- ロ) 食習慣の改善
- ハ) 運動その他の身体活動の促進
- ニ) 飲酒及び喫煙の健康への影響についての周知
- ホ) 休養による心身の健康の保持

また、基金の管理・運営については「健康長寿県やまがた推進基金実施要綱」で定められており、この中で財源は全て寄附金とし、寄附がある都度、その寄附者の意向

を把握し、その意向に沿った事業を行っていくこととなっている。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例、健康長寿県やまがた推進基金実施要綱、健康長寿県やまがた推進基金実施要領、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（健康長寿県やまがた推進基金実施要綱、健康長寿県やまがた推進基金実施要領）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（寄附申込書、寄附台帳、一者随意契約理由書、契約書、実施報告書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（寄附申込書、寄附台帳、事業実施報告書など）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- 委託事業の選定は公平に行われているか、効率的な調達のための工夫がなされているか、委託事業が契約どおり完了したかを適切に確認しているか、再委託や不適切な委託先への委託はないかという観点で、所管課への質問、委託事業に係る資料（一者随意契約理由書、契約書、積算根拠資料など）の閲覧を実施した。

(3) 指摘事項及び意見

該当なし。

24 まち・ひと・しごと創生拠点整備基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	まち・ひと・しごと創生拠点整備交付金
所管部課	みらい企画創造部企画調整課
根拠法令等	山形県まち・ひと・しごと創生拠点整備基金条例
造成年月日	平成30年11月14日
造成目的	まち・ひと・しごと創生拠点整備交付金を活用し、複数年度にわたり事業実施するため。
造成期間	平成30年11月14日から令和2年6月30日まで
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,421,622千円
基金当初造成時財源	まち・ひと・しごと創生拠点整備交付金（国庫）
基金造成後積立財源	運用益
事業概要	園芸農業研究所とIoTイノベーションセンターの整備
予算計上会計	一般会計
積立方針	本基金は、内閣府のまち・ひと・しごと創生拠点整備交付金を活用して事業実施するために造成した基金であるため、交付金の要綱・要領に従って事務処理している。
取崩方針	
積立目標額	
目標額に不足する場合、今後の方針	

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定期預金	-	-	-	-	38,217
合計	-	-	-	-	38,217

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度末残高		-	-	-	-	1,378,332
積立額	新規・追加積立	-	-	-	1,421,622	-
	（国庫）	-	-	-	1,421,622	-
	運用益	-	-	-	79	147
	積立額計	-	-	-	1,421,701	147

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取崩額	事業費充当	-	-	-	43,369	1,288,929
	国庫返還	-	-	-	-	51,333
	取崩額計	-	-	-	43,369	1,340,262
当年度末残高		-	-	-	1,378,332	38,217

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	-	-	-	1,378,332	38,217
年度中平均残高 (A)	-	-	-	525,805	1,393,382
運用益 (B)	-	-	-	79	147
利回り (B ÷ A)	-	-	-	0.015	0.011

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 産業労働部工業戦略技術振興課				
IoT 関連製品支援施設整備事業費	202,691	100,310	11,294	91,087
(事業所管部課) 農林水産部農業技術環境課				
次代を切り拓く園芸試験場整備事業費	1,741,702	870,851	870,851	-
計	1,944,393	971,160	882,145	91,087

(※) 上表の財源内訳の基金計と③令和元年度取崩額の「事業費充当」が一致していない。

これは、上表から「IoT 関連製品支援施設整備事業費」において令和 2 年度へ明許繰越を行った分の事業費を除外しているためである。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（地方創生拠点整備交付金（基金造成事業）交付要綱、地方創生拠点整備交付金基金事業実施要領、山形県財務規則）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、入札書、入札調書、契約書、納品書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（決裁文書、契約書、事業概要）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 委託事業の選定は公平に行われているか、効率的な調達のための工夫がなされているか、委託事業が契約どおり完了したかを適切に確認しているか、再委託や不適切な委託先への委託はないかという観点で、所管課への質問、委託事業に係る資料（決裁文書、入札書、入札調書、契約書、納品書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 効率的な調達及び不正事件防止のための適切な予定価格決定について」
参照

(3) 指摘事項及び意見

① 効率的な調達及び不正事件防止のための適切な予定価格決定について

当基金の充当事業である「次代を切り拓く園芸試験場整備事業」において、整備された園芸試験場で使用される数十件の備品の購入取引の大部分について、一者のみから参考見積書入手し、見積額をそのまま予定価格として設定していた。その結果、一般競争入札に付した契約のうち、予定価格と契約金額が同額で落札率100%となっているものが2件確認された。

予定価格の決定については、「山形県財務規則（昭和39年3月23日山形県規則第9号）」に規定されており、一般競争入札による場合、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に」定めることが規定され、随意契約による場合も、一般競争入札による場合に準じて予定価格を定めることとされている。

「山形県財務規則」より抜粋

(予定価格)

第120条 契約担当者は、その一般競争入札に付する事項に関する仕様書、設計書等によつて当該事項の予定価格を定めるものとする。

2 契約担当者は、前項の規定により予定価格（建設工事に係るものを除く。）を定めたときは、当該予定価格を記載した書面を封書にして、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第121条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正にこれを定めなければならない。

(予定価格の決定)

第128条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、別に定める場合を除き、あらかじめ、第121条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

この規定の趣旨は、地方自治法第 234 条第 3 項の定めにより、競争入札では予定価格が契約金額の上限となるため、効率的な調達観点から、市場価格や契約条件等に照らして適切に設定することを求めるものであると考える。

本件のように、参考見積書を提出した業者が見積額と同額で入札すること自体は山形県財務規則第 122 条の 2 で定める入札が無効となるような問題ではないと考える。しかし、結果として見積額が予定価格となり、同額で落札された場合、効率的な調達という入札の目的が発揮されないものとする。さらに、一者のみから参考見積書を入手し、見積額をそのまま予定価格とする状況が常態化した場合、事業者が予定価格を推測することができ、予定価格漏洩による談合や、贈収賄事件等の不正事件の原因にもなりかねない。

県は、予定価格と契約金額が同額となった 2 件について、試験研究機関としての特殊性として専門的な物品であり、同様の物品を取り扱う事業者が少ないことを理由としているが、こうした状況においても、効率的な調達を図り、不正事件を防止するため、複数者から見積書の入手や過去の同一物品等の調達実績、他の機関における契約金額との比較などを踏まえて、事業者が予定価格を推測できないように決定すべきである。**【指摘事項】**

25 森林環境譲与税基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	森林環境譲与税基金
所管部課	農林水産部森林ノミクス推進課
根拠法令等	山形県森林環境譲与税基金条例
造成年月日	令和元年9月30日
造成目的	森林の整備及びその促進に関する施策並びに市町村が実施する当該施策の支援に関する施策を実施するため
造成期間	令和元年9月30日～（毎年度9月、3月の年2回積立）
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	27,135千円
基金当初造成時財源	森林環境譲与税
基金造成後積立財源	森林環境譲与税、運用益
事業概要	市町村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策を支援する森林情報の集積など。
予算計上会計	一般会計
積立方針	基金として積み立てる額は予算で定める額
取崩方針	施策実施に要する経費に充てる場合に限り実施
積立目標額	なし
目標額に不足する場合、 今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
繰替運用	—	—	—	—	9,205
合計	—	—	—	—	9,205

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度末残高		—	—	—	—	—
積立額	新規・追加積立	—	—	—	—	54,270
	(森林環境譲与税)	—	—	—	—	54,270
	運用益	—	—	—	—	2

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	積立額計	-	-	-	-	54,272
取崩額	事業費充当	-	-	-	-	45,066
	取崩額計	-	-	-	-	45,066
当年度末残高		-	-	-	-	9,205

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	-	-	-	-	9,205
年度中平均残高 (A)	-	-	-	-	13,753
運用益 (B)	-	-	-	-	2
利回り (B ÷ A)	-	-	-	-	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 農林水産部森林ノミクス推進課				
森林管理システム推進体制強化事業	6,616	6,196	-	420
森林クラウド情報集積事業	12,621	11,772	-	849
再造林加速化対策事業	1,549	1,549	-	-
高性能林業機械トライアル支援事業	18,244	18,244	-	-
人材育成推進事業	302	302	-	-
県産木材普及促進事業	7,000	7,000	-	-
計	46,335	45,066	-	1,270

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合规性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（補助金交付要綱など）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（交付申請書、事業計画書、収支予算書、交付決定通知、支出伺、実績報告書、事務執行チェックシートなど）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（平成31年度やまがた森林ノミクス森林管理システム推進事業費決算額など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（実績報告書、収支精算書及び添付資料、補助金の経理状況確認調査調書、現場確認報告書、補助金等チェックリスト、事務執行チェックシートなど）を閲覧した。

(結果)

(3)「① 事業の有効性を評価するための効果測定の実施について」参照

- 委託事業の選定は公平に行われているか、効率的な調達のための工夫がなされているか、委託事業が契約どおり完了したかを適切に確認しているか、再委託や不

適切な委託先への委託はないかという観点で、所管課への質問、委託事業に係る資料（委託先選定に係る「事務又は事業実施伺い」、業者選定に関する意見書、選定結果報告、物品検査報告書など）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 事業の有効性を評価するための効果測定の実施について

当基金の充当事業である「高性能林業機械トライアル支援事業」は、県と連携して、公益財団法人山形県みどり推進機構（以下、「機構」という。）が実施する、県内の林業事業体が試行的に使用する高性能林業機械のレンタル経費や現地指導の経費等に係る補助に対して、県が機構に補助金を交付する事業である。

県は、農林水産業における取組みを示す「第3次農林水産業元気再生戦略」（平成29年3月作成、平成31年4月見直し）において、「基本戦略6 やまがた森林ノミクスの推進」のため、「県産木材安定供給プロジェクト」を策定している。プロジェクトの方向性として、高性能林業機械の導入等の低コスト作業システムを構築することにより、持続可能で収益性の高い森林経営を推進することを目指し、目標指標として「木材（素材）生産量」や「高性能林業機械保有台数」を設定している。

補助事業を実施する場合には、当該補助金が目標指標の達成のために有効かを評価するため、定期的に効果測定をする必要がある。しかし、県は、当事業において、こうした効果測定を実施していない。

県は、機構が実績報告時に把握している出材量（一定期間の素材生産量）等の情報共有を行うとともに、目標指標に対して当事業が有効かを評価するため、事業者が高性能機械を導入した期間の生産性調査や、機械の満足度調査、購入希望調査、購入実績の追跡調査など実態に即したより効率的・効果的な手法で事業の効果測定を実施されたい。【意見】

第2 基金の運用

1 年間資金運用計画の策定

(1) 令和元年度に係る年間資金運用計画の概要

令和元年度資金運用計画（令和元年7月18日）より抜粋又は要約

1 運用資金額

(1) 歳計現金等

- ① 歳計現金・歳入歳出外現金に、基金から繰替えられた資金を加え、一元的に運用する。
- ② 平成31年度県当初予算をベースにした「令和元年度歳計現金等収支計画」に基づく資金量見込みは、年度平均残高は前年度比75億円減の404億円となる見通しであり、2月及び3月において、支払い資金が不足し、一時借入が生じる見込みである。
一時借入は、企業局からの借入等、低利な借入による対応を検討する。

(2) 基金

- ① 災害救助基金及びまち・ひと・しごと創生拠点整備基金を除いた22基金の期首残高449億円から、各基金の残高から債券運用分（現在0億円）を除いた額について、所管部局からの依頼に基づき歳計現金に繰替えて運用する。
- ② 各基金の今後の残高見込みは「基金中期計画（令和元年度から5年間）」のとおりである。

基金中期計画（令和元年度から5年間）

（単位：百万円）

	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年度末 基金残高	44,991	48,124	27,597	24,475	24,143	23,971

2 金利情勢（省略）

3 資金運用方針

(1) 預金

- ① 支払準備資金を歳計現金保管口座（当座預金及び普通預金）に保管する。
- ② 支払準備資金を除いた余裕資金分は、適時適正に、原則として定期性預金により運用する。対象商品は、譲渡性預金、大口定期預金等、元本保証のあるものとする。

(2) 債券

長期運用が可能な基金については、保有可能な期間を考慮して新発若しくは既

発の利付国債、政府保証債、地方債又は地方公共団体金融機構債を購入して運用する。なお、現時点で令和元年度における新規購入の予定はない。

4 預金先金融機関の選定

「預金先金融機関の選定基準」に基づき、預金先金融機関を選定する。

5 その他

令和2年度の計画が公金管理委員会で承認されるまでの間は、令和元年度の計画の趣旨に即して資金の管理・運用を行う。

なお、今年度において、支払い資金が不足し一時借入が生じる見込みであるが、不必要な借入等が生じないよう収入・支出の額及び時期を的確に把握する必要があることから、各所属における毎月の収入及び支出見込額の登録に漏れのないよう御協力をお願いします。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の法規性に係る検討

- 「山形県資金管理方針」において策定することとされている「歳計現金等収支計画」「基金計画」「年間資金運用計画」が適切に策定されているかという観点で、策定方法等に関する質問、各計画及び計画添付書類の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 令和元年度資金運用計画における運用対象商品は、「山形県資金管理方針」で定められている運用対象の範囲内かを確認した。

山形県資金管理方針（平成28年3月24日改正）より抜粋

第8 リスク管理の基本原則

1 運用対象とする金融商品

資金運用の対象とする金融商品は、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債、大口定期預金、譲渡性預金、外貨預金（元本保証予約付）、スーパー定期預金、通知預金、普通預金、当座預金、別段預金とする。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 令和元年度資金運用計画における預金先金融機関の選定が、「山形県資金管理方針」に基づき行われているかという観点で、「預金先金融機関の選定基準」及び選定基準に基づく検討資料、金融機関の最新の経営動向に関する外部アドバイザーによる意見書等を閲覧した。

山形県資金管理方針（平成 28 年 3 月 24 日改正）より抜粋

第 8 リスク管理の基本原則

4 預金先金融機関の選定

- (1) 預金の入札に参加する金融機関は、別に定める基準を満たすものの中から、第 10 に定める山形県公金管理委員会における協議を経て決定する。
- (2) 選定された金融機関の経営状況に問題が認められる場合には、速やかに参加対象を見直すものとする。

5 預金上限額の設定

預金の入札に当たっては、リスクの軽減を図るため、必要に応じて参加金融機関それぞれに預金上限額を設定することができる。

6 金融機関の経営動向の把握及び対応

- (1) 県の預金等に関する金融機関の経営状況については、収集した情報をもとに、健全性、収益性及び流動性に着目し、次のような指標をもとにその動向を把握する。
 - ①健全性に関する指標
自己資本比率、不良債権比率、業種別貸出金比率、資金調達利回り
 - ②収益性に関する指標
総資産業務純益率、総資産経常利益率、自己資本利益率、経費率、総資金利鞘
 - ③流動性に関する指標
預金量の推移、キャッシュフロー計算書
- (2) 経営動向の把握に際しては、必要に応じて、民間格付機関による格付や株価の動向も活用するとともに、他行比較や時系列比較も行う。
- (3) 動向把握の結果、問題があると認められる場合は、別に定める取扱いにより預金に関する保全策を講じることとする。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点④》「基金の運用は効率的に行われているか」（以下、「基金運用の効率性」という。）に係る検討

- 「基金計画」の基となる「翌年度基金額積立・取崩計画書」及び翌年度以降10年間の「基金額推移計画書」を、各基金所管部課が基金の積立てや事業実施による取崩し等の将来の見通しに基づいて適切に作成しているかという観点で、これらの計画書の閲覧及び各基金所管部課に対する積立・取崩見込み額の根拠に関する質問を実施した。

(結果)

- (3) 「①（県有施設整備基金）運用の状況と整合した「基金額推移計画書」の作成について」参照
- (3) 「②（産業廃棄物税基金）取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について」参照
- (3) 「③（若者定着支援基金）積立て・取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について」参照
- (3) 「④（地域医療介護総合確保基金）積立て・取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について」参照

(3) 指摘事項及び意見

- ①（県有施設整備基金）運用の状況と整合した「基金額推移計画書」の作成について
当基金では、所管部局が、令和2年2月25日に債券による運用のため償還期間10年の新発債3億円を購入することについて決裁し、3月23日に購入している。しかし、令和2年2月27日に基金所管部局が会計局に提出した「基金額推移計画書」では、当基金は令和7年度までに每期取崩しを行い、令和7年度末の基金残高は5百万円となる見込みとなっている。

「山形県資金管理方針」では、運用対象となる金融商品について原則として満期まで保有することを規定していることを考慮すると、運用状況と「基金額推移計画書」は整合していないと考える。

山形県資金管理方針（平成28年3月24日改正）より抜粋

第8 リスク管理の基本原則

3 金融商品の満期保有

満期の設定されている金融商品は、原則としてその満期到来日まで保有する。

ただし、会計管理者が流動性の確保等やむを得ないと判断する場合は、歳計現金等及び基金それぞれの資金全体の元本割れが生じない範囲で途中解約又は売却を行うことができる。

「山形県資金管理方針」では、基金の運用について、各所管部局から提出された「基金額推移計画書」を合算して作成する「基金計画に基づき、将来の取崩しに支障のない範囲内で、1年以上の運用が可能な資金については、債券による運用を優先する」ととされている。

基金計画における中長期的な取崩しに関する見通しが正確でない場合、これに基づき債券運用をした結果、事業実施に伴う基金取崩しにより中途売却せざるを得ない状況が生じ、元本割れするおそれがある。よって、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握するため、基金所管部局は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき「基金額推移計画書」を作成する必要がある。【意見】

②（産業廃棄物税基金）取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について

当基金は、企業等の事業活動と税収が直結することから、税収の増減が社会情勢に左右されやすく、基金積立額の見込みが立ちにくい。そのため、所管部局では基金の年度末残高を1億円程度保有しておく方針であり、実際に平成30年度以降1億円前後で推移している。

一方で、所管部局が会計局に平成31年2月15日に提出した「基金額推移計画書」では、前年度分を当年度の事業にほぼ全て使用するという考え方にに基づき前年度末残高の90%を取崩額として毎年記載しており、実態とかい離している。

会計局では、各所管部局から提出された「基金額推移計画書」を合算して基金計画を策定し、これに基づき年間資金運用計画を策定している。県資金全体で効率的な運用を行うためには、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、基金所管部局は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき「基金額推移計画書」を作成する必要がある。【意見】

③（地域医療介護総合確保基金）積立て・取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について

《医療分》

所管部局が会計局に平成31年2月20日に提出した「基金額推移計画書」において、国費負担分における配分額が示されていない状況の中で推移を見込むのが困難であるという理由で、令和2年から令和10年度までの積立額・取崩額を全て「未定」と記載している。

一方で、所管部局では、地域医療構想に基づき急性期から回復期・慢性期に病床変更等を行うため、令和7年度までに総額57億円を積み立て、令和7年度末までの間にほぼ全額を取り崩すことを見込んでいる。

会計局では、各所管部局から提出された「基金額推移計画書」を合算して基金計画を策定し、これに基づき年間資金運用計画を策定している。県資金全体で効率的な運用を行うためには、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、基金所管部局は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき「基金額推移計画書」を作成する必要がある。【意見】

《介護分》

所管部局が会計局に平成 31 年 2 月 28 日に提出した「基金額推移計画書」の積立額・取崩額の根拠をヒアリングしたが、担当者が複数回変更したこと等もあり、金額の根拠は不明との回答であった。

会計局では、各所管部局から提出された「基金額推移計画書」を合算して基金計画を策定し、これに基づき年間資金運用計画を策定している。県資金全体で効率的な運用を行うためには、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要である。

所管部局は、説明可能で合理的な根拠に基づく将来の見通し等により「基金額推移計画書」を作成し、担当者が変更しても根拠の説明や同水準の業務が実施できるよう適切な引継ぎを行うことが必要と考える。【意見】

なお、所管部局は、令和 2 年 2 月 27 日に提出した翌年度の「基金額推移計画書」では実施事業及び今後の見込みを踏まえた合理的な金額により作成している。

④（若者定着支援基金）積立て・取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について

所管部局が会計局に平成 31 年 2 月 28 日に提出した「翌年度基金額積立・取崩計画書」、「基金額推移計画書」において、積立額は若者定着奨学金返還支援事業の年間定員数に 4 年生大学の最大支援額を乗じて積算し、取崩額は計画書提出時点で決定している助成候補者に係る今後の支援予定金額を卒業時期別に記載している。

積立額は、これまでの実績において 4 年生の最大支援額で認定を受けた学生は少ないことから過大に積算されており、一方で、取崩額は、令和 6 年度まで当支援制度の募集を行うことから今後の助成候補者に係る卒業時期別の取崩しを含めるべきところが含まれておらず過小となっている。

会計局では、各所管部局から提出された「基金額推移計画書」を合算して基金計画を策定し、これに基づき年間資金運用計画を策定している。県資金全体で効率的な運用を行うためには、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、基金所管部局は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき「基金額推移計画書」を作成する必要がある。【意見】

2 山形県公金管理委員会による協議

(1) 山形県公金管理委員会の概要

① 設置の趣旨・業務内容

山形県資金管理方針（平成28年3月24日改正）より抜粋

第10 公金管理委員会の設置

1 公金管理委員会の趣旨

県公金の管理及び運用について、県財政の運営状況及び金融情勢等を踏まえながら適切に実施するとともに、公金運用に関係する金融機関の経営状況を把握したうえで、県として必要な対策を迅速かつ的確に実施するために、山形県公金管理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の業務

(1) 委員会は、次の事項について協議を行う。

- ① 毎年度の歳計現金等収支計画、基金計画、年間資金運用計画
- ② 預金先金融機関及び金融商品の選定
- ③ 預金先金融機関の経営に問題が生じた場合において対応すべき事項
- ④ 県公金の管理及び運用に関して関係部局による協議調整等が必要な事項
- ⑤ その他、資金管理方針の実施に関する事項

(2) 各関係部局は、委員会における協議結果を踏まえて、適切な資金の管理・運用に努める。

② メンバー構成

(山形県公金管理委員会)

委員長	会計管理者（兼）会計局長
委員	総務部次長、企画振興部調整監（兼）次長、防災くらし安心部次長（兼）危機管理広報監、環境エネルギー部次長、子育て推進部次長、健康福祉部次長、商工労働部次長、観光文化スポーツ部次長、農林水産部次長、県土整備部次長、教育庁教育次長、企業局長、病院事業局長
事務局長	会計局会計課長

(公金管理班)

「山形県公金管理委員会設置要綱」において、公金の管理・運用に関する実務的な作業等を行うため、「公金管理班」を設置している。公金管理班には、「資金運用部会」と「金融情報部会」があり、それぞれの構成は次のとおりである。

部会	公金管理班-資金運用部会	公金管理班-金融情報部会
班長	会計局会計課 出納主幹	
部会員	総務部財政課 資金制度係長	
	企業局総務企画課 出納主査 病院事業局県立病院課 課長補佐（経営施設担当）	商工労働部中小企業振興課 金融主査 農林水産部農政企画課団体検査指導室 室長補佐（団体指導担当）
事務局	会計局会計課 課長補佐（資金出納担当）、資金出納主査	

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点④》基金運用の効率性に係る検討

- 山形県公金管理委員会において、「山形県資金管理方針」で定められている業務が適切に行われているかという観点で、公金管理委員会及び公金管理班会議に関する議事録及び添付書類の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 公金管理委員会の開催による資金不足に係る全庁的な情報共有と対応の必要性」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 公金管理委員会の開催による資金不足に係る全庁的な情報共有と対応の必要性

令和元年度において、公金管理班会議は7月18日に開催され、公金管理委員会で協議することとされる資金計画等の内容、資金不足の時期・対応、預金先金融機関及び金融商品の選定結果、預金先金融機関の最新の経営状況等について検討され、議事録が保管されている。

一方で、公金管理委員会は書面による協議として行われ、7月30日に各委員に公金管理班会議で検討後の資料が送付され、8月に全委員から書面にて承認を得ている。これは、次のとおり、平成30年度に開催方法を見直し、令和元年度は委員会を開催するケースに該当しないと判断されたためである。

「公金管理委員会の開催方法の見直し」に関する資料（平成30年7月12日）より
要約・抜粋

本委員会は、平成14年のペイオフ解禁を契機として、それまで各部局において各種基金の預託等を行ってきたものを一元的に管理する必要性が生じたことから、

各部局の意見調整を図る場として設置された。

近年は歳計現金のほかに各種基金も活用した資金運用の仕組みも確立されてきたこと、預託先として選定している金融機関の経営状態に差し迫った問題が生じていないことから開催方法の見直しを行う。

原則、書面による協議とし、以下のようなケースにおいては、委員を参集し、委員会を開催する。

(委員会を開催するケース)

以下の場合において、委員との協議が必要と判断した場合に開催する。

- ①金融情勢に大きな動きがあった場合
- ②預金先金融機関の経営に問題が生じた場合
- ③県公金の管理及び運用に関して関係部局による協議調整等が必要な場合
- ④預金保険法又は農水産業協同組合貯金保険法に規定する保険事故発生の可能性がある場合または発生した場合

しかし、令和元年度は、資金計画の段階で2月～3月の時期に資金不足が見込まれ、結果として、3月に最大179億円の一時借入を行うこととなった年度である。さらに、年々、繰替運用後歳計現金等の水準がてい減し、今後も資金繰りが厳しい状況が続くことが見込まれる。

こうした状況に対応するためには、資金計画の段階から事業所管部局に対して資金不足の状況に関する情報共有や事業実施時期の早期化等の働きかけが必要と考える。

確かに、書面協議であったとしても年間の資金計画等の資料は公金管理委員会委員である各所管部局に対しても提供されているが、より実効性を上げるためには、上記資料の(委員会を開催するケース)「③県公金の管理及び運用に関して関係部局による協議調整等が必要な場合」に該当するものとして、公金管理委員会を開催して、直接協議を実施することが必要と考える。【意見】

3 基金の繰替運用による一元運用

(1) 一元運用の概要

① 直近5年間の一元運用と基金繰替の状況

	預金平均残高（百万円）		一元運用預金利息（千円）		一元運用 利回り	繰替運用の 預金平残に 対する割合
		内、繰替運用		内、繰替運用		
平成27年度	64,447	49,702	59,861	46,424	0.093%	77.1%
平成28年度	57,369	48,104	17,371	14,582	0.030%	83.9%
平成29年度	53,605	47,429	17,257	15,178	0.032%	88.5%
平成30年度	47,772	39,582	8,644	7,125	0.018%	82.9%
令和元年度	40,028	41,359	4,857	4,964	0.012%	103.3%

（注）預金平均残高には一時借入した資金を含んでいる。

（出典：県提供資料に基づき監査人作成）

② 令和元年度における一元運用の内容

運用種別	預入期間	口数	預入金額合計 （百万円）	運用利息合計 （千円）
譲渡性預金	10日以下	44	111,000	196
	10日超1か月以下	48	161,000	892
	1か月超3か月以下	30	116,000	2,210
	3か月超6か月以下	2	5,000	221
	6か月超9か月以下	1	5,000	1,227

（出典：県作成資料）

③ 運用方法（運用種別、預入期間、預入金額、預託先の選定方法）の決定プロセス

毎月、各所管課からの翌月收入及び支出見込額の登録票に基づき、資金計画（日ごとの資金残高の推計）を策定する。

月次資金計画において、翌月以降の支払準備資金を除いた余裕資金となる部分を「**預入金額**」として、資金残高の推計期間に基づき「**預入期間**」を決定する。

山形県資金管理方針に基づき選定されている各預金先金融機関への預金上限額と過去の入札の状況を踏まえて、「**預託先の選定方法（入札か相対か）**」を決定する。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金条例で繰替運用が認められ、かつ基金所管部局から会計局への繰替運用依頼がある基金のみが繰替運用されているか、また、基金の一元運用のための事務手続が平成 24 年 3 月 29 日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」に基づいて実施されているかという観点で、各基金所管部課及び会計課に対する質問、基金条例、「基金に属する現金の繰替運用依頼書」又は「基金の預金運用依頼書」、基金の繰替に係る書類の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① (土地開発基金) 「基金に属する現金の繰替運用依頼書」の作成について」
参照

- 会計年度を越える基金の繰替運用は行われていないかという観点で、会計課に対する質問、基金条例、基金の積立・取崩に係る書類や出納日報等の閲覧を実施した。

なお、会計年度を越える基金の繰替運用については、総務省の事務連絡で、次のとおり、予算執行上留意すべきことが記載されている。

令和 2 年 1 月 24 日付総務省事務連絡「令和 2 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」(別紙) 第 3 予算編成上の留意事項より抜粋

24 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

(2) 運用の一形態として、基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」(昭和 22 年法律第 67 号) 第 241 条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性(支払準備性、換金性)について満たされているか検証し、必要なものについてはその適正化を図ること。

あわせて、会計年度を越える繰替運用については、将来負担比率の算定上、当該運用額を充当可能基金から控除する取扱いを確実にを行うとともに、住民や議会等が客観的にチェックできるよう、「地方自治法施行規則」(昭和 22 年内務省令第 29 号) 第 16 条の 2 に規定する財産に関する調書、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成 27 年 1 月 23 日) に基づき作成される貸借対照表等において、具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 令和元年度の各基金に編入された繰替運用利息について、各基金の年度中平均残高に会計課が行う歳計現金等の年間平均運用利回りを乗じた金額となっているかという観点で、会計課に対する質問、利息額計算資料の閲覧及び再計算を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点④》基金運用の効率性に係る検討

- 定期性預金による一元運用について、運用種別、預入期間、預入金額の決定が適切かつ効率的に行われているか、預託先の決定方法（入札又は相対預託）に関する判断は適切かという観点で、会計課に対する質問、月次資金計画、預託関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① (土地開発基金)「基金に属する現金の繰替運用依頼書」の作成について

当基金に属する現金の「管理」については、基金条例で、「金融機関への預金その他最も確実有利な方法により保管」することが定められており、会計管理者が歳計現金と一体として管理している。

山形県土地開発基金条例（昭和44年7月14日山形県条例第33号）より抜粋
(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

当基金に属する現金の「運用」については、基金条例で、「確実かつ効率的な運用に努めなければならない」と規定し、繰替運用ができる旨の規定も設置されている。実際に、会計管理者によって運用され、支払準備資金及び一元運用資金にあてられている。また、一元運用の結果生じた運用益についても、同様に基金条例に従い、一般

会計において「諸収入」の「県預金利子」として計上されている。

山形県土地開発基金条例（昭和 44 年 7 月 14 日山形県条例第 33 号）より抜粋
（運用）

第 3 条 知事は、基金設置の目的に応じ、基金の确实かつ効率的な運用に努めなければならない。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の整理）

第 6 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

県が設置する基金の運用については、平成 24 年 3 月 29 日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」の中で、一元運用の方法や手続きなどが定められている。

平成 24 年 3 月 29 日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」より抜粋

2 一元運用の方法

（1）対象基金

- ① 県基金の全てを対象とする。
- ② 県条例により設置し繰替運用が可能となる基金は、繰替運用により一元運用を実施する。ただし、「災害救助基金」のみは、災害救助法に基づき条例や規則等県の規定を設けずに設置していることから、当該基金に属する現金の運用依頼により基金のままで運用する。

（2）一元運用の内容

① 繰替運用を行う基金の場合

ア 基金に属する現金で債券運用を行う場合は、基金所管部局から会計局に対する購入依頼による。

イ 基金に属する現金（アの債券運用に充てられるものを除く）は、歳計現金に繰替えたうえで歳計現金等と一括して会計局が運用を行う。

ウ 基金の運用は基金所管部局長が実施することになっていることから、繰替運用を行う場合は、基金所管部局から会計局に対する繰替運用の依頼による。

② 繰替運用を行わない基金の場合

運用方法は債券運用も含めて繰替運用を行う基金と同様とするが、預金等運用の手続は基金所管部局から会計局に対する基金の預金運用依頼により行う。

4 一元運用のための手続き

(1) 基金の繰替運用又は預金運用依頼書

基金所管部局から会計局に対して、繰替運用を行う場合は様式1の「基金に属する現金の繰替運用依頼書」、繰替を行わない場合は様式2の「基金の預金運用依頼書」を提出する。

当該規定によれば、当基金は「県条例により設置し繰替運用が可能となる基金」であり、繰替運用により一元運用を実施する基金に該当する。繰替運用を行う基金については、債券運用又は繰替運用を行うこととなり、繰替運用を行う場合は、基金所管部局から会計局に対して「基金に属する現金の繰替運用依頼書」を提出することが規定されているが、当基金については当該依頼書が作成されていない。また、仮に「繰替運用を行わない基金」に該当する場合には、基金所管部局から会計局に対して「基金の預金運用依頼書」を提出することとなっているが、当該依頼書も作成されていない。

県では、当基金について歳計現金と一体として保管されているが歳計現金への繰替えは行われていないため、繰替運用に該当しないと判断している。

確かに、基金に属する現金の「出納保管」については、地方自治法等において、会計管理者の職務とされ、最も確実かつ有利な方法により保管することとされているが、基金の「運用」については、基金条例及び当該規定において、基金所管部局が実施することになっている。実際に、当基金に属する現金が支払準備資金及び一元運用資金にあてられ、一元運用による運用益が生じていることから、実態は、基金条例に基づく確実かつ効率的な運用として、繰替運用が行われていたと考えるべきである。

よって、県は、当該規定に従い、当基金について「基金に属する現金の繰替運用依頼書」を作成する必要がある。【指摘事項】

地方自治法（昭和22年法律第67号）より抜粋

（基金）

第241条

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

(現金及び有価証券の保管)

第 235 条の 4 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）より抜粋

(歳計現金の保管)

第 168 条の 6 会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。

4 繰替運用後歳計現金等の資金不足と一時借入金

(1) 概要

① 直近5年間の繰替運用後歳計現金等の状況

	年間平均残高		最大残高 (発生日)	最小残高 (発生日)	0円を下回った期間		
	歳計現金等	基金繰替			期間	期間最小残高	
平成27年度	646億円	73億円	573億円	1,052億円 (12月9日)	234億円 (3月29日)	—	—
平成28年度	580億円	27億円	553億円	991億円 (6月9日)	157億円 (3月29日)	—	—
平成29年度	541億円	8億円	533億円	923億円 (6月16日)	145億円 (3月20日)	—	—
平成30年度	479億円	32億円	447億円	963億円 (6月15日)	△6億円 (3月22日)	3/22-3/24	△6億円
令和元年度	378億円	△79億円	457億円	927億円 (6月18日)	△179億円 (3月10日)	2/4-2/6 2/21-2/27 3/2-3/22	△13億円 △83億円 △179億円

(注) 歳計現金等の残高には一時借入した資金を含んでいない。

(出典：県作成資料)

上の表のうち、繰替運用後歳計現金等の残高が0円を下回る期間について、県は、「一時借入金」により支払資金の不足に対応している。

一時借入金とは、地方自治体が、会計年度内において、歳入と歳出のタイミングのズレによる歳計現金の不足を補うために借り入れる金銭である。

一時借入は、年度内に償還しなければならず、また、予算で借入限度額を定めなければならない(地方自治法第235条の3第2項、第3項)。

② 全国の都道府県における一時借入金の状況

全国の都道府県における直近5年間の一時借入金の実施月数、借入平均残高(月別残高ベース)、借入利子の金額は次の表のとおりである。

	借入実施月数					借入平均残高（単位：億円）					借入利子（単位：千円）				
	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1
北海道	4	3	0	4	4	128	88	0	93	36	31,782	24,014	0	3,250	1,312
青森県	1	1	1	1	1	9	5	4	1	1	0	0	2	9	11
岩手県	12	12	12	12	12	69	74	66	62	65	1,636	524	467	481	530
宮城県	12	12	4	5	4	442	362	22	5	11	9,143	6,235	143	17	352
秋田県	12	9	9	12	11	236	213	108	211	182	3,910	3,480	1,000	1,863	1,160
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	3	0	0	0	1	44	0	0	0	5	2,775	0	0	0	6
栃木県	10	12	11	12	8	133	231	179	91	102	5,175	6,144	5,123	2,191	1,295
群馬県	10	9	7	12	9	124	112	97	80	55	1,717	1,251	212	42	27
埼玉県	2	0	0	0	0	29	0	0	0	0	6,121	0	0	0	0
千葉県	12	11	10	12	12	634	341	270	329	521	16,974	2,561	1,534	1,874	4,046
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	7	11	6	5	12	111	261	154	106	420	1,447	1,349	1,215	861	3,206
富山県	8	3	5	2	4	13	5	16	3	9	645	79	36	1	29
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	2	7	4	4	4	9	38	34	9	9	35	320	218	9	36
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	12	12	12	12	12	312	279	334	379	408	21,422	10,170	6,236	3,246	8,112
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	12	12	12	12	12	116	103	157	124	141	5,620	900	1,164	746	0
滋賀県	4	3	0	0	0	11	14	0	0	0	1,151	273	53	0	26
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	5	3	4	3	1	204	70	66	36	79	66,531	2,350	5,786	5,046	3,843
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	907	787	438	892	365
和歌山県	10	10	8	7	8	105	105	72	72	82	8,309	6,359	2,136	1,166	1,110
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	3	4	1	1	0	32	20	8	2	0	1,878	293	95	21	0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	8	7	7	5	7	166	168	142	106	76	7,018	10,559	4,630	3,639	2,842
徳島県	3	5	4	4	5	3	9	15	4	8	145	331	911	35	48
香川県	6	9	6	8	3	84	66	54	56	50	6,311	6,346	2,195	3,786	12,323
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0	278	61	0
福岡県	8	4	9	3	4	64	65	37	21	8	4,816	3,153	301	195	26
佐賀県	0	0	0	0	3	0	0	0	0	4	8,647	4,406	-583	433	70
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	12	6	7	8	6	130	43	78	185	39	6,275	1,017	97	1,371	1,116
大分県	3	2	1	1	2	5	1	0	0	2	121	0	0	0	3
宮崎県	7	5	0	7	11	74	25	0	35	73	3,758	316	0	94	280
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	1	0	1	1	1	8	0	7	2	4	96	23	33	14	37

(※)「借入平均残高」は、地方財政状況調査表93表「一時借入金の状況」の各「月末残高」と各月の「借入金残高のピーク」の金額について4月～3月分を合計し、24で除した数値である。

(出典：総務省ホームページ「地方財政状況調査関係資料」より作成)

③ 一時借入に関する県の方針

県は、「山形県資金管理方針」において、一時借入の基本原則を次のとおり定めており、公営企業会計からの借入を優先し、公営企業からの借入ができないとき又は借入しても資金が不足するときは、「山形県指定金融機関の事務取扱いに関する契約書」に基づき、指定金融機関及び指定代理金融機関から一時借入を行う方針としている。

なお、県の令和元年度における一時借入の限度額は、900 億円である。

山形県資金管理方針（平成 28 年 3 月 24 日）より抜粋

第 9 一時借入の基本原則

1 当座借越

- (1) 1 ヶ月に満たない短期間において支払資金が不足する場合は、指定金融機関及び指定代理金融機関からの当座借越により必要な資金を確保する。
- (2) 当座借越は、指定金融機関の事務取扱いに関する契約及び当座借越しに関する契約に基づき行う。

2 支払資金不足時における資金調達

1 ヶ月間程度にわたり多額の借越が見込まれる場合には、支払準備資金の安定的な確保と支払利息の軽減を図るため、公営企業会計からの借入、又は指定金融機関等からの証書借入など有利な資金の借入を行う。

④ 直近 5 年間の一時借入の実施状況

	借入 日数	借入期間	期間中 平均残高	期間中 最大残高	借入先		支払利息 (千円)
					公営企業会計	指定金融機関等	
平成 27 年度	0	—	—	—	—	—	—
平成 28 年度	0	—	—	—	—	—	—
平成 29 年度	0	—	—	—	—	—	—
平成 30 年度	5	3/20-3/24	11 億円	15 億円	15 億円	—	2
令和元年度	46	1/31-2/6 2/21-3/30	104 億円	179 億円	140 億円	39 億円	330

※なお、平成 22 年度から平成 26 年度までの期間も一時借入は実施していない。

(出典：県提供資料に基づき監査人作成)

⑤ 県の資金繰り改善に向けた取組み

県では、歳入と歳出のタイミングのズレによる歳計現金の不足ができるだけ生じないように、次の取組みを行っている。

- イ) 会計局は、月次資金計画策定による日ごとの資金残高推計の結果、歳計現金が不足しないよう国庫支出金など外部からの収入を財源とする支出の場合、当該収入の受入後に事業者に支出するよう事業所管部局へ依頼している。さらに、補助金等の場合、相手方と資金需要について協議し、支払日や支払金額について変更してもらうよう事業所管部局へ依頼する場合もある。
- ロ) 特に、年度資金運用計画の段階で資金不足が見込まれる2月～3月の時期については、会計局が収入及び支出見込額登録内容を確認し、資金繰り改善に効果があると判断した規模（数億円単位）の事業について、事業所管部局に対して、歳入時期の繰り上げ、歳出時期の繰り下げを個別に依頼している。
- ハ) 会計局では、他県の情報等を参考にして、指定金融機関及び指定代理金融機関と金利や借入最短期間等の借入条件の見直しについて協議を行っている。
- ニ) 会計局と財政担当部局の間で資金繰りに関する情報共有を行い、起債の一部分割や時期の繰り上げを行う場合もある。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 一時借入に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、会計課に対する質問、一時借入関係簿冊の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点④》基金運用の効率性に係る検討

- 資金繰り改善に係るより効果的な取組みはないかという観点で、会計課及び財政課に対する質問、公金管理委員会・班会議資料、月次資金計画調製資料及び一時借入関係簿冊の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 資金計画等の事業所管部局への情報共有と事業早期実施の働きかけについて」参照

(3) 「② 地方債発行時期の計画的な繰り上げの検討について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 資金計画等の事業所管部局への情報共有と事業早期実施の働きかけについて

令和元年度は、資金計画の段階で2月～3月の時期に資金不足が見込まれ、平成29年度まで長らく実施してこなかった一時借入を平成30年度に続いて行うことが見込まれた年度である。また、結果として、(1)「④ 県の資金繰り改善に向けた取組み」に記載した取組みを実施しても3月に179億円の資金不足となり、公営企業会計からだけでなく指定金融機関及び指定代理金融機関からも一時借入を行うこととなった資金繰りが非常に厳しい年度であった。

年々、繰替運用後歳計現金等が減少し、今後も資金繰りが厳しいことが見込まれる状況においては、会計局が翌月の収入・支出の額及び時期を把握してから個別に各事業所管部局に収入の時期を早め、支出の時期を遅らせることを個別に依頼するだけでは限界があると考ええる。

よって、資金計画策定の段階から、資金繰りの状況が厳しいこと、2月～3月に資金不足が見込まれることを会計局から事業所管部局に情報共有する必要があると考ええる。さらに、例えば、各事業所管部局の国庫補助や県債を財源とする当該年度の大規模事業の一部について、財源の歳入時期を繰り上げるために事業開始及び完了時期を早めてもらうよう働きかけ、全庁的に資金計画の段階から資金繰り改善に取り組むことが有用と考える。【意見】

② 地方債発行時期の計画的な繰り上げの検討について

例年2月～3月は委託事業（建設事業を含む）や補助事業の完了時期が集中することなどにより、歳計現金等の残高が減少する時期であるが、4月～5月にかけて、主として地方交付税の入金、事業完了の確認検査を受けた上での国庫補助金の入金、地方債の発行等により、歳計現金等の残高水準が回復する。

このうち、4月～5月に行う地方債の発行を、資金不足の時期に繰り上げることができれば、資金繰りが改善されるものと考ええる。

地方債の制限及び総務省の関与について（概要）

イ) 地方債とは、地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものであり、借入先によって次のとおり分類される。

区分	名称	説明
公的資金	財政融資資金	財務省が財政融資資金特別会計において国債を発行して資金調達したもの
	地方公共団体金融機構資金	全ての都道府県、市町村が共同で設立した機構が市場で債券を発行して調達したもの

民間等資金	銀行等引受資金	指定金融機関やそれ以外の銀行・信用金庫・信用組合・農協あるいは共済組合等から借り入れるもの
	市場公募資金	債券発行市場において公募より借り入れるもの

ロ) 地方債を財源とすることができる経費は地方財政法第5条で制限されており、原則として、次に掲げる場合のみと規定されている。

- ・ 公営企業に要する経費の財源
- ・ 出資金及び貸付金の財源
- ・ 地方債の借換えのために要する経費の財源
- ・ 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源
- ・ 公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費の財源

ハ) また、県が地方債を発行する場合には、公的資金については総務省との協議、民間等資金については総務省への届出が必要となる。(地方財政法第5条の3)

(出典：総務省ホームページ資料に基づき作成)

現状、県の月別の地方債発行状況は次のとおりであり、令和2年4月、5月には令和元年度中に完了した事業に係る新発債（銀行借入等引受資金）393億円を発行している。

地方債の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月※	5月※
新発債	□	□											□(130)	○(82) □(263)
前年度繰越事業に係る新発債										□		○ □		
借換債	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□(150)	□(58)
臨時財政対策債							□	□			○			

○：公的資金（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金）

□：民間等資金（県では、銀行等引受資金のみ）

※：括弧内の数値は、令和2年4月及び5月の県の地方債発行額（単位：億円）である。

資金調達の時期のみを論ずれば、起債対象事業が完了したことを確認した上で地方債を発行することが確実である。仮に、年度中に事業が完了せずに繰り越された場合、当該事業に基づく行政サービスの便益が発生しないまま住民が地方債を負担することとなり、住民が負担する必要のない支払利息を発生させるためである。

一方で、起債対象となるような大規模な建設工事等の場合、事業者の運転資金や資

材購入資金等の資金繰り改善のための制度である前金払や中間前金払、部分払等により、県の歳出の時期が先行し、財源の歳入時期とのタイミングにズレが生じていることも事実である。

前金払とは建設工事当初に請負金額の40%を事業者の前払金として支払うものであり、中間前金払とは前金払をした事業者を対象として、工期の2分の1を経過していること等の要件を満たす場合、追加で請負金額の20%（合計で請負金額の60%以内）を中間前払金として支払う制度である。部分払とは、請負代金の90%を上限として工事完成前に認定検査に基づく出来高に対して支払う制度である。

令和元年度の県土整備部及び関連する総合支庁所管課が発注した工事に係る前金払等の実績は次のとおりである。

(単位：件、百万円)

	契約額		前金払・中間前金払		部分払	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	175	4,544	22	219	0	0
5月	35	1,686	84	1,406	0	0
6月	43	2,557	30	727	0	0
7月	82	4,086	35	1,039	0	0
8月	79	3,457	57	1,072	2	2
9月	193	8,862	74	1,411	1	5
10月	124	4,138	151	2,582	1	5
11月	143	4,251	129	1,808	4	42
12月	60	1,407	64	837	3	16
1月	40	1,725	35	378	7	30
2月	32	1,620	41	672	5	24
3月	121	4,661	16	156	0	0
合計	1,127	43,000	738	12,312	23	126

(出典：県作成資料)

上の表のとおり、令和元年度は、県土整備部関連の工事のみの集計でも、前金払・中間前金払・部分払等により年間124億円の歳出が先行しており、県の資金繰りが厳しくなる前の12月までの累計でも111億円となっている。

県のように資金繰りが厳しい状況においては、行政サービスの便益が発生しないまま住民が地方債を負担することのないよう繰越事業になるかを見極めたうえで、現状、4月及び5月に発行している地方債の一部を、起債対象事業に係る前金払等の金額水準を参考として、資金不足が発生する2月～3月以前の時期に繰り上げて発行することを検討されたい。【意見】

5 債券運用

(1) 概要

① 全国の都道府県における基金の債券運用の状況

	基金残高合計（単位：百万円）					基金残高合計に対する有価証券運用割合					債券運用残高 R1①×②
	H27	H28	H29	H30	R1①	H27	H28	H29	H30	R1②	
北海道	150,249	135,980	128,311	110,975	62,061	6.7%	7.3%	7.7%	8.1%	13.1%	8,100
青森県	107,651	107,433	104,528	99,726	103,391	3.2%	3.3%	3.3%	3.5%	3.4%	3,485
岩手県	216,485	175,519	154,690	134,771	124,716	0.7%	0.8%	0.9%	1.1%	1.1%	1,399
宮城県	368,006	316,629	262,480	238,109	218,496	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	1,388
秋田県	104,968	92,933	86,401	81,907	81,666	0.7%	0.8%	0.7%	0.5%	0.4%	360
山形県	56,231	45,665	45,202	47,884	43,235	2.3%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0
福島県	811,409	824,900	777,167	733,972	693,442	19.0%	15.0%	15.3%	14.8%	6.4%	44,502
茨城県	98,291	116,004	118,945	124,604	116,628	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
栃木県	163,795	157,956	147,295	149,536	138,439	0.8%	0.8%	2.2%	2.1%	4.1%	5,650
群馬県	46,409	40,071	38,010	33,465	29,922	18.1%	20.8%	20.5%	21.0%	18.2%	5,450
埼玉県	201,661	192,867	191,649	176,088	154,230	48.2%	45.8%	43.9%	49.9%	60.1%	92,698
千葉県	212,575	206,028	216,437	265,270	252,416	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	578
東京都	2,553,429	2,866,320	3,046,248	2,791,965	2,920,856	1.8%	1.4%	1.4%	1.0%	0.5%	15,735
神奈川県	221,341	194,659	191,199	161,712	156,540	5.7%	5.9%	6.4%	8.5%	8.9%	13,997
新潟県	126,903	119,909	115,411	98,411	85,855	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	21
富山県	60,841	54,918	57,011	54,970	54,502	9.5%	10.5%	9.9%	13.5%	13.7%	7,483
石川県	125,071	130,436	136,235	131,900	130,418	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10
福井県	76,779	72,244	57,746	50,462	50,921	6.4%	1.9%	2.3%	2.7%	1.0%	500
山梨県	96,969	94,820	90,786	84,256	78,540	7.9%	10.1%	8.7%	12.4%	13.0%	10,246
長野県	102,388	100,073	100,423	98,155	94,709	6.0%	5.8%	5.8%	5.9%	2.9%	2,747
岐阜県	103,005	95,790	96,198	94,308	91,778	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	3,500
静岡県	147,465	122,642	126,586	130,167	113,564	3.9%	2.5%	2.8%	2.8%	3.4%	3,836
愛知県	258,773	260,745	269,234	295,498	282,996	1.8%	1.9%	1.9%	1.8%	1.7%	4,819
三重県	38,548	28,360	25,759	26,333	28,228	0.5%	1.4%	2.3%	2.9%	2.6%	744
滋賀県	71,487	61,321	60,451	64,475	66,232	6.8%	6.6%	0.7%	0.0%	0.0%	0
京都府	38,862	37,559	38,498	33,458	32,236	22.7%	11.6%	6.0%	4.8%	6.2%	2,000
大阪府	337,945	326,032	330,554	301,965	303,461	3.4%	3.3%	3.1%	3.2%	3.0%	9,038
兵庫県	49,473	48,408	54,411	45,909	48,114	2.2%	3.6%	0.7%	0.9%	0.8%	378
奈良県	166,205	165,460	173,659	162,835	137,040	11.4%	11.5%	10.9%	11.7%	13.9%	18,989
和歌山県	74,147	74,470	75,736	74,265	72,490	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
鳥取県	81,196	72,231	62,604	53,718	50,853	22.4%	25.1%	25.8%	29.0%	17.4%	8,834
島根県	65,857	66,680	62,180	57,419	50,249	38.2%	43.3%	46.5%	52.3%	55.4%	27,842
岡山県	103,715	97,255	98,479	91,067	83,289	3.4%	4.6%	6.6%	8.8%	10.8%	8,979
広島県	165,108	155,016	148,718	140,157	128,766	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
山口県	46,421	41,504	36,606	36,030	37,056	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
徳島県	72,525	74,995	74,737	72,092	71,165	7.0%	4.4%	4.4%	4.6%	4.7%	3,322
香川県	64,386	61,480	60,287	54,300	49,231	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
愛媛県	120,173	123,005	120,607	111,034	111,220	1.8%	1.7%	1.8%	1.9%	1.4%	1,540
高知県	57,234	52,815	46,087	41,931	37,168	6.9%	5.0%	5.7%	5.3%	5.0%	1,866
福岡県	119,172	110,146	113,073	101,306	95,888	16.4%	19.2%	18.7%	20.9%	22.1%	21,160
佐賀県	73,837	74,516	69,546	65,521	65,153	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
長崎県	101,774	85,587	64,469	58,355	57,339	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10
熊本県	66,172	136,452	113,354	101,068	82,369	39.5%	21.4%	22.7%	28.4%	34.6%	28,509
大分県	90,399	88,934	82,448	70,811	62,241	0.0%	0.0%	34.0%	43.5%	54.7%	34,074
宮崎県	90,714	90,094	92,152	94,485	93,711	11.0%	9.1%	7.6%	8.4%	9.6%	8,972
鹿児島県	87,296	81,833	85,928	78,660	69,451	2.0%	2.0%	1.9%	1.9%	1.8%	1,260
沖縄県	133,627	131,815	125,647	123,333	122,298	8.7%	8.7%	8.6%	9.5%	7.2%	8,786

(※) 満期一括償還地方債の償還財源に充てるため積み立てた減債基金は含まれていない

(出典：総務省ホームページ「地方財政状況調査関係資料」より作成)

② 県の直近5年間の債券運用の状況

	債券残高 (百万円)		債券利息 (千円)	債券運用 利回り	年度末に債券を 保有している基金
	年度末	年度平均			
平成27年度	2,967	6,271	31,033	0.495%	県債管理基金、環境保全基金、 ふるさと農村地域活性化基金
平成28年度	2,966	2,966	8,198	0.276%	県債管理基金、環境保全基金、 ふるさと農村地域活性化基金
平成29年度	700	1,116	5,198	0.466%	県債管理基金
平成30年度	-	52	179	0.344%	-
令和元年度	300	7	-	-	県有施設整備基金

③ 他の都道府県の運用実績の状況

一部の都道府県では基金運用の実績を公表している。ホームページで公表されている各都道府県の直近の基金運用の実績は次のとおりである。

(単位：百万円)

都道府県	基金				運用益 (b)	利回り (b/a)
	預金平残	債券平残	繰替運用	計(a)		
岩手県	363	1,027	123,280	124,670	11	0.009%
宮城県	349,308	27,679		376,987	146	0.039%
秋田県	不明	不明		53,800	6	0.011%
山形県(※1)	40,028	7		40,035	5	0.012%
福島県	388,303	0		388,303	54	0.014%
茨城県(※2)	166,100	23,000		189,100	95	0.050%
群馬県	40,940	62,916		103,856	739	0.712%
埼玉県	314,000	675,100		989,100	3,662	0.370%
千葉県	325,900	485,000		810,900	2,989	0.369%
東京都	3,003,700	946,100	6,200	3,956,000	2,125	0.054%
神奈川県	257,500	606,900		864,400	6,851	0.793%
新潟県	212,632	49,989	4,918	267,539	202	0.075%
富山県	不明	不明		64,494	28	0.044%
石川県	83,098			83,098	8	0.010%
福井県	不明	不明		90,347	71	0.079%
山梨県(※2)	不明	不明		116,963	257	0.220%
岐阜県	150,231	2,176		152,407	89	0.058%
静岡県	不明	不明		628,281	1,799	0.286%
三重県	35,477	26,732		62,209	121	0.195%
大阪府(※1)	91,900	110,200		202,100	279	0.138%
兵庫県	193,300	240,700	90,800	524,800	2,059	0.392%
鳥取県	33,907	11,977		45,884	137	0.298%
熊本県(※1)	144,800	80,400		225,200	616	0.274%
大分県	不明	不明		114,077	352	0.309%

(※1) 歳計現金と基金それぞれの運用状況が分かる都道府県は基金運用に係る数値であるが、歳計現金等と基金の一括運用を行っておりホームページ上で数値が区分されていない山形県、大阪府、熊本県は合算の数値となっている。山形県の債券平残は県提供資料に基づく数値である。

(※2) 直近の数値として、基本的に令和元年度の運用実績であるが、茨城県は令和元年度見込、山梨県は平成29年度の数値となっている。

(出典：各都道府県のホームページ)

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 令和元年度の債券購入に係る手続及び購入した債券の内容が、「山形県資金管理方針」「債券購入事務手続き要領」に則っているかという観点で、債券購入関係書類、取引報告書、保有債券管理台帳等を閲覧した。

山形県資金管理方針（平成 28 年 3 月 24 日改正）より抜粋（再掲）

第 8 リスク管理の基本原則

1 運用対象とする金融商品

資金運用の対象とする金融商品は、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債、大口定期預金、譲渡性預金、外貨預金（元本保証予約付）、スーパー定期預金、通知預金、普通預金、当座預金、別段預金とする。

2 金融商品の運用期間

(1) 国債、政府保証債、地方債及び地方公共団体金融機構債は、10 年以下の期間で運用する。

(2) 国債、政府保証債、地方債及び地方公共団体金融機構債以外の金融商品は、1 年以下の期間で運用する。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点④》基金運用の効率性に係る検討

- 「山形県資金管理方針」では、基金について将来の取崩に支障のない範囲内で債券による運用が優先されていること、(1)概要によると、預金運用よりも債券運用の方が利回りが高く、基金の債券運用割合が高い都道府県もあることから、債券運用の割合を高め、より効率的に基金を運用できないかという観点で、会計課及び各基金所管部課に対する質問、資金運用計画、公金管理委員会・班会議関連資料等の閲覧を実施した。

山形県資金管理方針（平成 28 年 3 月 24 日改正）より抜粋（再掲）

第 6 資金運用の基本原則

2 基金

(1) 債券による運用

① 基金は、基金計画に基づき将来の取崩に支障のない範囲内で、1 年以上の運用が可能な資金については、債券による運用を優先する。

(結果)

(3) 「① 債券保有に伴うリスクを考慮した運用手法の検討について」参照

(3) 「② 県資金全体での効率性を考慮した債券運用の適否判断の実施について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 債券保有に伴うリスクを考慮した運用手法の検討について

各基金所管部局に対して、令和元年度に債券運用を行っていない理由について質問し、次の回答を得た。

No.	基金名	年度末残高 (百万円)	債券運用を行っていない理由
1	財政調整基金	9,826	県債管理基金とともに「調整基金」という扱いであり、災害対応など今後の財政状況に応じて取り崩し額を検討するものであるため、債券運用になじまない。
2	県債管理基金	13,800	財政調整基金とともに「調整基金」という扱いであり、災害対応など今後の財政状況に応じて取崩額を検討するものであるため、債券運用になじまない。
3	県有施設整備基金	2,904	必要時に現金として活用できないほか、金利が上昇した場合は預金利子の方が有利になる可能性があるなど、様々なリスクが想定されるため。
4	土地開発基金	6,051	土地開発基金では、国直轄事業に伴う用地の先行取得に対し機動的に対応するため、債券運用するのは難しい。
5	災害救助基金	540	災害の発生により取崩が必要となる場合に、中途売却により運用面で不利となる可能性があるため。
6	環境保全基金	382	安定的な運用を行うため。
7	ふるさと農村地域活性化基金	856	利率が低く、また、運用が小口化しスケールメリットを發揮できないため。
8	介護保険財政安定化基金	1,397	基金の取崩しがいつ発生するか分からず、中長期的な計画を見込みにくいため。
9	森林整備地域活動支援基金	8	国庫交付金の受け皿であり、事業実施のための準備資金であるため。
10	高等学校奨学基金	766	利率が低いため。
11	産業廃棄物税基金	106	債券による運用は、1年以上の運用が可能な資金について優先している運用方法だが、当該年度末に積立額のほぼ全額を取り崩す必要があるため。
12	やまがた緑環境税基金	74	債券による運用は、1年以上の運用が可能な資金について優先している運用方法だが、当該年度末に積立額のほぼ全額を取り崩す必要があるため。
13	社会貢献活動促進基金	92	会計局による一元運用の趣旨による。
14	後期高齢者医療財政安定化基金	876	基金財源は全額公金であり、債券運用による損失リスクを避けるべきであること、また基金取崩し事由の発生は予期でき

No.	基金名	年度末残高 (百万円)	債券運用を行っていない理由
			るものではなく、償還期間が中長期にわたる国債等による運用にはなじまないため。
15	安心こども基金	276	取崩額の予見が困難であるため。
16	森林整備促進・林業等再生基金	53	当基金事業の支払準備資金の安定的な確保と基金の効率的な運用のため。
17	再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金	0	会計局による一元運用の趣旨による。
18	農業構造改革推進基金	270	利率が低く、また、運用が小口化しスケールメリットを發揮できないため。
19	地域医療介護総合確保基金	3,961	債券による運用は、1年以上の運用が可能な資金の運用に優先している運用方法だが、(介護分) 当該年度末に積立額を取崩す必要があるため/(医療分) 取崩時期の見通しが困難であるため。
20	若者定着支援基金	668	果実運用型の基金への支出は特別交付税措置の対象とならないため。
21	国民健康保険財政安定化基金	892	基金財源は全額公金であり、債券運用による損失リスクを避けるべきであること、また基金取崩し事由の発生は予期できるものではなく、償還期間が中長期にわたる国債等による運用にはなじまないため。
22	スポーツ振興基金	264	債券は年利回りがマイナスになることがあり、基金の保全が図れないおそれがあるため。
23	健康長寿県やまがた推進基金	6	基金財源は県民からいただいた寄附金であり、債券運用による損失リスクを避けるべきであるため、及び基金充当事業の性質として償還期間が中長期にわたる国債等による運用にはなじまないものであるため。
24	まち・ひと・しごと創生拠点整備基金	38	国の交付金を財源とした基金であり、交付金の実施要領において、「基金の運用については、金融機関への預金(ただし、預金保証制度の対象となっているものに限る。)に限る。」とされているため。
25	森林環境譲与税基金	9	当基金は、9月・3月に運用開始、年度末に繰戻しする基金で、運用期間が短いため。

また、各基金所管部局からの依頼に基づき繰替運用や債券購入手続を行う会計局に対して、同様の質問をし、次の回答を得た。

(会計局の回答)

以前は、数年間取り崩す予定がない基金について5年物債券で運用した実績もあるが、現状では、ほとんどの基金が毎年度の事業に必要な額をその都度積み立て、当該年度中にその大部分を取り崩すことから、まとまった額を1年以上にわたって運用する余裕は無く、基金所管部局では、最も安全かつ有利な運用方法として、繰替運用を選択しているものと理解している。

これらの債券運用を行っていない理由を類型化すると、次のとおり分類できる。

- イ) 基金の性質上、債券による運用ができない。(前年度積立額のほぼ全額を当年度に取り崩して事業充当する、国の規定で預金運用に限定されている 等)
- ロ) 取崩時期を中長期的に見通すことができず、債券により運用した結果、償還期間の途中で解約することとなり、元本を下回る金額で償還される可能性がある。
- ハ) 金利が低く、マイナスとなる場合もあり、基金の保全が図れないリスクがある。

上記のうち、理由イ) の回答をした基金は、預金により運用するしかないと考えるが、理由ロ)、ハ) の回答をした基金については、債券保有に伴う二つのリスク(中途解約リスク、金利変動リスク)を低減する手法を採用することにより、債券により運用することは可能であると考えられる。また、県債管理基金のうち満期一括償還地方債分のように取崩時期が明確なものについては、中途解約リスクを考慮する必要性は低く、金利変動リスクを低減することができれば、債券運用が可能であると考えられる。

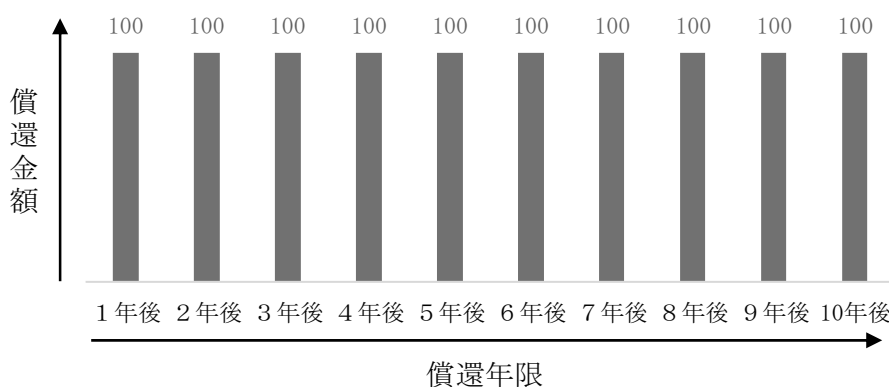
中途解約リスク、金利変動リスクに備えるとともに収益性を向上させる基金運用の取組みの一つとして、「ラダー型運用」による債券運用が、地方公共団体金融機構や他の地方自治体等のホームページ等で紹介されている。

ラダー型運用について (概要)

ラダー型運用とは、毎年償還額が一定となるように債券を保有し、毎年償還の都度、債券を再取得して満期構成を維持する運用手法である。

ラダー型運用において保有する債券構成のイメージ

(前提) 保有する債券残高の総額 1,000 の場合



《特色》

- 毎年一定額の債券を購入するため、毎年の金利変動を長期的に中立化できる
- 毎年一定額の償還があるため、償還の都度、償還金を再取得に回すかを判断することにより、将来の資金需要に計画的かつ柔軟に対応できる

(出典：地方公共団体金融機構ホームページ)

基金所管部局では、基金の取崩時期を予測できないと回答しているが、結果として、取崩しが発生せず長期間残高を維持している基金があり、中途解約リスクや金利変動リスクを低減することができれば、債券により運用することで現状より高い収益性が得られるものとする。

一方で、当運用手法による場合、保有構成を構築するためには5～10年程度の期間と相応の運用資金が必要となることから、歳計現金等の水準が年々低下して資金繰りの厳しさが増す現状においては、その期間と金額水準の流動性低下も考慮する必要がある。

よって、運用上限を定めるなど歳計現金等の流動性低下にも備えた上で、債券保有に伴うリスクを考慮した収益性向上のための運用手法としてラダー型運用による債券運用の導入を検討されたい。【意見】

② 県資金全体での効率性を考慮した債券運用の適否判断の実施について

現状、歳計現金等に繰替運用している基金の一部が、債券により運用される場合、繰替運用後歳計現金等の水準が低下して資金不足が生じ、一時借入を行うことも考えられる。

この場合、資金不足による一時借入を行う期間は1年のうち一定期間と想定されるが、調達にあたり金利負担が生じることとなる。そのため、債券の利率が単純に定期性預金による一元運用の利率よりも高いというだけで債券運用の適否を判断した場合、金利水準や資金不足期間によっては、歳計現金等の資金不足を補うために実施した一時借入の金利負担を考慮すると、債券運用が非効率となる場合も考えられる。

また、債券は購入する年度に金利が決まるが、定期性預金・借入の金利水準や資金不足期間については、債券の償還期日（又は期限、日など）まで毎年同じであることは考えにくい。

よって、債券運用を行う際は、償還期間にわたる県資金全体での調達と運用の効率性を検討した上で運用の適否を判断されたい。【意見】

なお、県資金全体での調達と運用の効率性を検討する場合、次の例示の「パターンA」の場合は効率的と判断でき、「パターンB」の場合には効率的ではないと判断できるものとする。

≪ (例示) 県資金全体での調達と運用の効率性検討 ≫

○債券運用に関する情報 (前提)

運用額 : 50 億円、償還期間 : 10 年、金利 0.146%

パターンA

定期性預金・一時借入の金利水準及び資金不足期間に関する情報

項目	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
定期性預金利率	%	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012
一時借入金利率	%	0.643	0.643	0.643	0.643	0.643	0.643	0.643	0.643	0.643	0.643
資金不足期間	日	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46

イ) 定期性預金による一元運用を行う場合

項目	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	期間計
定期性預金利息	百万円	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	6.0

ロ) 債券運用を行う場合 (歳計現金等に資金不足が生じ、一時借入の利子負担が生じる)

項目	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	期間計
債券利息	百万円	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	73.0
一時借入利子	百万円	-4.1	-4.1	-4.1	-4.1	-4.1	-4.1	-4.1	-4.1	-4.1	-4.1	-40.5
差引		3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	32.5

⇒ 債券運用に関する判断 : ① < ② ⇒ **県資金全体として効率的である**

パターンB

定期性預金・一時借入の金利水準及び資金不足期間に関する情報

項目	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
定期性預金利率	%	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.013	0.015	0.016	0.018	0.019
一時借入金利率	%	0.643	0.643	0.643	0.643	0.643	0.707	0.778	0.856	0.941	1.036
資金不足期間	日	46	53	60	67	74	74	74	74	74	74

イ) 定期性預金による一元運用を行う場合

項目	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	期間計
定期性預金利息	百万円	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.9	1.0	7.0

ロ) 債券運用を行う場合 (歳計現金等に資金不足が生じ、一時借入の利子負担が生じる)

項目	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	期間計
債券利息	百万円	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	73.0
一時借入利子	百万円	-4.1	-4.7	-5.3	-5.9	-6.5	-7.2	-7.9	-8.7	-9.5	-10.5	-70.2
差引		3.2	2.6	2.0	1.4	0.8	0.1	-0.6	-1.4	-2.2	-3.2	2.8

⇒ 債券運用に関する判断 : ① > ② ⇒ **県資金全体として効率的でない**

(仮定)

- 債券運用額は、令和元年度の定期性預金による一元運用で最長の9ヶ月運用した50億円とする。
- 銘柄及び期間は、県の資金管理方針で認められている「地方公共団体金融機構(10年債)」とし、ラダー型運用は行わないものとする。
- 債券利率は、地方公共団体金融機構ホームページで公表されている令和2年4月～12月に発行される同銘柄の利率の平均値(0.146%)とする。

パターンA

- 定期性預金利率、一時借入金利率、資金不足期間は次のとおりとし、償還期間にわたり同一とする。
- 定期性預金による一元運用の利率は、令和元年度における県の運用実績利回りとする。
- 資金不足の期間は、令和元年度実績の46日間とし、当該期間以外は歳計現金等の余裕資金残高が50億円以上あるものとする。
- 一時借入は、全て当座借越によるものとし、利率は、日本銀行ホームページで公表されている貸出約定平均金利のうち、「新規-短期-国内銀行-地方銀行」区分の令和2年4月～10月の利率の平均値（0.643%）とする。

パターンB

- 1年目の定期性預金利率、一時借入金利率、資金不足期間はパターンAと同一とする。
- 定期性預金利率、一時借入金利率は、5年目まで1年目と同一とし、6年目以降は毎年、前年比10%上昇するものと仮定する。
- 資金不足期間は、5年目までは毎年、前年比1週間（7日）増加するものとし、6年目以降は5年目と同一と仮定する。

第3 基金の実在性の検証

1 基金管理簿の整備状況

(1) 実施した手続

基金に関する管理簿として、山形県財務規則に定める基金受払表が適切に作成されているかという観点で、会計課に対する質問、基金受払表の閲覧を実施した。

山形県財務規則（昭和39年3月23日山形県規則第9号）より抜粋（再掲）
第10章 基金
（基金受払表の作成）
第197条の8 会計管理者は、毎月、基金受払表（様式第132号の8）を作成し、これを整理しておかなければならない。

(2) 結果

山形県財務規則に従い、会計課が、毎月、財務会計システムから「基金受払表」を出力して、保管していることを確かめた。

なお、「基金受払表」は、基金所管部局が基金に属する現金の積立や取崩などの受払の情報を財務会計システムに入力し、同システム上で基金別・月別に集計されることにより作成されている。

2 基金管理簿上の残高の実在性

(1) 実施した手続

令和2年3月末日時点の基金に属する現金残高及び有価証券残高が実在するかという観点で、基金受払表上の残高について、金融機関が発行した県公金出納日報・残高証明書等の書類及び証券会社が発行した債券に係る残高証明書との照合を実施した。

(2) 結果

令和2年3月末日現在の「基金受払表」上の基金残高（債券運用分を除く）に、同日付の「県公金出納日報（指定金融機関作成）」上の歳計現金及び歳入歳出外現金残高を加えた残高について、指定金融機関及び指定代理金融機関が発行した残高証明書と照合した結果、一致していた。

また、同「基金受払表」上の基金残高のうち債券運用分について、証券会社が発行した債券に係る残高証明書と照合した結果、一致していた。